



2021年度  
(2020年度統計)

# 自動車保険の概況

---



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

## はしがき

---

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2020年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2022年4月

損害保険料率算出機構

---

# 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。

参考純率および  
基準料率の  
算出・提供



損保料率機構



General Insurance Rating Organization of Japan

自賠責保険の  
損害調査



データバンク

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2022年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

# 目的別一覧

## 自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

<b>動向</b>	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
<b>統計</b>	自賠責保険収支の推移	P90～91
	自賠責共済収支の推移	P138～139
<b>仕組み</b>	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
<b>トピックス</b>	2021年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26

## 自動車保険の『収支』の状況を知りたい

<b>動向</b>	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P69～76
<b>統計</b>	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P106～109
<b>仕組み</b>	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P67～68

## 『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

<b>トピックス</b>	高齢運転者による交通事故の実態	P78～79
<b>仕組み</b>	運転者の年齢 一年齢条件—	P62
<b>統計</b>	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表	P130～131
<b>トピックス</b>	サポートカー限定免許（2022年5月13日創設）について	P80～81
<b>仕組み</b>	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P59～60
<b>仕組み</b>	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P58
<b>トピックス</b>	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	P86～87
<b>トピックス</b>	新型コロナウイルスによる影響	P84～85

## 自動車保険の『普及状況』を知りたい

<b>統計</b>	任意自動車保険 用途・車種別普及率表	P118～119
	任意自動車保険 都道府県別普及率表	P120～121
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P143

## 自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

<b>動向</b>	医療機関における現況	P40～42
	柔道整復における現況	P43～44

# 目次

はしがき  
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1

**はじめに** 損害保険とは …… 4

## 第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1	くるまに関する保険の仕組み	6
2	自賠責保険と自動車保険	
1	自賠責保険の概要	8
2	自動車保険の概要	9

## 第Ⅱ部 自賠責保険

1	自賠責保険とは	
1	自賠責保険の保険約款	10
2	自賠責保険の補償内容	10
2	自賠責保険の保険料率	
1	自賠責保険の保険料率の概要	11
2	自賠責保険の基準料率の算出	14
3	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ	18
4	自賠責保険の基準料率の検証と改定	19
3	自賠責保険料率の現況	
1	保険料（収入）の状況	20
2	保険金（支払い）の状況	22
	<b>トピックス</b>	
1	2021年度 自賠責保険基準料率の検証結果	26
4	自賠責保険の損害調査とは	
1	自賠責保険の損害調査の流れ	28
2	自賠責保険の損害調査の体制	29
	<b>トピックス</b>	
2	自賠責保険（共済）審査会における審査について	30
3	自賠責保険の支払基準	32
4	自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係	32
5	自賠責保険から支払われない場合	34
6	自賠責保険から支払いが減額される場合	35
5	自賠責保険の損害調査の現況	
1	請求事案の状況	36
2	保険金の支払状況	37
3	後遺障害認定の現況	38

## 6 自賠責保険の医療費について

1	医療費の現況	39
2	医療機関における現況	40
3	柔道整復における現況	43

## 7 政府保障事業とは

1	保障事業の概要	45
2	保障事業の受付状況	46

## 第Ⅲ部 自動車保険

### 1 自動車保険とは

1	自動車保険の保険約款	48
2	自動車保険の補償内容	49
3	自動車保険標準約款	53

### 2 自動車保険の保険料率

1	自動車保険の保険料率の概要	54
2	自動車保険の参考純率の算出	65
3	自動車保険の参考純率の算出後の流れ	67
4	自動車保険の参考純率の検証と改定	68

### 3 自動車保険の現況

1	保険料（収入）の状況	69
2	保険金（支払い）の状況	73
	<b>トピックス</b>	
3	高齢運転者による交通事故の実態	78
4	サポートカー限定免許 （2022年5月13日創設）について	80
5	法定利率の引下げによる影響	82
6	新型コロナウイルスによる影響	84
7	コネクテッドカー・自動運転車の 普及状況	86

## 第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

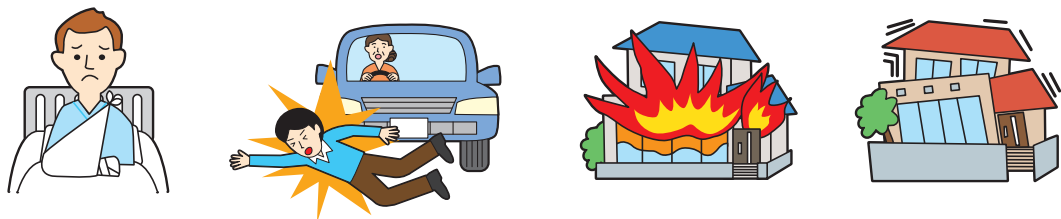
1	自賠責保険統計	90
2	自動車保険統計	106
3	関連情報	138

# はじめに — 損害保険とは

## 1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金の助け合う制度です。

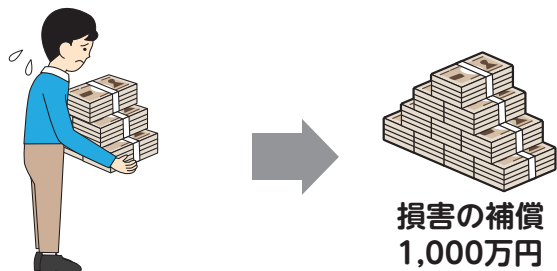
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうち誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

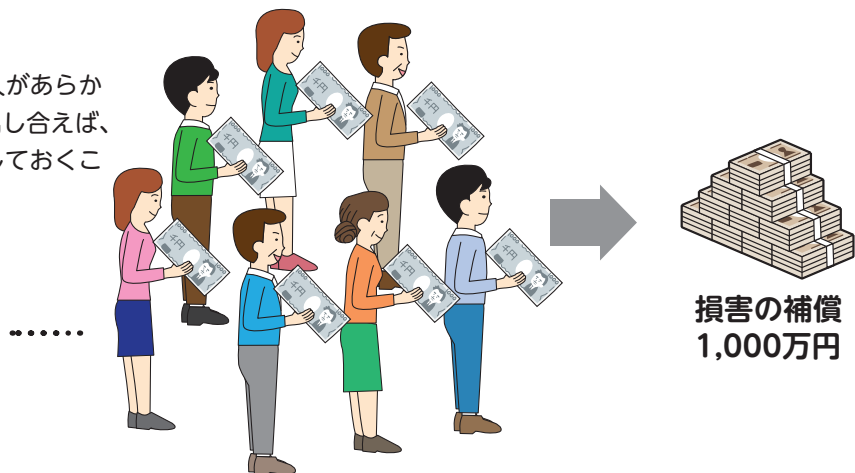
### 貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



### 保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金の助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

## 2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です\*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

\*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

## 3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

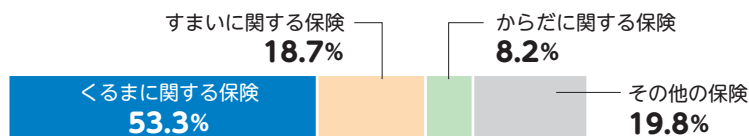
### ■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

### 損害保険会社のマーケット規模

2020年度の元受正味収入保険料は約9兆6,483億円です。その内訳は右のとおりです。



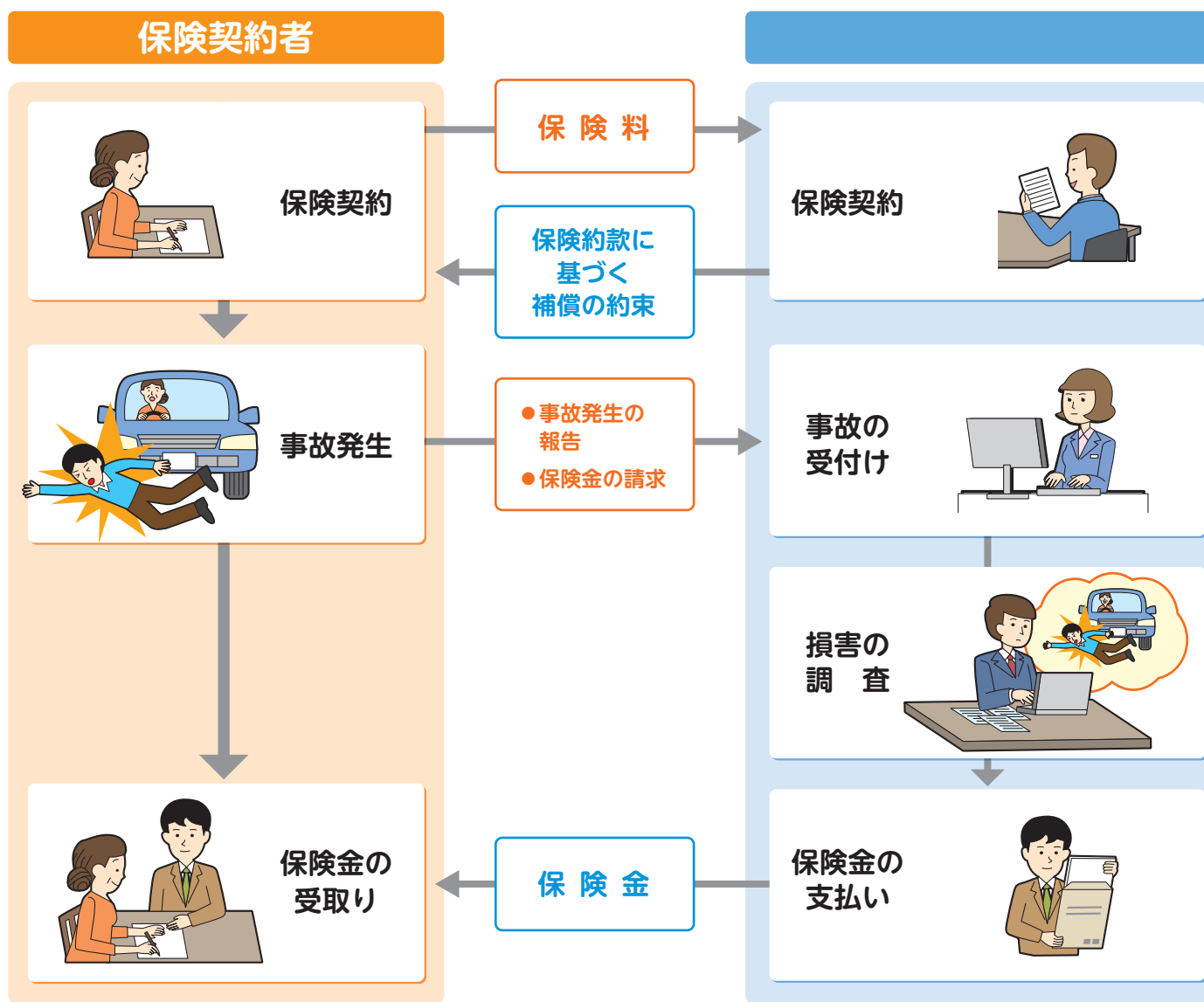
※「令和3年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。



# 1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

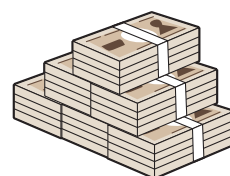
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



## 保険料と保険金の違いは？

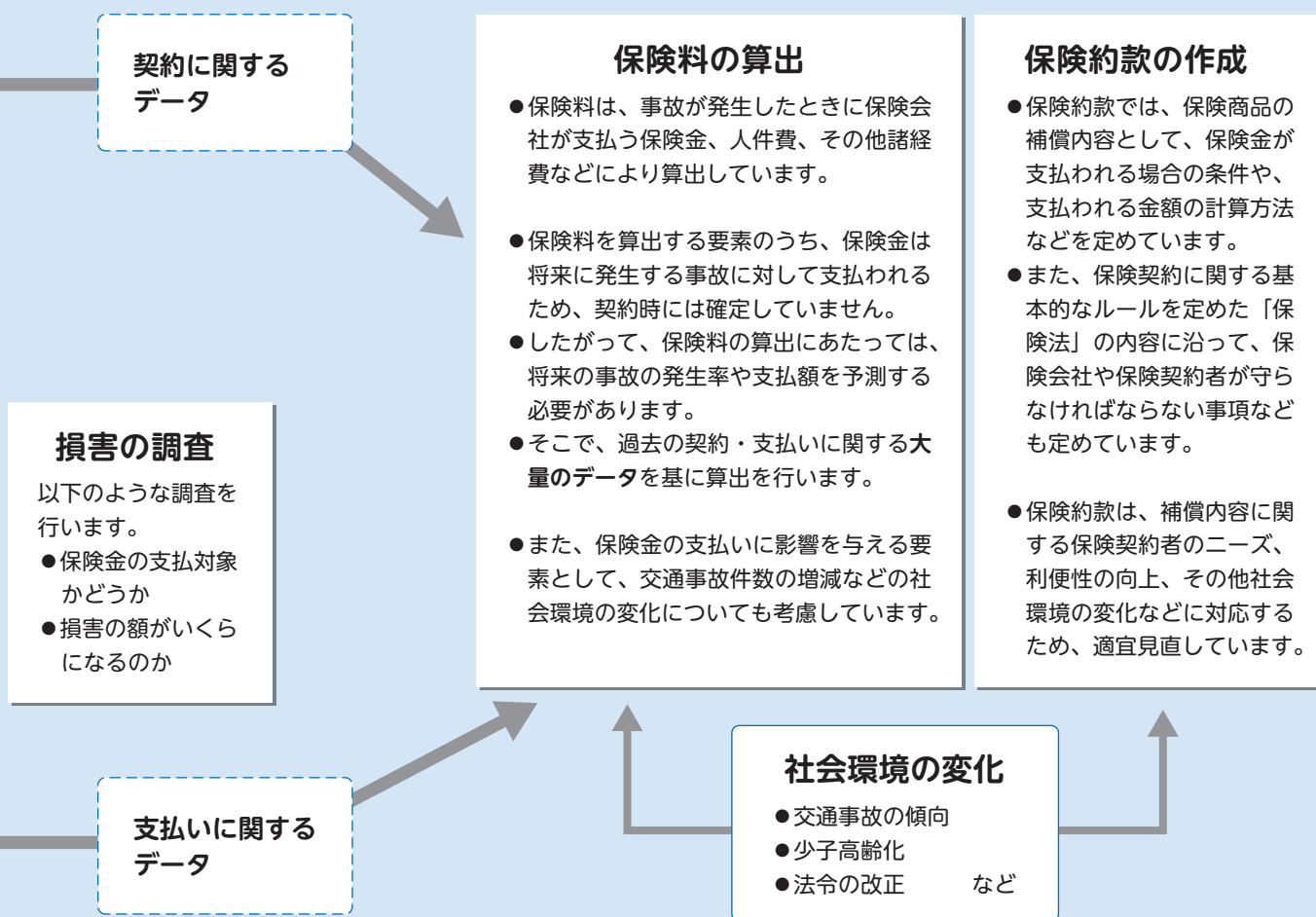
保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。





## 保険会社の役割



## memo

### なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



## 2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



### 1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

#### ■ 自賠責保険の特徴

##### 強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

##### 法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

##### 自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

##### 政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

#### memo

##### 損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

##### 自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

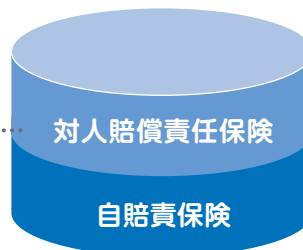
## 2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

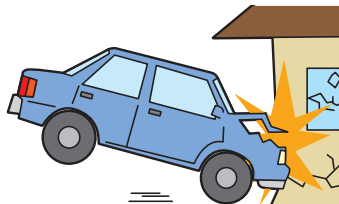
### (1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



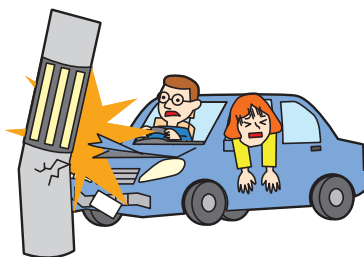
自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



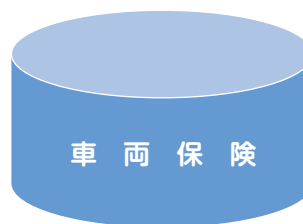
### (2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



### (3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



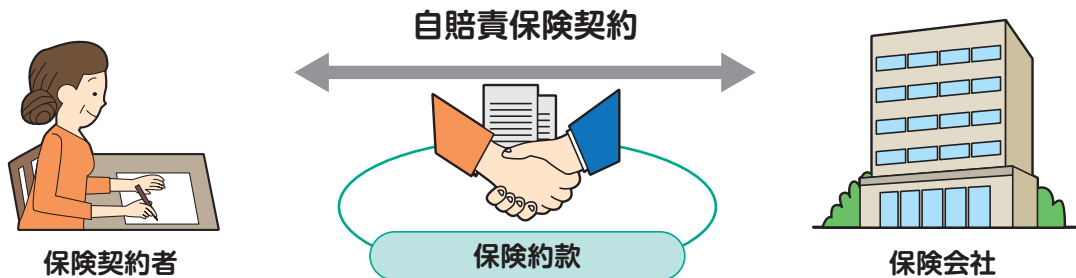
### (4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第III部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

# 1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



## 1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

## 2 自賠責保険の補償内容

### (1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



### (2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。  
右のとおり支払限度額が設けられています。

#### ■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

### (3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

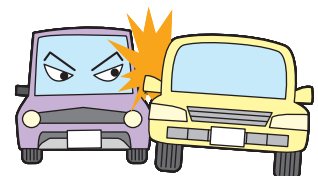
#### ① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

#### ② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 [5](#) 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。



## 2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

### 1 自賠責保険の保険料率の概要

#### (1) 自賠責保険の保険料率

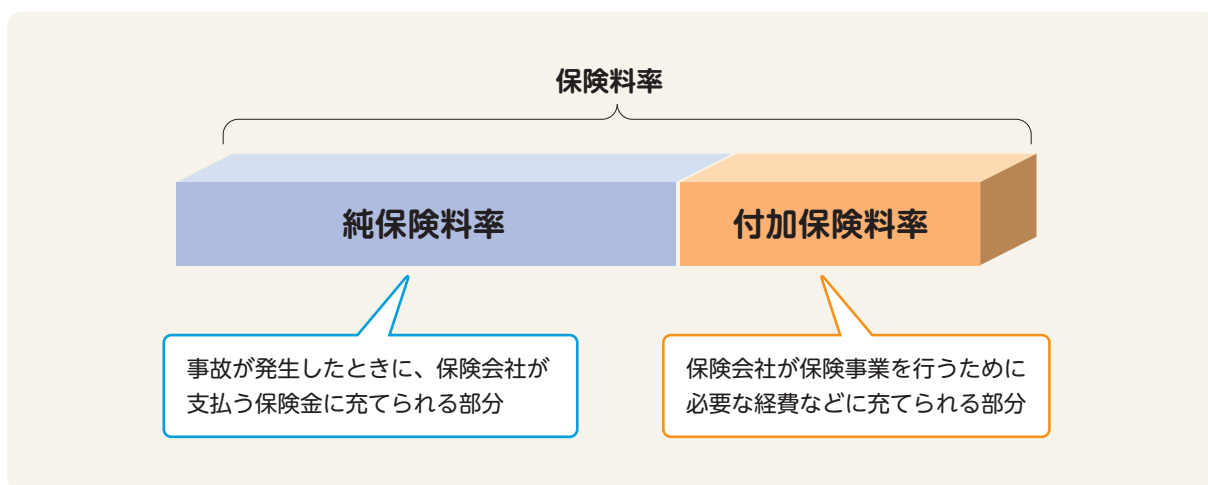
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分 (P13) をご参照ください。

#### ■ 保険料率の構成



#### memo

#### 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

## (2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

<p><b>合理的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、<b>客観性があり</b>、かつ、<b>精度の高い十分な量</b>のものであること。</li> <li>●算出が、<b>保険数理に基づく科学的方法</b>によるものであること。</li> </ul>	<p><b>妥当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約を申し込もうとする者にとって<b>保険契約の締結が可能な水準</b>であること。</li> <li>●保険会社の<b>業務の健全性を維持する水準</b>であること。</li> </ul>	<p><b>不当に差別的でない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険の区分や水準が、<b>実態的な危険の格差</b>および<b>見込まれる費用の格差に基づき適切に設定</b>されていること。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。



「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

**収支相等の原則**

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。

純保険料の総額	保険金の総額
純保険料	保険金
純保険料	保険金
純保険料	保険金
純保険料	保険金

↓  
個々の契約について見ると

**給付・反対給付均等の原則**

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

ある保険契約の純保険料	その保険契約で受け取ることが見込まれる保険金の期待値
-------------	----------------------------

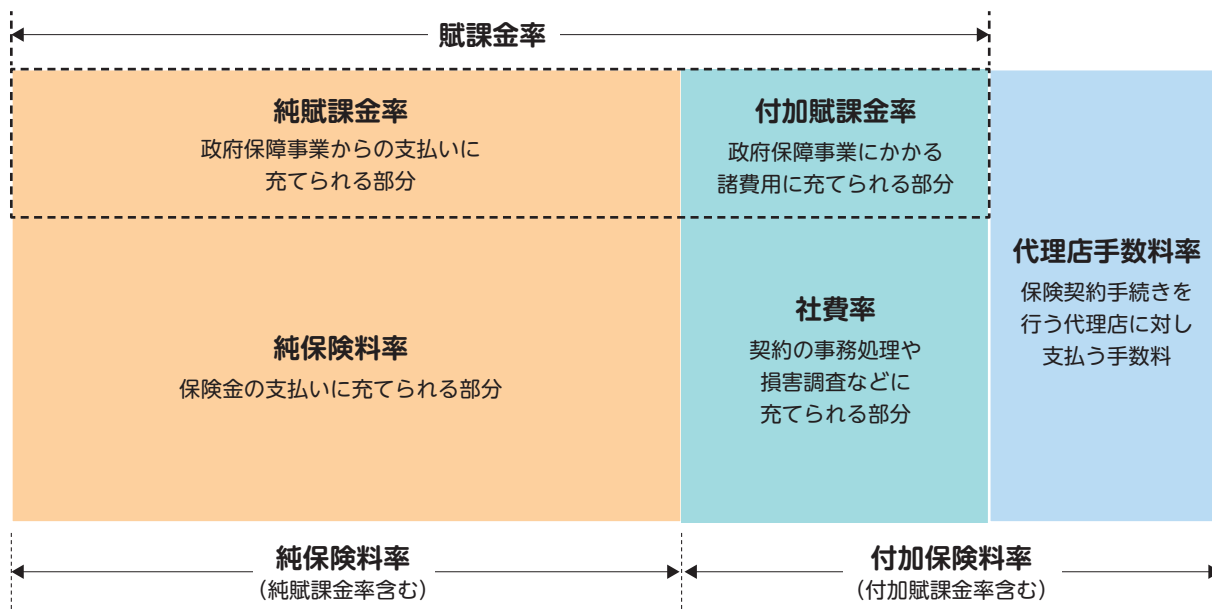


## (4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

### ■自賠責保険基準料率の構成



## (5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

### 料率区分の例

#### 用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



#### <例>

- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車 など

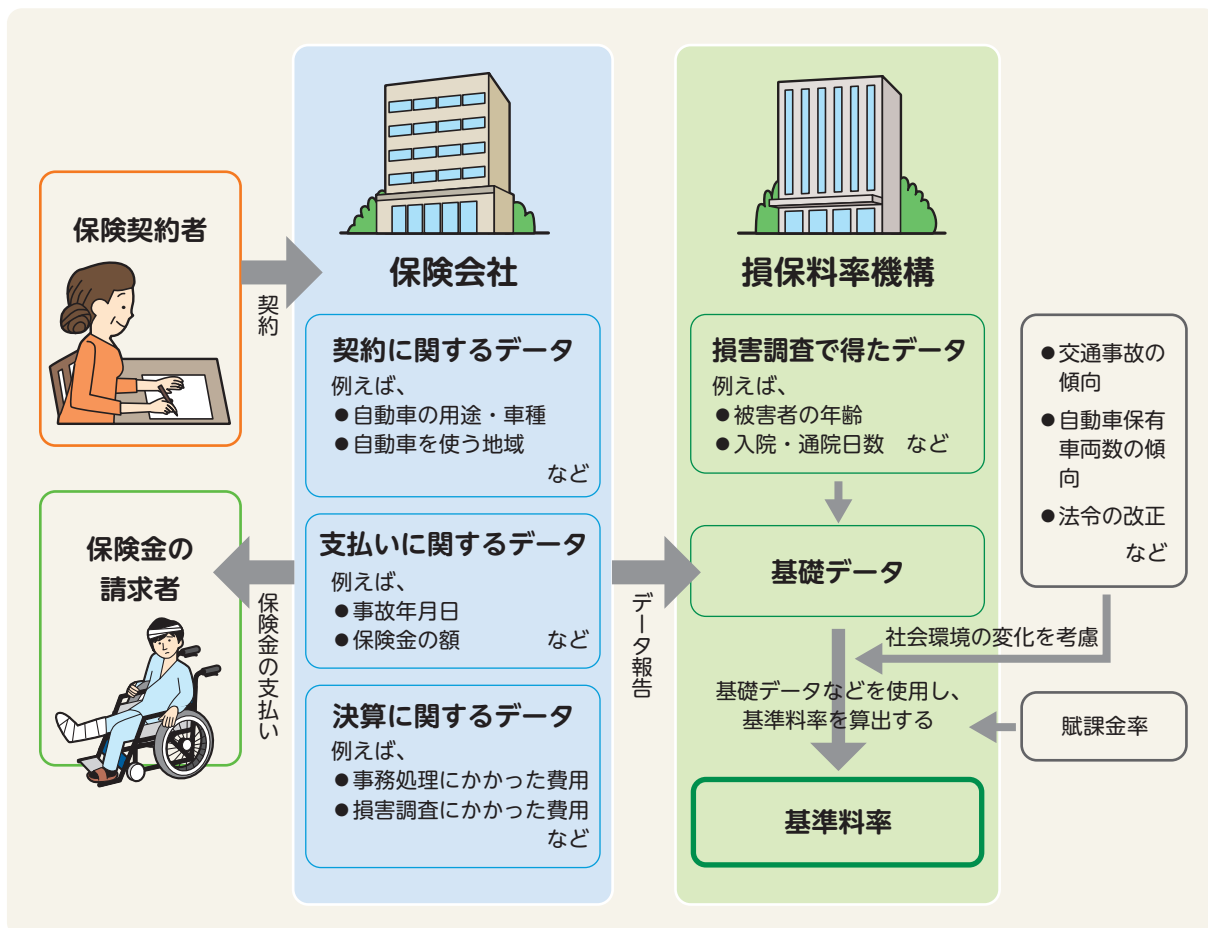


## 2 自賠責保険の基準料率の算出

### (1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

#### ■ 統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



#### memo

#### 社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

## (2) 自賠責保険基準料率の算出方法

### 自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

#### 滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入(純保険料)と支出(保険金)の差額
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

## 自賠責保険基準料率の算出方法

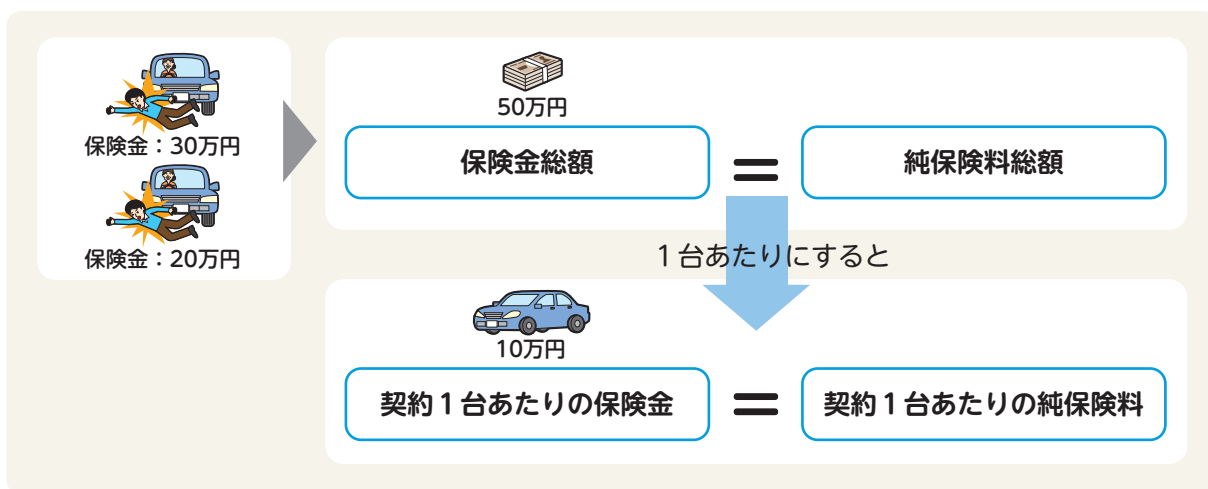
### ① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

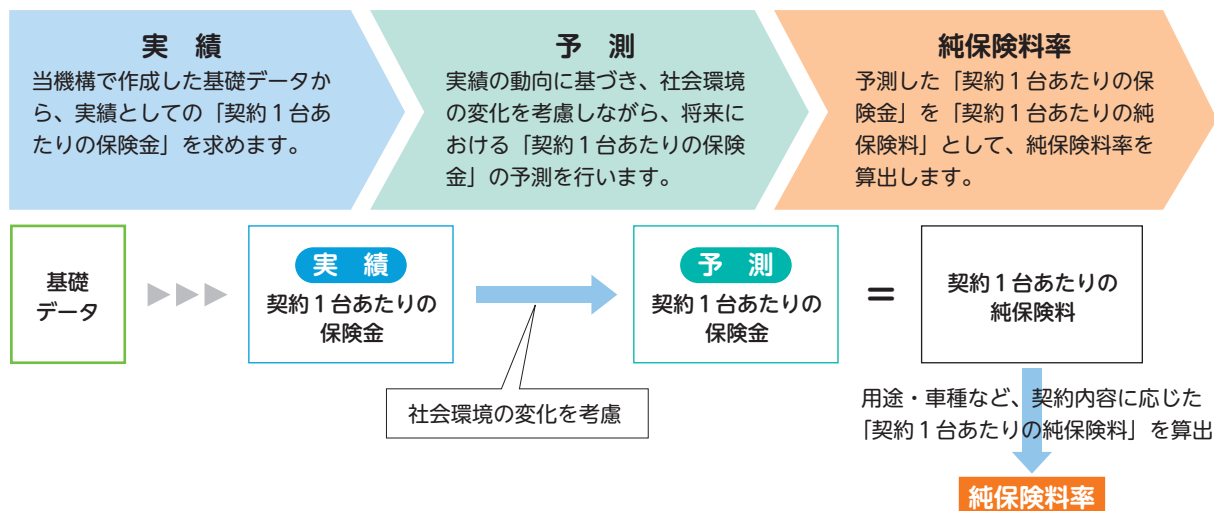
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

### ■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



### ■ 純保険料率算出の流れ



### 契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

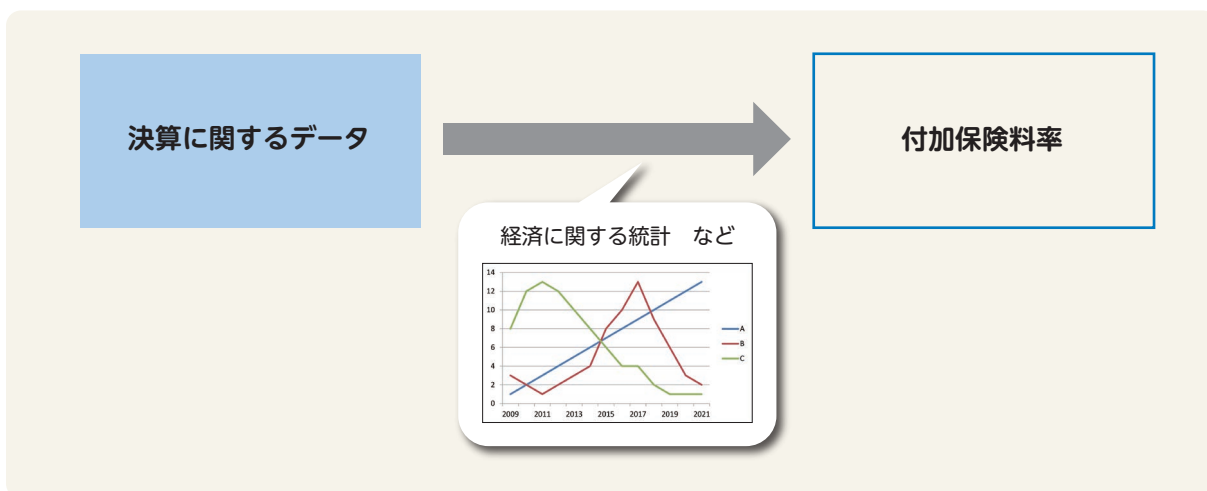
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率 (事故が起きる確率)      保険金単価 (1事故あたりの保険金)

## ② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

### ■ 付加保険料率の算出



## ③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

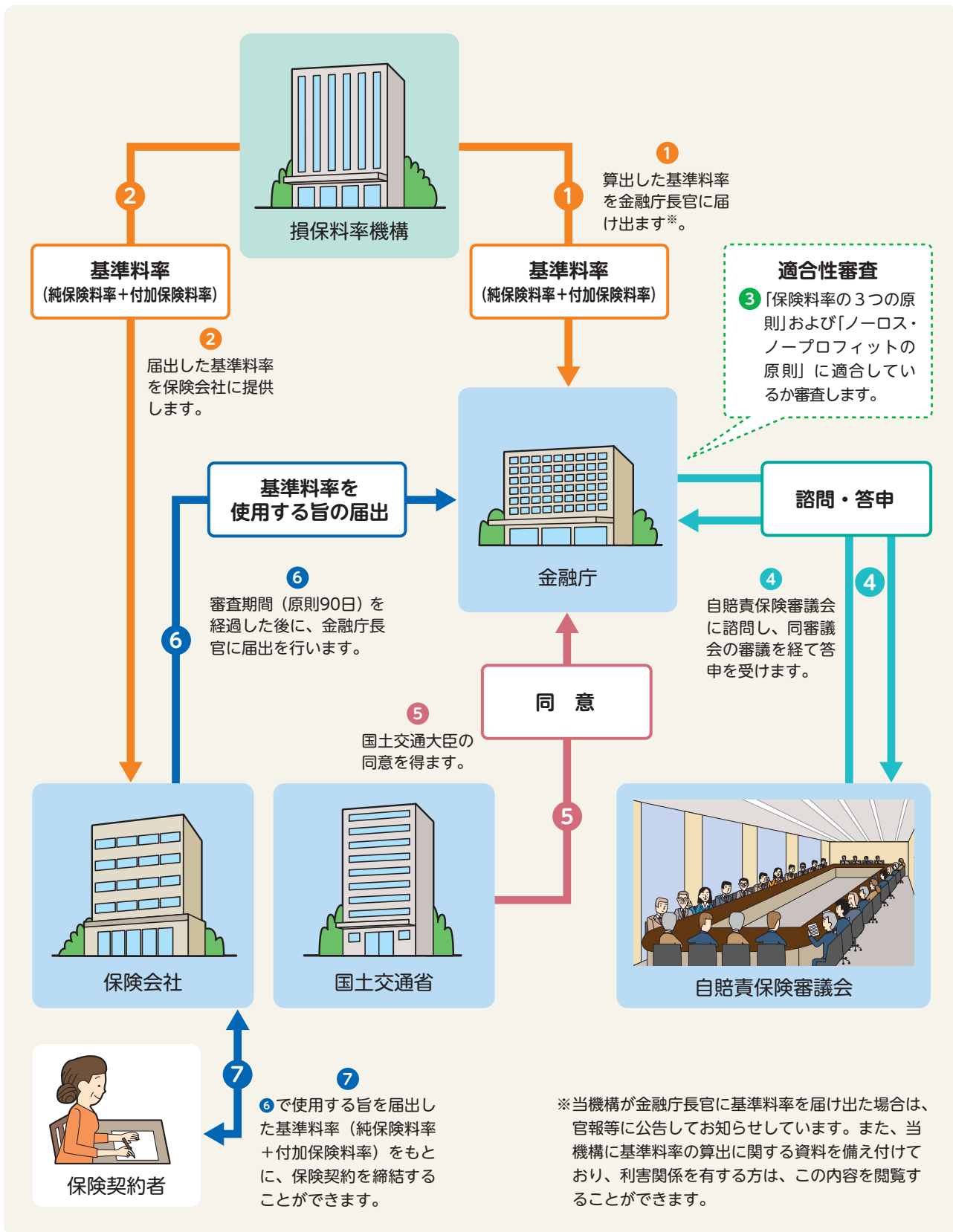
### ■ 賦課金率の算出



## 3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

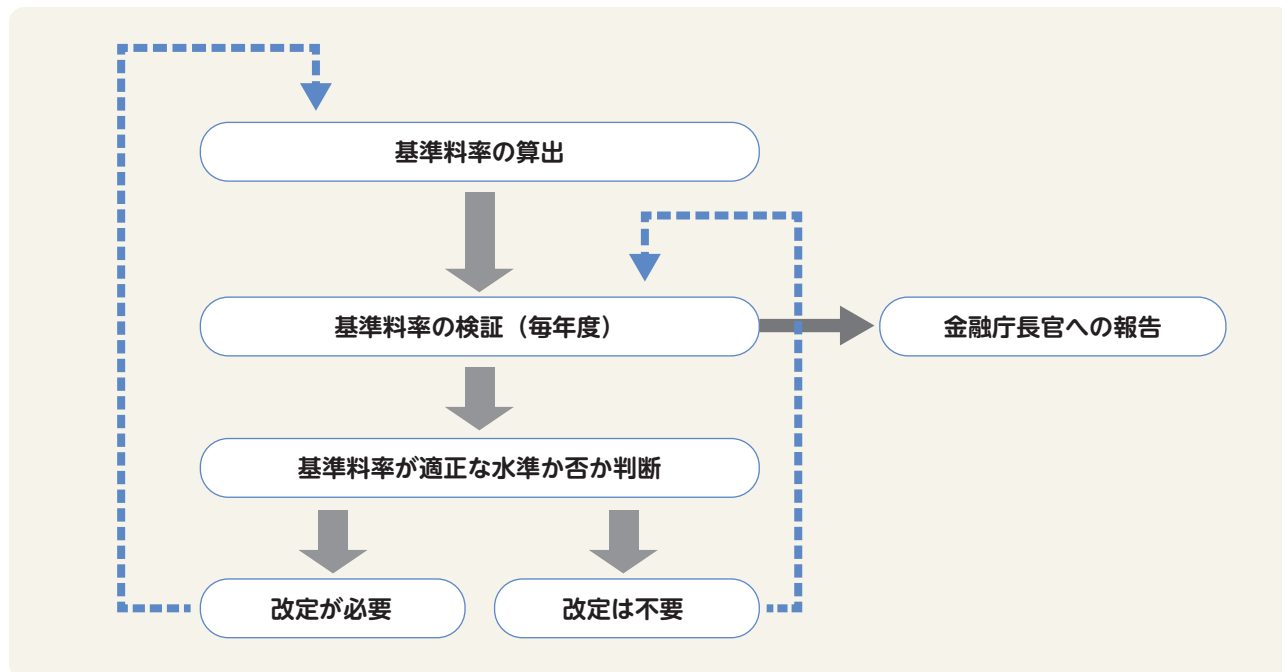
### ■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



## 4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

### ■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

# 3 自賠償保険料率の現況

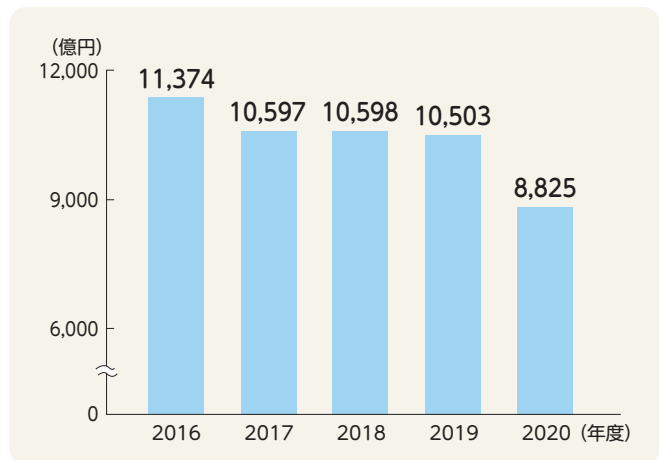
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

## 1 保険料（収入）の状況

自賠償保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

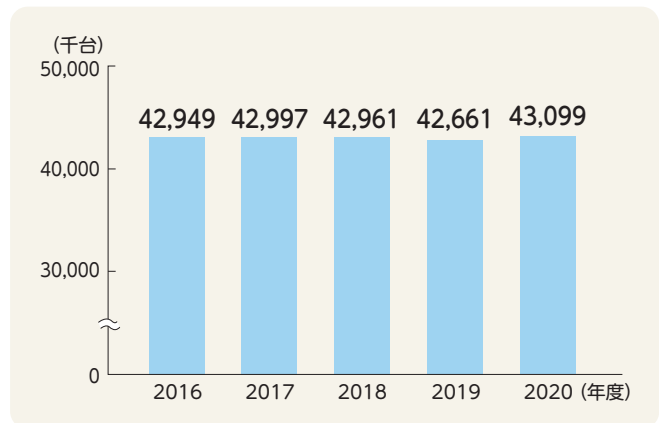
例えば、2017年度と2020年度について、前年度と比較して保険料が減少していますが、これは基準料率を、2017年4月に平均6.9%、2020年4月に平均16.4%それぞれ引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

### 保険料

図1の「保険料」には、2 1(1)自賠償保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

### 集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



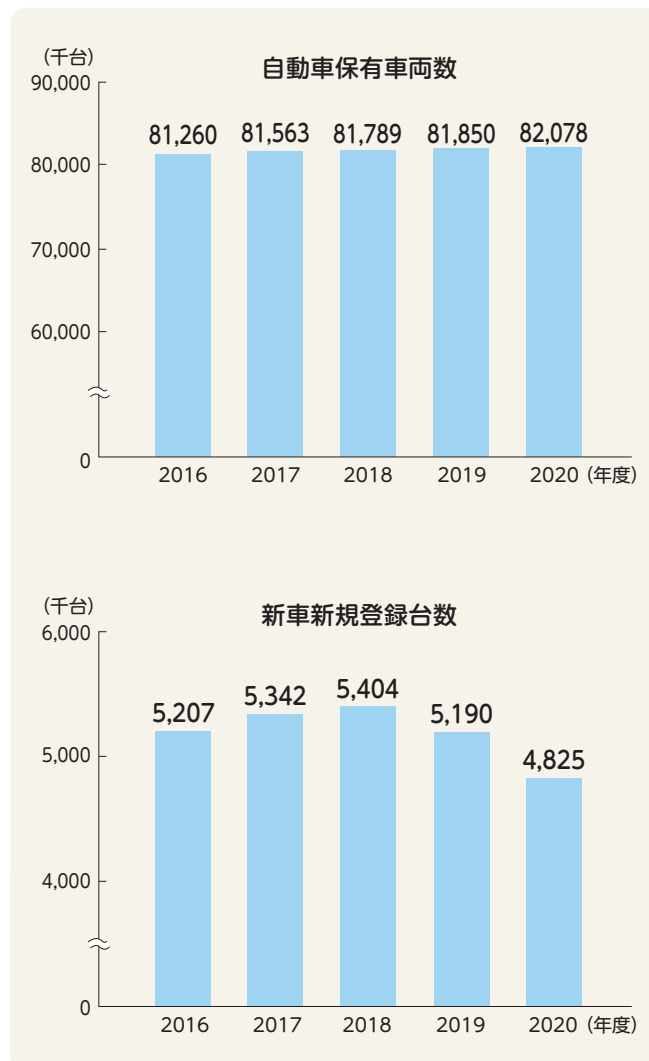


## 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、2018年度までは増加傾向で推移していましたが、2019年度以降は消費税率引上げ等の影響で減少しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向等に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）から作成

### memo

#### 契約台数の推移の特徴

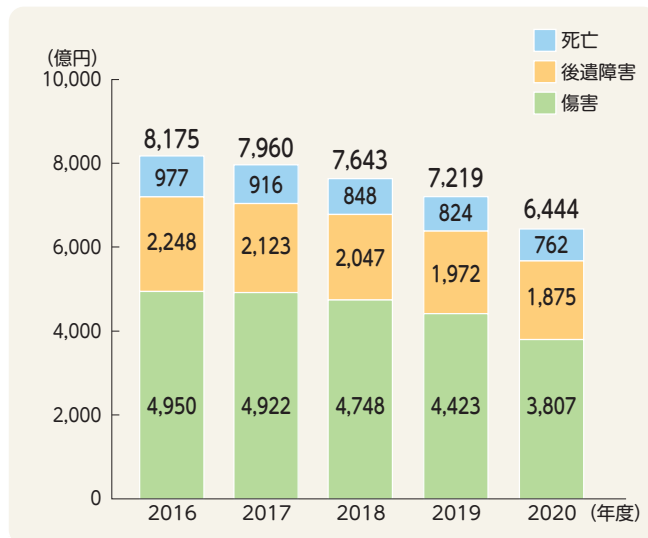
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規登録の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

## 2 保険金（支払い）の状況

自賠償保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2020年度は約6,400億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

図4 保険金の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

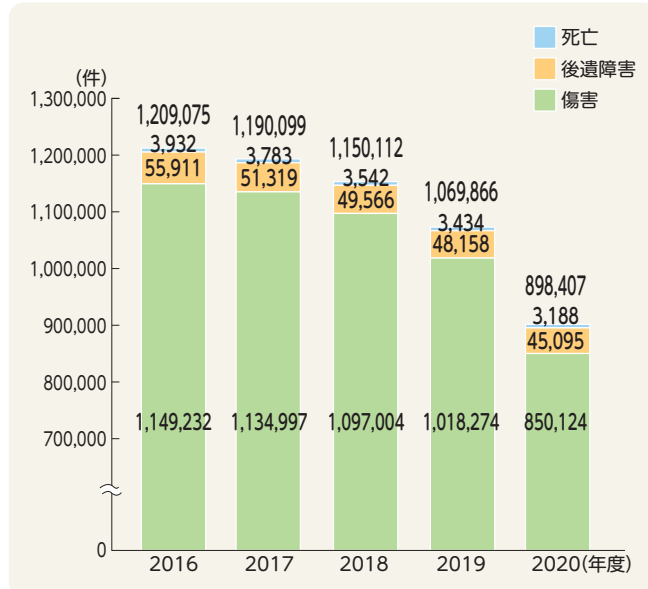


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

### 支払件数の推移

自賠償保険の支払件数は、概ね減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少や新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等を背景に2020年度は約90万件まで減少しています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

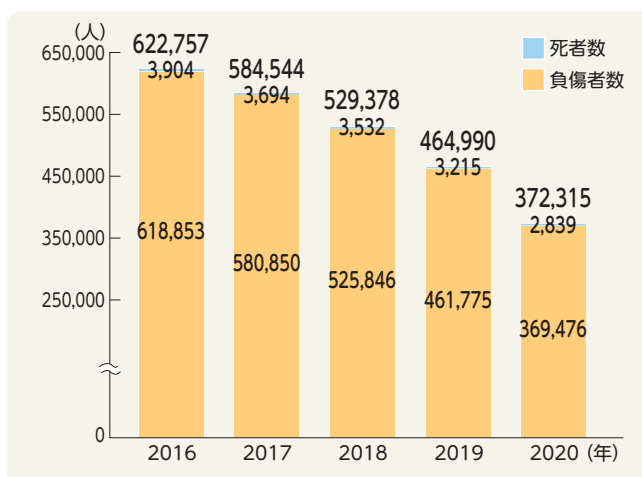
図5 支払件数の推移



- ※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれているため、交通事故負傷者数の減少傾向よりも減少度合いは緩やかになっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「令和2年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成

### 人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いの占める割合が増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

このため、自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いと、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの動向は必ずしも一致しません。



### 自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
<b>死亡事故</b>	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
<b>警察への届出の種類</b>	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

### 人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わずに、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

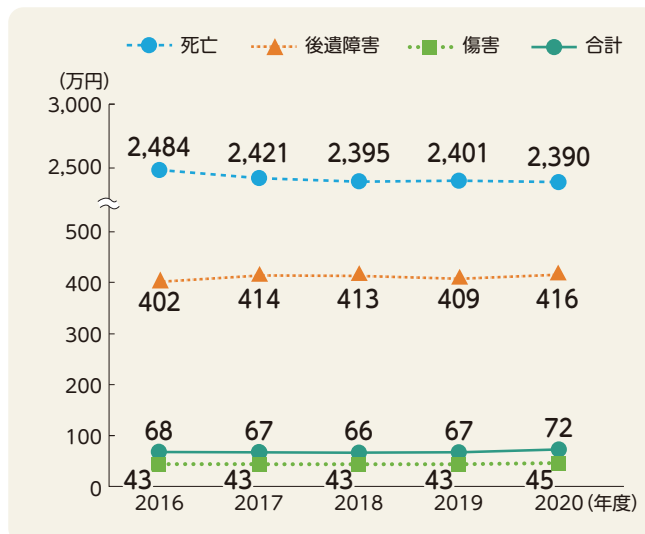
## 保険金単価の推移

自賠償保険の保険金単価は、70万円前後で推移しています。

また内訳をみると、年度による若干の増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価について、いずれも大きな変動は見られません。

なお、2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）により、保険金単価（死亡・後遺障害）の増加が見込まれます。（法定利率の引下げの影響については **トピックス⑤**（P82）参照）

図7 保険金単価の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

## 死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

### 死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの

慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償

葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

## 後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

### 後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少

慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

➡ 後遺障害等級別の認定件数については、5 **③** 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

### 傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

#### 傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5-2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

## トピックス ①

### 2021年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2022年1月24日に開催された第144回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を据え置くことが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(122.3%)に 対する乖離率 (E÷122.3%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2018	7,696	6,702	994	△ 1,665	87.1%	—
2019	7,624	6,327	1,296	△ 369	83.0%	—
2020	5,919	6,300	△ 380	△ 749	106.4%	—
2021	5,357	6,323	△ 967	△ 1,716	118.0%	△ 3.5%
2022	5,376	6,268	△ 892	△ 2,608	116.6%	△ 4.7%

※1 「令和3年度料率検証結果について」（金融庁、第144回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成

※2 ポリシー・イヤー・ベイシスによる数値です。

#### 損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2021年4月の料率改定では、滞留資金も勘案して算出した結果、予定損害率は122.3%となっています。

➡ 滞留資金については、2②(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

#### ポリシー・イヤー・ベイシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握するためにポリシー・イヤー・ベイシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベイシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。





# 4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

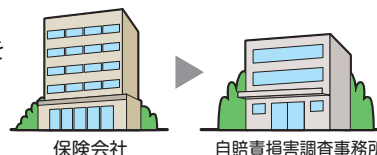
➤ 損害調査で得たデータの活用方法については、2章 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

## 1 自賠責保険の損害調査の流れ

① 請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



② 保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③ 自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性<sup>※1</sup>および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査<sup>※2</sup>し、その結果を保険会社に報告します。



④ 報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。



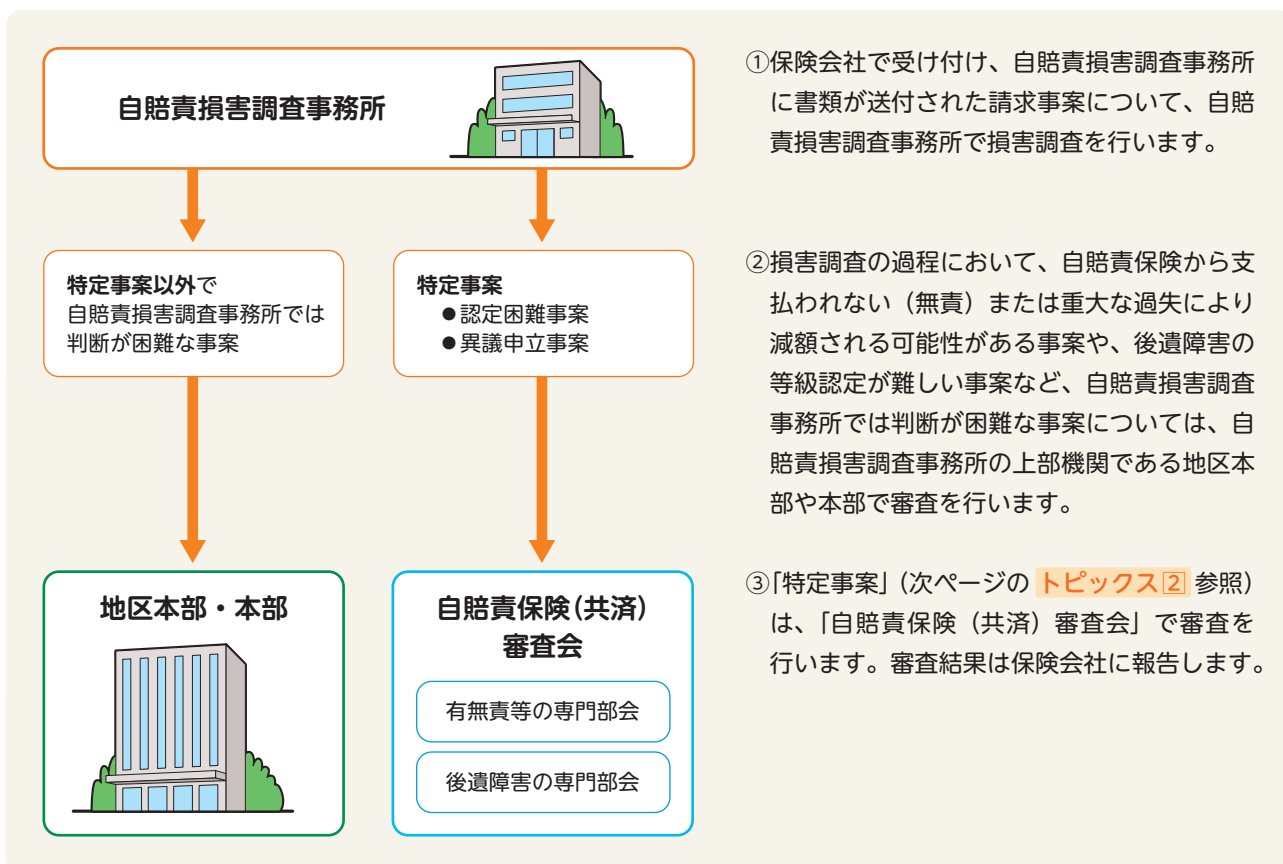
※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。

※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③ 医療機関に対する被害者の治療状況の確認

## 2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険（共済）審査会」については次ページ **トピックス②** をご参照ください。

### トピックス ②

#### 自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

#### 【審査会制度の変遷】

##### ■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

##### ■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

##### ■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

##### ■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

## 参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2020年度）

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	43	161	239	18	462	1,696
傷害	90	359	324			
合計	133	520	563			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（2020年度）

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,911	10,032	264	100	12,307

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（2020年度）

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
3,315	1,201

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
412	387

### memo

#### 脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記憶力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

#### 非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

### 3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

### 4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

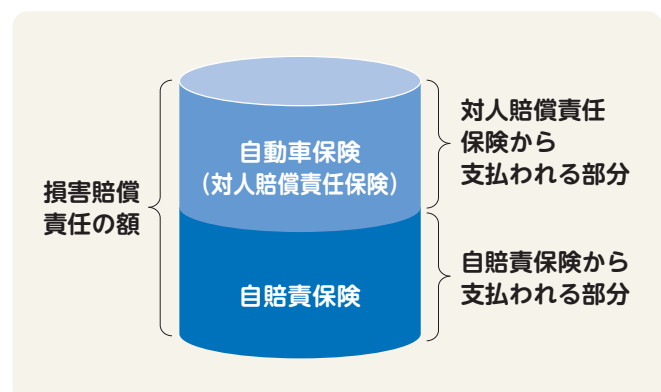
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円  
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

#### ■支払われる保険金の内訳

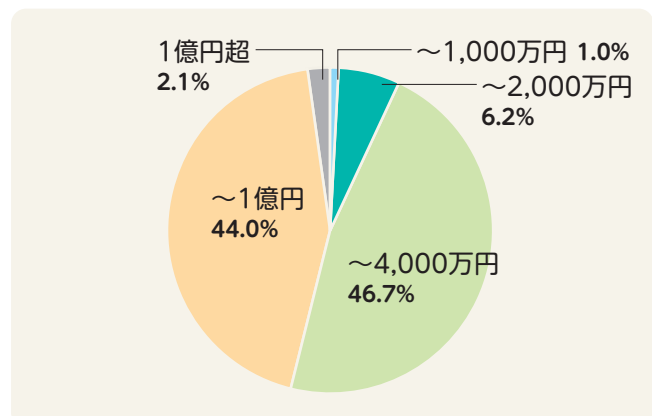


### 参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2020年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2020年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

### 参考 対人賠償責任保険の内払制度

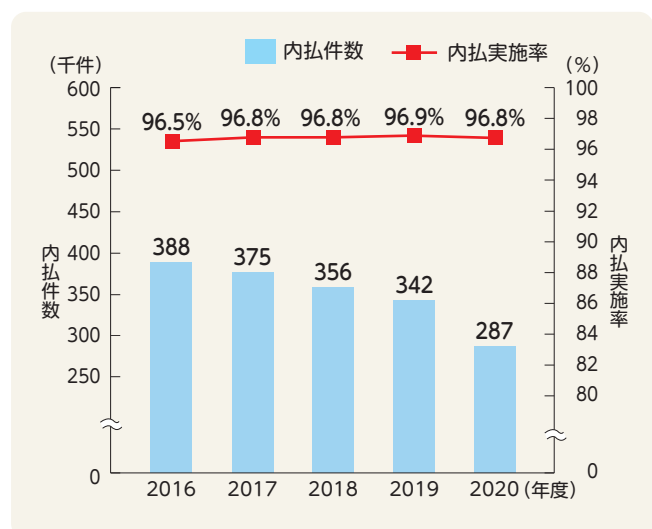
内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2020年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.8%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払を実施していると考えられます。

なお、自賠責保険においては、内払制度は廃止されていますが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移





## 5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

### (1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

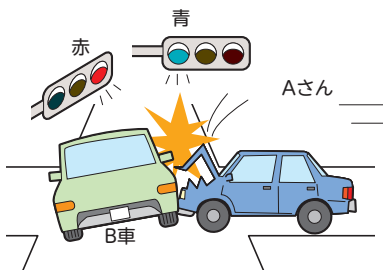
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



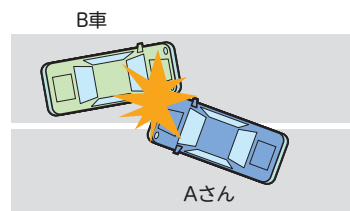
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



### (2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

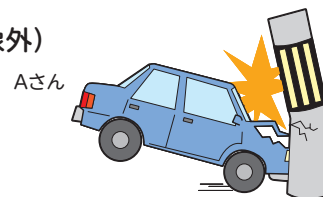
※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



### (3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

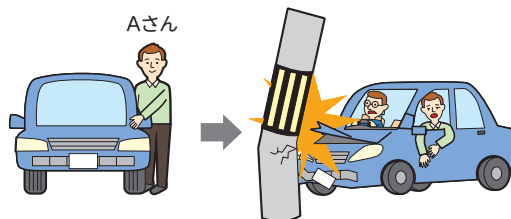


### (4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。



## 参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2016	370	53	5,987	1,625
2017	357	57	5,963	1,684
2018	284	65	5,684	1,449
2019	269	53	4,649	1,330
2020	229	42	4,282	1,221

## 6 自賠責保険から支払いが減額される場合

### (1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、損害額から減額を行うことになっています。すなわち、傷害による損害については一律20%、後遺障害・死亡による損害については過失割合に応じて20%、30%、50%の減額が行われます。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

「重大な過失による減額」の件数の推移は、図14-1のとおりとなっています。

#### ■ 重大な過失による減額

減額適用上の被害者の過失割合	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害
7割未満	減額なし	
7割以上8割未満	20%減額	20%減額
8割以上9割未満		30%減額
9割以上10割未満		50%減額

※重大な過失による減額は自賠責保険での制度であり、任意保険では異なる運用をしています。

図14-1 「重大な過失による減額」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害			合計
	20%減額	20%減額	30%減額	50%減額	
2016	20,315	272	318	130	720
2017	20,996	252	312	125	689
2018	21,812	252	296	104	652
2019	20,800	224	297	113	634
2020	20,412	227	271	96	594

### (2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14-2のとおりとなっています。

図14-2 「因果関係判断困難」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	「因果関係判断困難」による減額件数
2016	84
2017	49
2018	70
2019	110
2020	125

# 5 自賠責保険の損害調査の現況

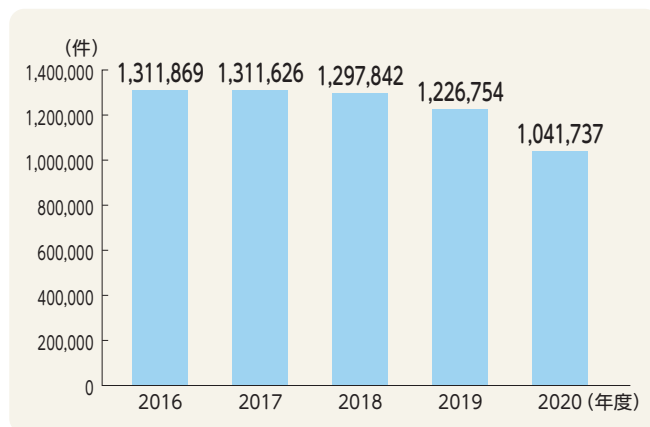
自賠責保険の損害調査における請求事案および保険金支払の状況等について説明します。

## 1 請求事案の状況

### (1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2020年度に自賠責損害調査事務所では受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約104万件となっており、前年度に比べ約15.1%の減少となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



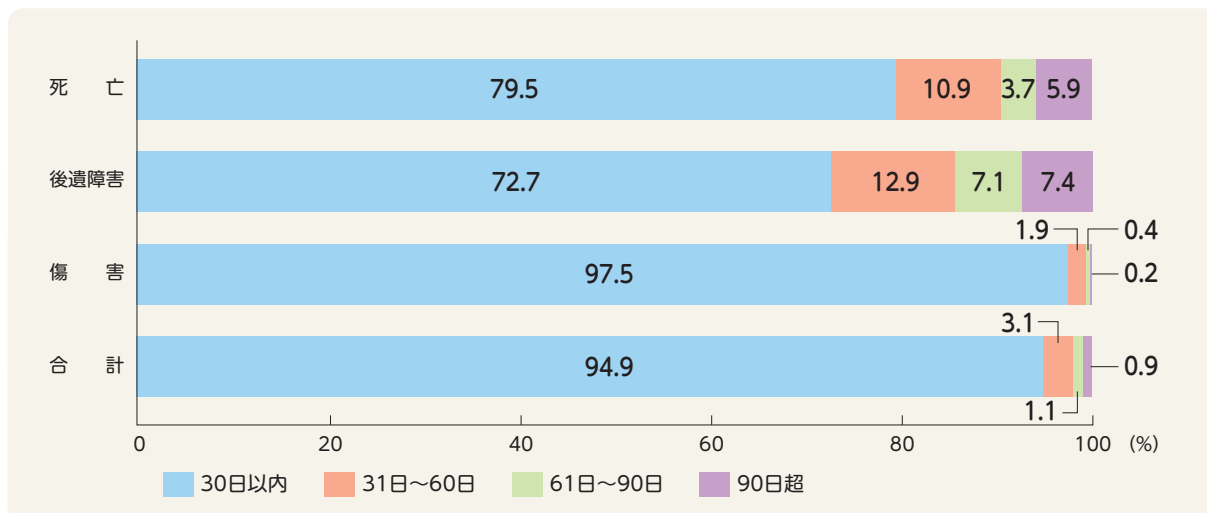
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P98) をご参照ください。

## (2) 損害調査の所要日数

2020年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.5%、後遺障害では同72.7%、傷害では同97.5%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2020年度〉



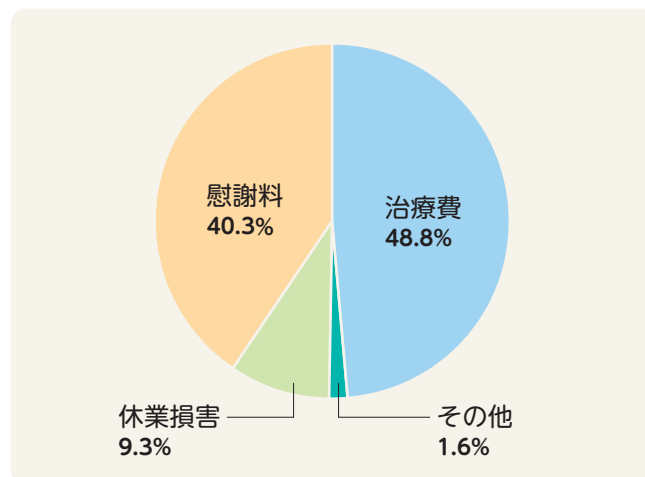
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。  
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

## 2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が50.4%と半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2020年度〉



## 3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➤ 後遺障害等級表は第48表（P158）をご参照ください。

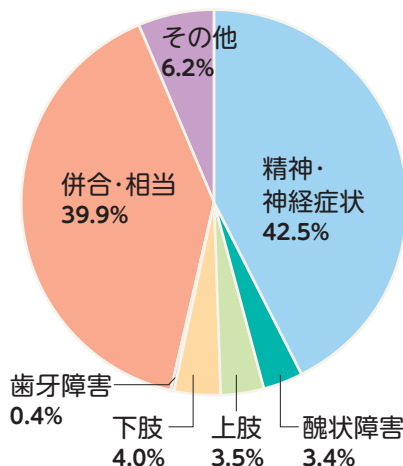
図18 後遺障害等級別認定件数（2020年度）

（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	768 (1.56%)	397 (0.81%)	35 (0.07%)	78 (0.16%)	230 (0.47%)	164 (0.33%)	364 (0.74%)	510 (1.04%)	919 (1.87%)	1,726 (3.50%)	1,759 (3.57%)	1,594 (3.24%)	3,636 (7.38%)	8,036 (16.31%)	458 (0.93%)	28,593 (58.04%)	49,267 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比（2020年度）



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

### memo

#### 等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級・第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

#### 系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

#### 併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

# 6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

## 1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険の医療費の施設別請求状況については、2020年度は総医療費2,916億円のうち、医療機関が82.1% (2,395億円)、柔道整復が17.4% (508億円) となっています。

**医療費** 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用

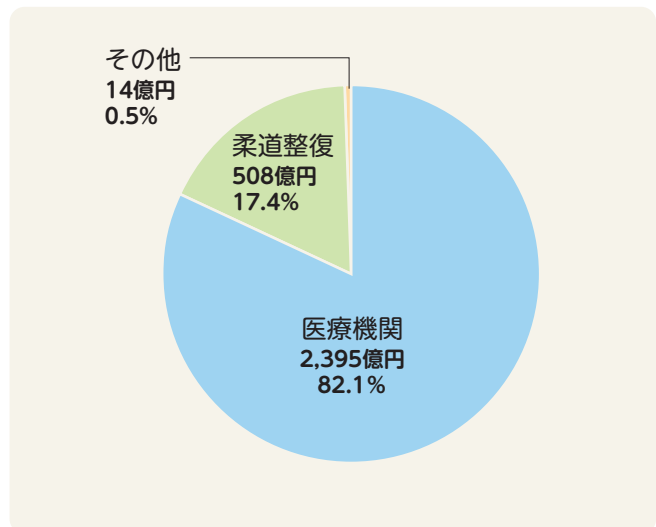
**診療費** 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）

**施術費** 柔道整復での施術にかかった費用

### 柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2020年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

## 2 医療機関における現況

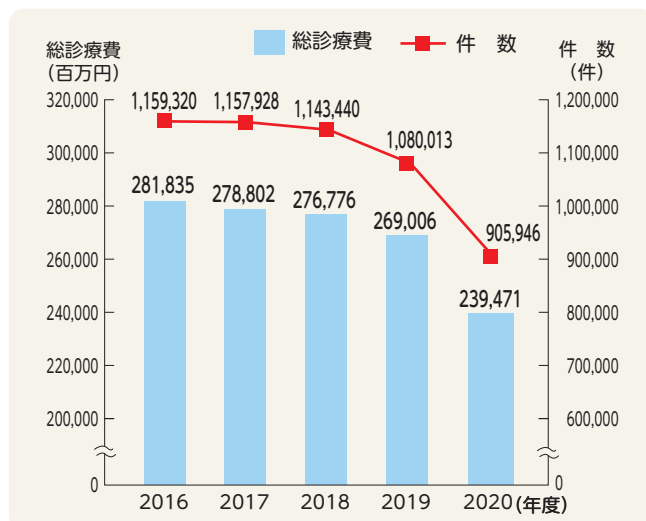
### (1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については、2016年度にそれまでの緩やかな増加傾向から減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

また、件数も2016年度以降は減少しています。

▶ 都道府県別の総診療費および件数は第7表（P99）をご参照ください。

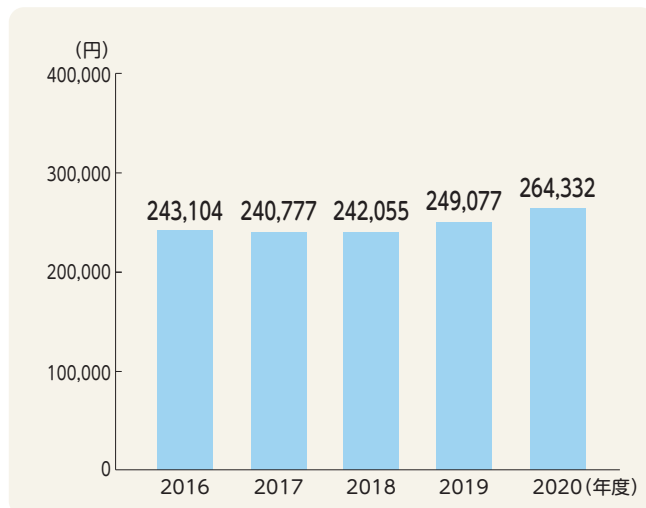
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求をまとめて1件として集計しています。

なお、平均診療費の推移については、2018年度から引き続き増加しています。

図22 平均診療費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求を合算して集計しています。

## (2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者の受傷部位別の傷病数については、頸部が28.2%と最も高い割合になっており、以下、上肢が18.9%、腰背部が17.8%、下肢が17.0%となっています。

また、受傷の程度（傷害度）については、軽度の傷害（傷害度1）が82.6%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P100）をご参照ください。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2020年度〉

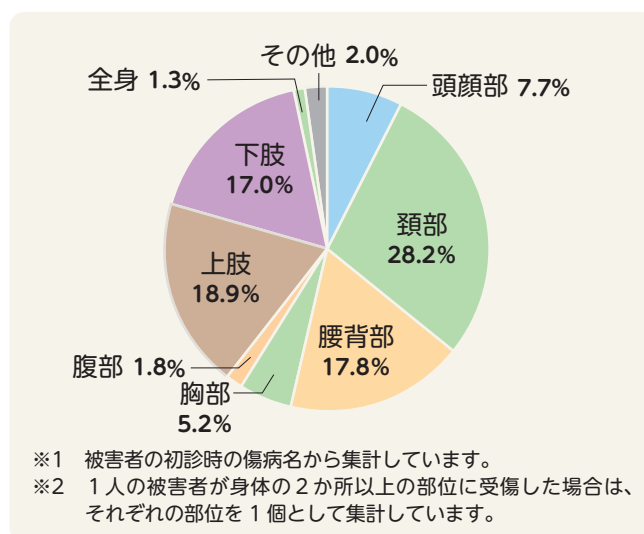
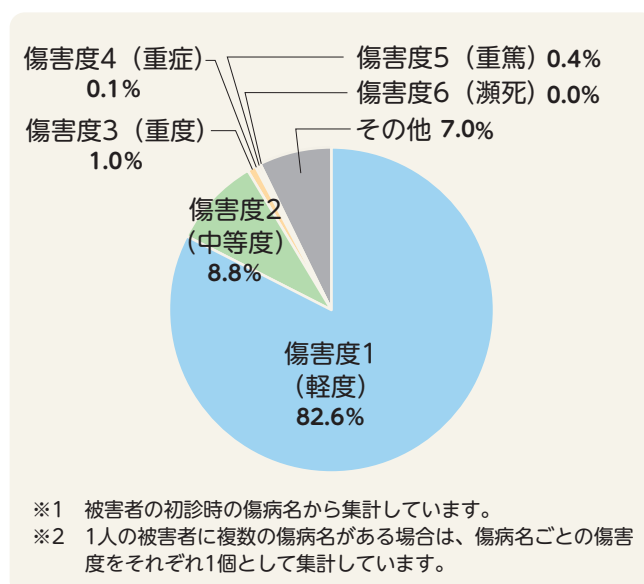


図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2020年度〉



## (3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2016年度以降減少が続いていましたが、2019年度からは増加しています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P99）をご参照ください。

また、2020年度における診療期間別の件数構成比は、30日以内が43.9%と最も多くなっています。

## (4) 社会保険の利用状況

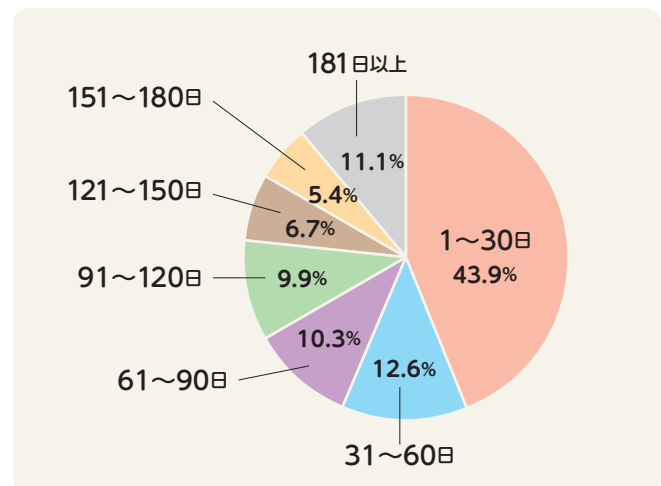
自賠償保険における社会保険利用率の推移については、2020年度は12.6%であり、微増傾向にあります。

図25 診療期間および診療実日数の推移 (単位：日)

年度	診療期間	診療実日数
2016	68.7	19.6
2017	68.4	19.4
2018	68.3	19.2
2019	69.3	19.3
2020	72.4	20.1

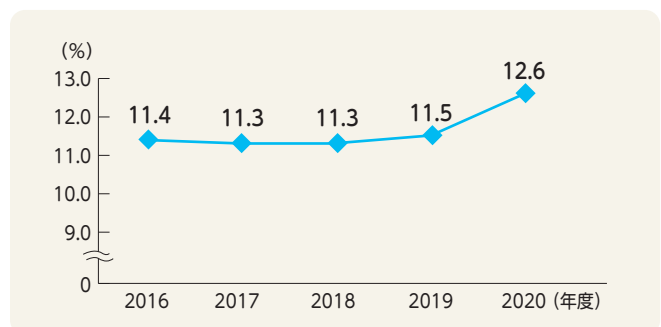
※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間、診療実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比〈2020年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

図27 社会保険利用率の推移





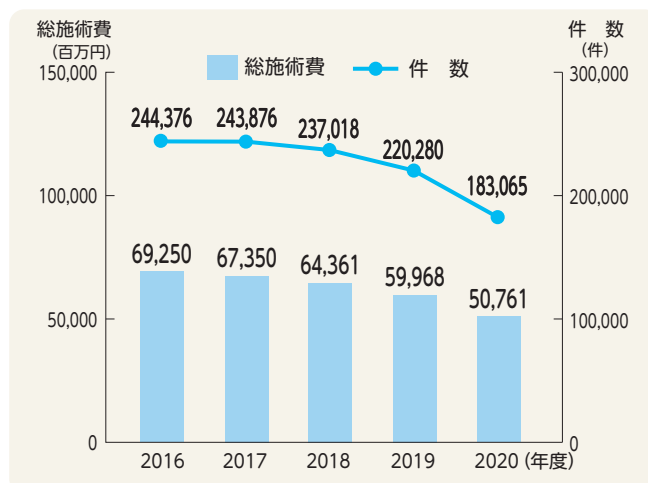
### 3 柔道整復における現況

#### (1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、増加傾向で推移していましたが、いずれも2016年度に減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P103）をご参照ください。

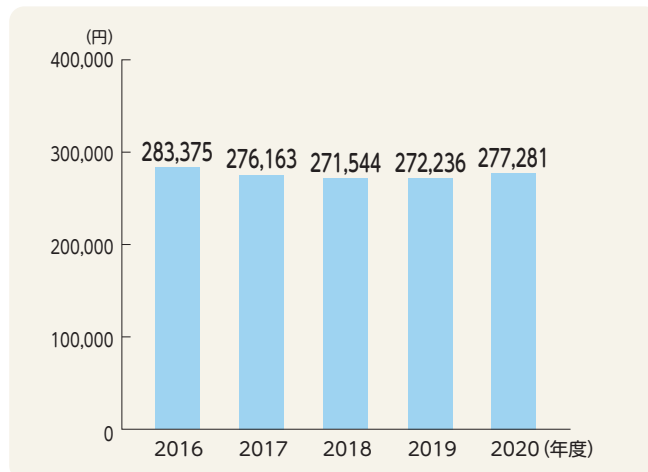
図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

一方で、平均施術費の推移については、減少傾向が続いていましたが、2019年度からは増加しています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求を合算して集計しています。

## (2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向が続いていましたが、2020年度では増加しています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P103）をご参照ください。

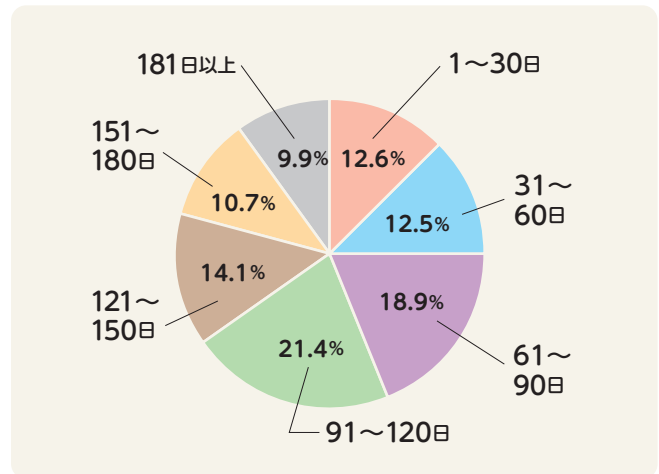
2020年度における施術期間別の件数構成比は、91～120日が21.4%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2016	106.4	49.1
2017	105.2	48.4
2018	103.6	47.7
2019	102.9	47.5
2020	103.2	48.4

※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間、施術実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2020年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間を合算して集計しています。

# 7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同じ）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

## 1 保障事業の概要

### （1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

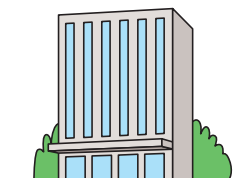
### （2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



### （3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



### （4）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

#### memo

#### ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

#### 無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

#### 保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

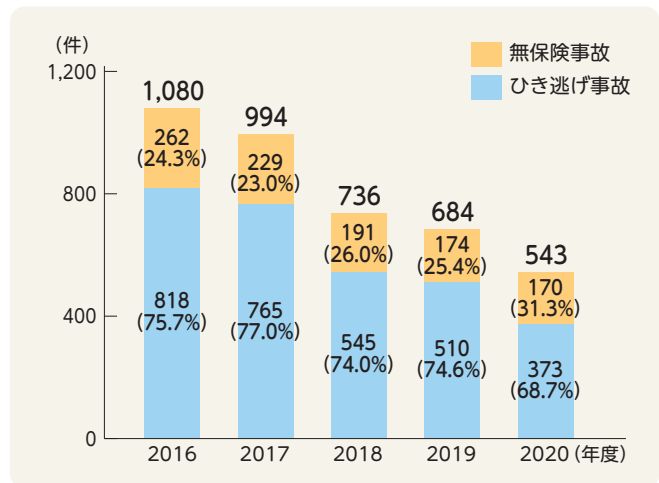
## 2 保障事業の受付状況

### (1) 受付件数

2020年度における当機構の保障事業受付件数は、543件となっており、前年度に比べ20.6%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表(P104)をご参照ください。

図32 受付件数の推移

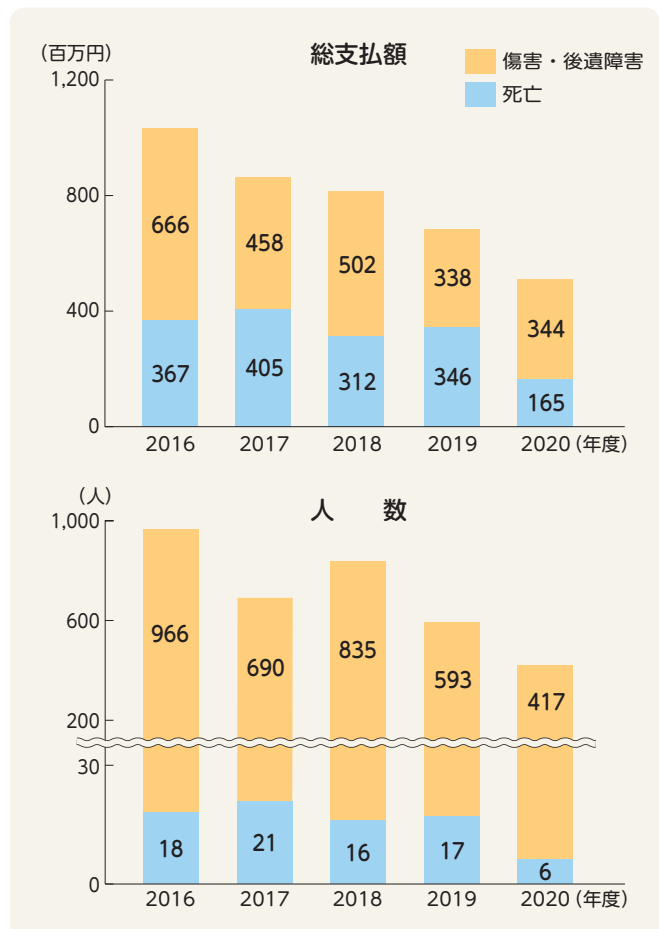


※2016年度の受付件数には、JA共済受付分は含まれません。

### (2) 支払保障金

2020年度に支払われた保障金は合計約5億円であり、前年度に比べ25.7%の減少となっています。

図33 保障金支払状況の推移

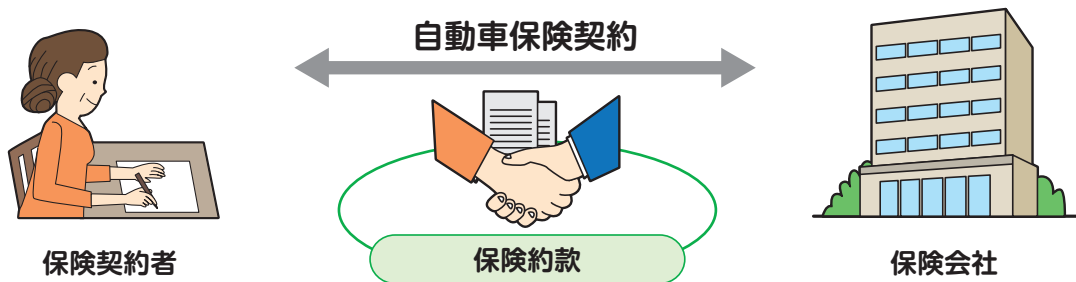


※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成。  
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。



# 1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



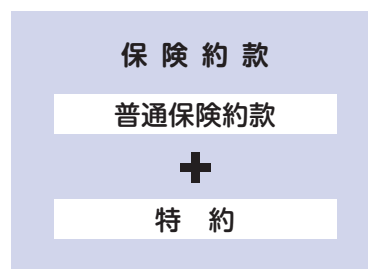
※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

## 1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、[←一般的な自動車保険契約](#) 支払われる金額の計算方法などを定めています。

### ■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、1 [2](#) (3) 主な特約の内容 (P52) をご参照ください。

## 2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

### (1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約


自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒト	モノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 <b>対人賠償責任保険</b>	他人のモノを壊した場合 <b>対物賠償責任保険</b>
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>人身傷害保険</b>                      または  <b>自損事故保険</b> ※  <b>無保険車傷害保険</b> </div> ↔ 搭乗者傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 <b>車両保険</b>

#### ① 他人への賠償に関する補償

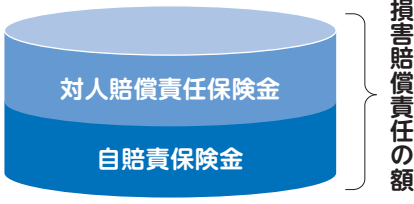
##### ■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

● **保険金が支払われる場合**  
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合



損害賠償責任発生

● **支払われる保険金の額**  
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



##### ■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

● **保険金が支払われる場合**  
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合



損害賠償責任発生

● **支払われる保険金の額**  
損害賠償責任の額



## ② ご自身の補償

### ■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

#### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



#### ● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害\*の額  
ただし、治療を要した場合には、契約時に設定した定額を支払う方式もあります。

**Point ①** 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

**Point ②** 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

**Point ③** 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

\*損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

### ■ 自損事故保険

#### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

#### ● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合*	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

\*重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



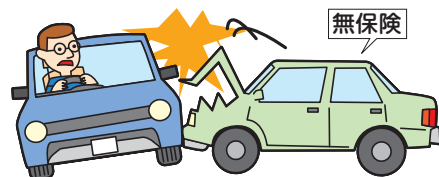
### ■ 無保険車傷害保険

#### ● 保険金が支払われる場合

相手自動車が保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

#### ● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額

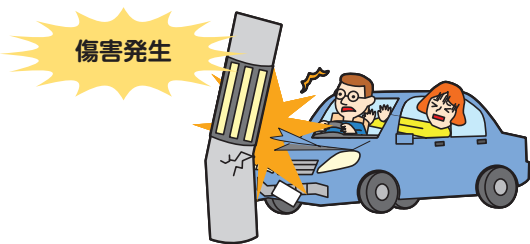




■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

- ※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
- ※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

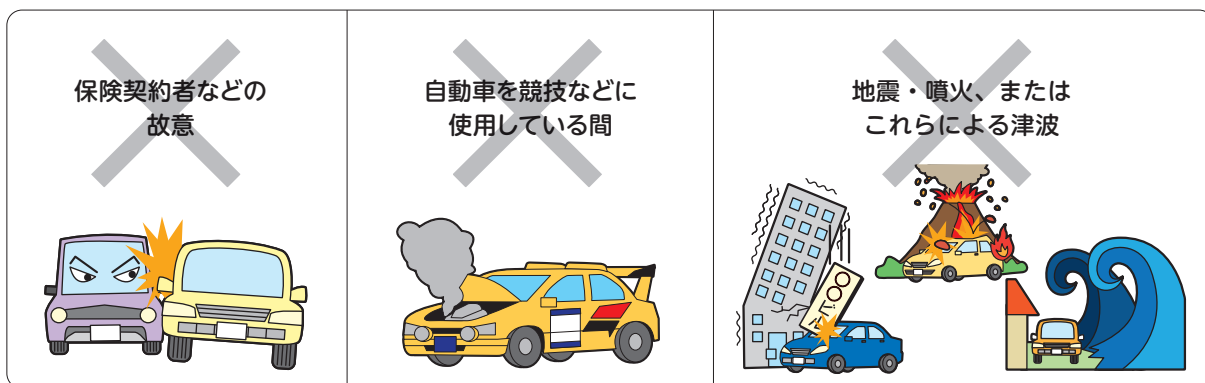
全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

- ※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
- ※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

← 一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。



など

## (3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

### ① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
<p><b>運転者本人・配偶者限定特約</b> 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>配偶者                      親                      子</p>
<p><b>運転者年齢条件特約</b> 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。</p>	 <p>21歳未満                      26歳未満</p>
<p><b>車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)</b> 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>相手自動車を確認できる車両相互間事故                      火災                      電柱への衝突</p>
<p><b>車両危険限定補償特約 (A)</b> 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、<u>自動車の走行に起因しない</u>場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>自動車の走行に起因しない事故                      自動車の走行に起因する事故</p>

### ② 補償範囲を拡大する特約

<p><b>他車運転危険補償特約</b> 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。</p>	
<p><b>原動機付自転車に関する特約</b> 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。</p>	
<p><b>対物全損時修理差額費用特約</b> 対物賠償責任保険金が相手自動車の時価額で支払われる場合において、相手自動車が修理可能かつ修理費がその時価額より高くなった（これを「全損」としている）ときに、その差額が補償されます。</p>	 <p>全損</p> <p>本特約による支払の額 (時価を超える金額)</p> <p>対物賠償責任保険金 (時価)</p> <p>相手自動車の修理費に対する支払</p>

③ 保険金の算定方法を変更する特約

**車両価額協定保険特約**

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値

事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

**3 自動車保険標準約款**

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 2(1) の保険 (P49 参照) のうち、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険の4種類の保険の補償内容を普通保険約款として、自損事故保険、無保険車傷害保険の補償内容を特約 (それぞれ自損傷害特約、無保険車傷害特約) として規定しています。

標準約款における主な特約は、上記の自損傷害特約、無保険車傷害特約のほか、1 2(3) 主な特約の内容 (P52) と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



## 2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

### 1 自動車保険の保険料率の概要

#### (1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

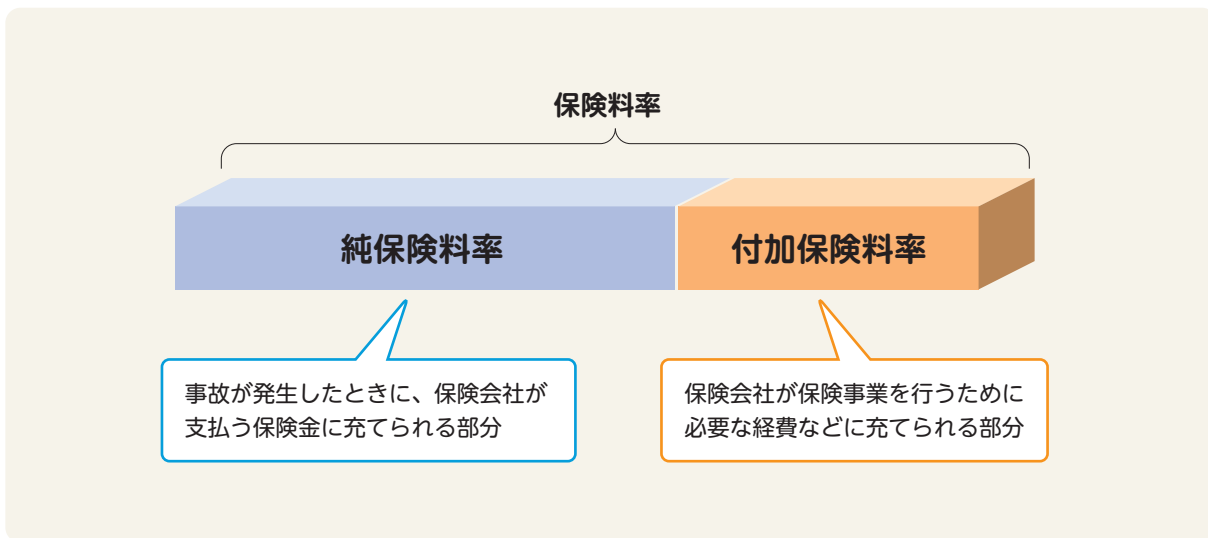
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分(P56)をご参照ください。

#### ■ 保険料率の構成



memo

#### 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用方法は保険会社ごとに判断します。
- 「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

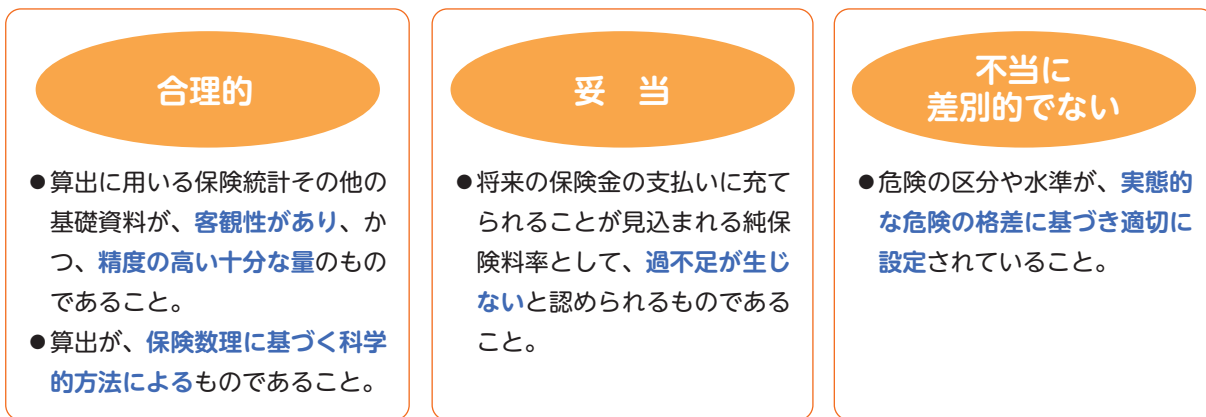
## (2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

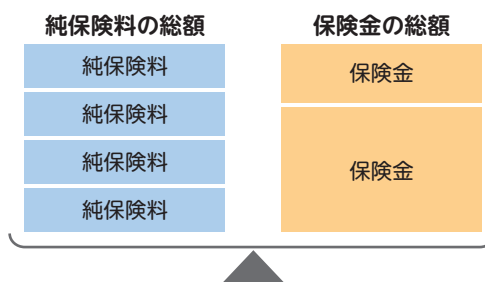


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

### 収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



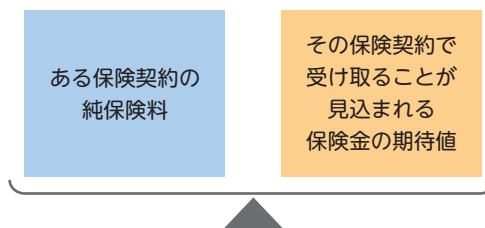
個々の契約について見ると

### 給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



## (3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

### ■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出

 対人賠償責任保険	 対物賠償責任保険	 人身傷害保険	 車両保険
 自損事故保険	 無保険車傷害保険	 搭乗者傷害保険	

当機構では、上記のうち、2022年以降搭乗者傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

## (4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

### ■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —	④ 支払限度額など — 保険金額など —
② 付保台数 — ノンフリート・フリート —	⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —
③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス — 自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。	⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —
③-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —	⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —
③-2 初度登録(検査)後の経過期間	



### ① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

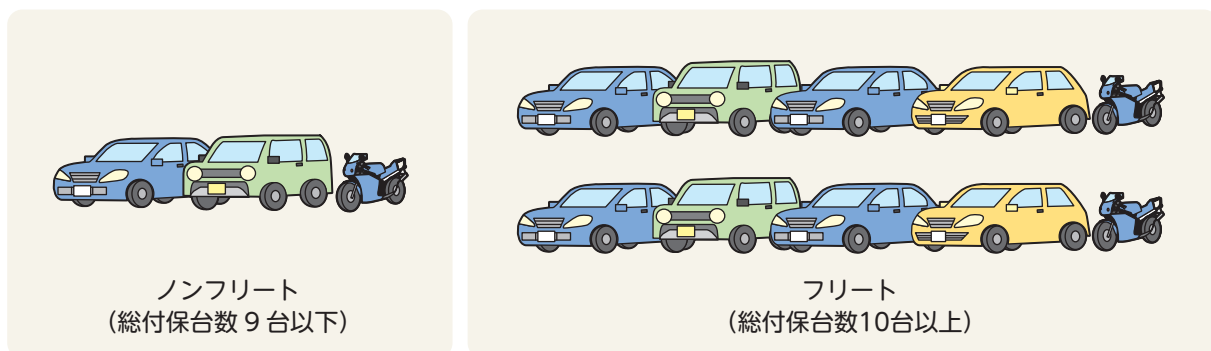
#### ■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



### ② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

#### ■ノンフリートとフリート



**付保台数** 自動車保険を付けている車の台数のことです。



#### ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

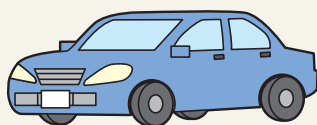
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています<sup>※</sup>。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1 (4) 自動車保険の料率区分⑥ (P63) 参照）。

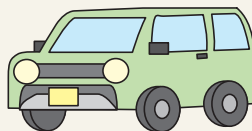
※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

## ③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

### ● 対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車



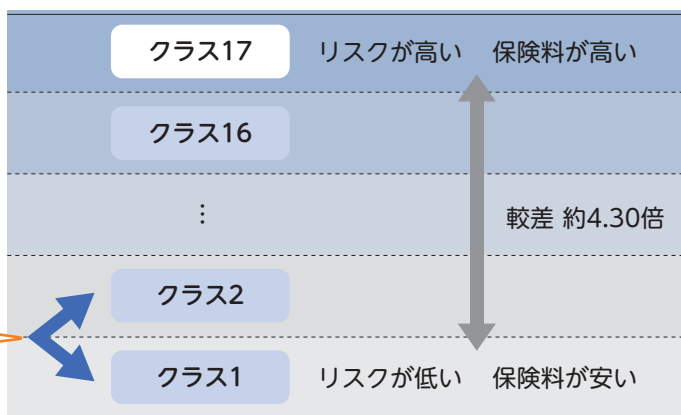
軽四輪乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は1～17の17クラス、軽四輪乗用車は1～3の3クラスに保険料率を区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

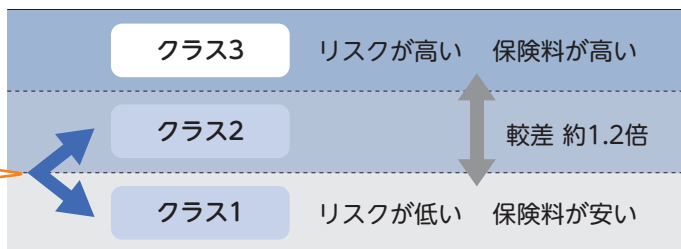
### 〈自家用普通・小型乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



### 〈軽四輪乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



#### 型式

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

#### memo

### クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしていなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基きクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス2を適用します。

### 型式別料率クラスの検索

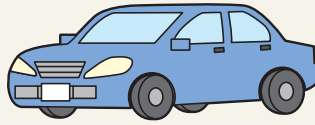
当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分（2■(4)自動車保険の料率区分3-1（P59）参照）」に関して、各型式が「発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無」に応じた保険料係数の対象）の型式」であるかどうか確認することができます。

保険始期が2022年1月1日以降のご契約には、搭乗者傷害保険に代えて人身傷害保険の料率クラスを追加しました。型式別料率クラス検索（[https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle\\_model/](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/)）をご覧ください。

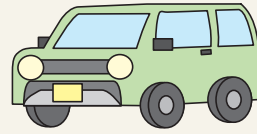


## 3-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

### ●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

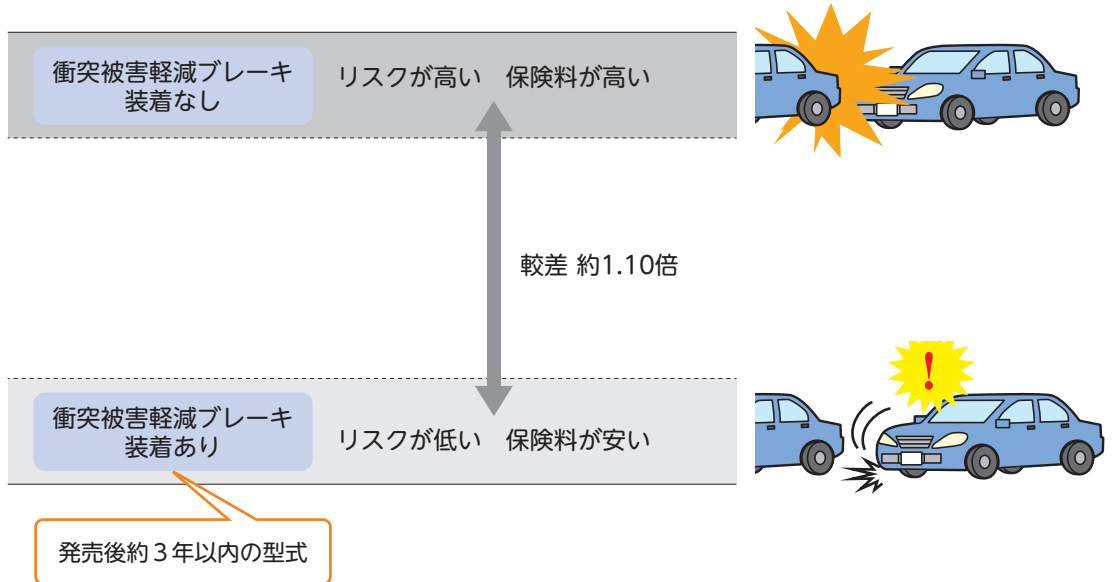


軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

### 衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



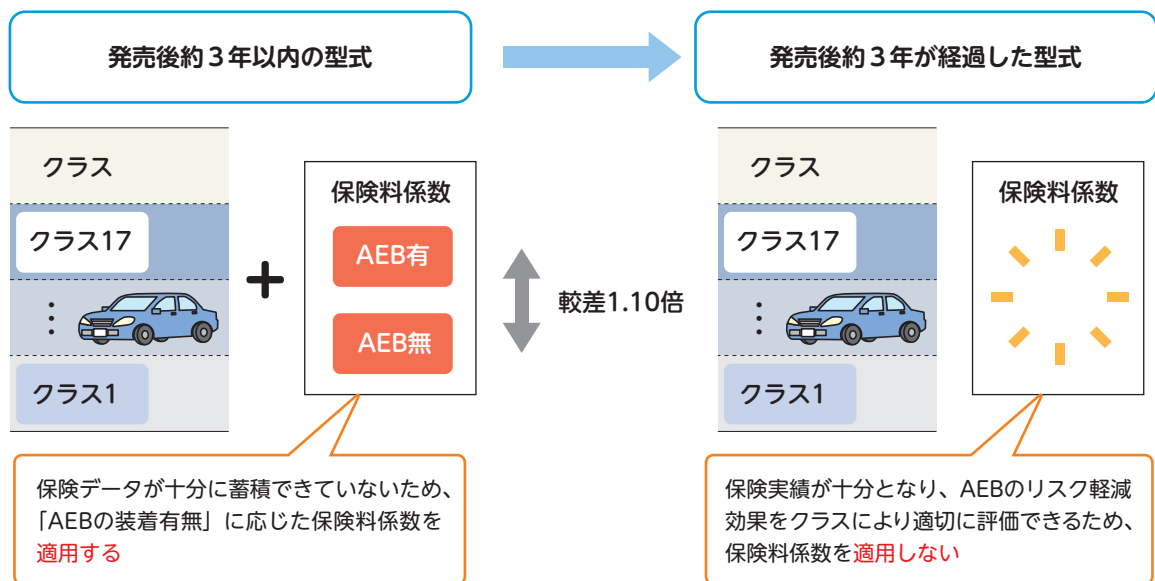
衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及状況は、[トピックス4](#) (2) (P81) をご参照ください。

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

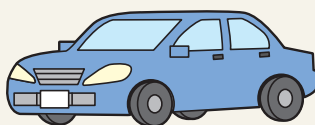
■例：自家用普通・小型乗用車の場合

（軽四輪乗用車の場合、クラスは1～3の3クラスとなります。）

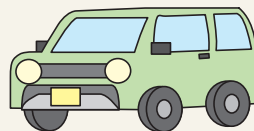


### ③-2 初度登録（検査）後の経過期間

●対象用途・車種



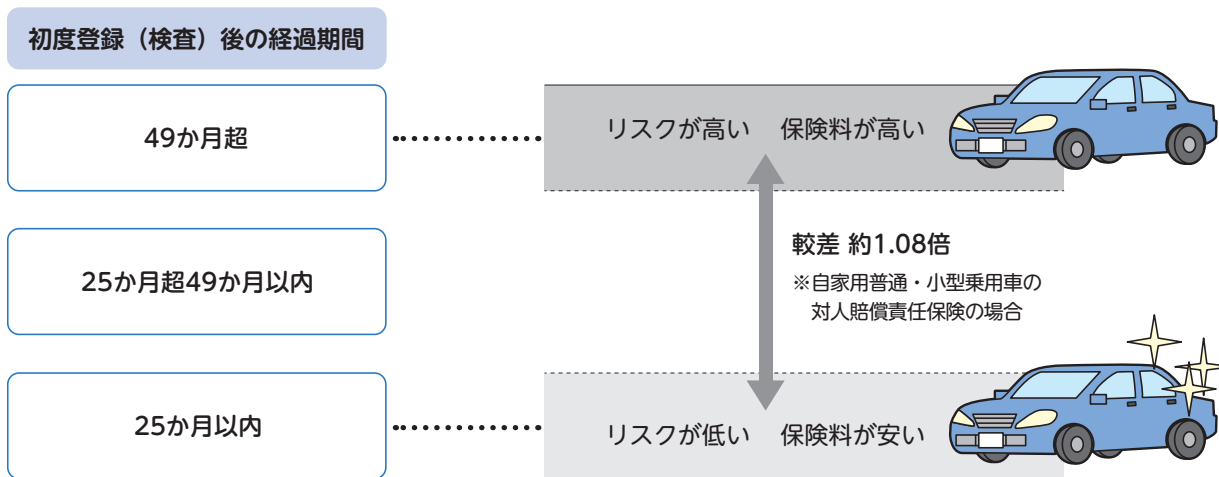
自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

車両保険以外について、初度登録（検査）後の経過期間が短いほどリスクが低い実態が見られるため、保険料率を初度登録（検査）後の経過期間により区分しています。

※初度登録（検査）後の経過期間は用途・車種、補償内容ごとに設定しています。



**初度登録（検査）後の経過期間** 契約している自動車は初めて国の登録（自家用普通・小型乗用車の場合）または検査（軽四輪乗用車の場合）を受けてからの期間をいいます。

### ④ 支払限度額など — 保険金額など —

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。



**支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係**

- (例1) 保険金額1,000万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

## ⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



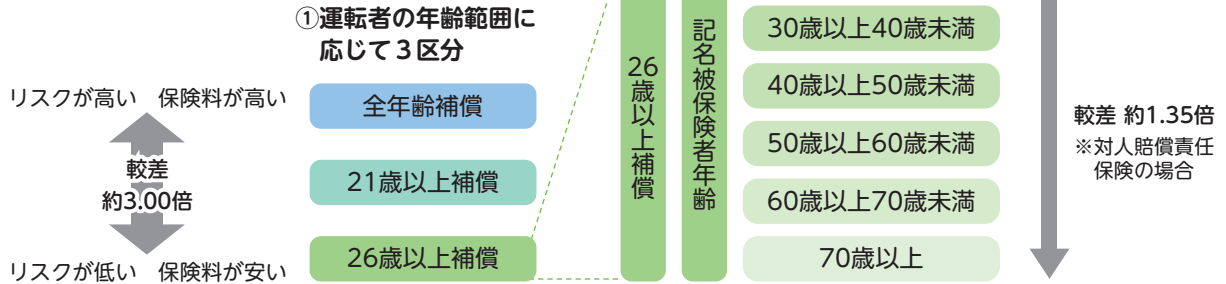
二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はmemoをご参照ください。)

※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。  
 ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

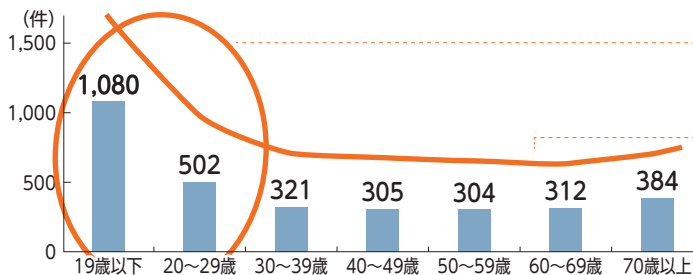


- ① 運転者の年齢範囲**
- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
  - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
  - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。  
 ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ
- ② 記名被保険者** 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

### memo

### 年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■ 2020年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



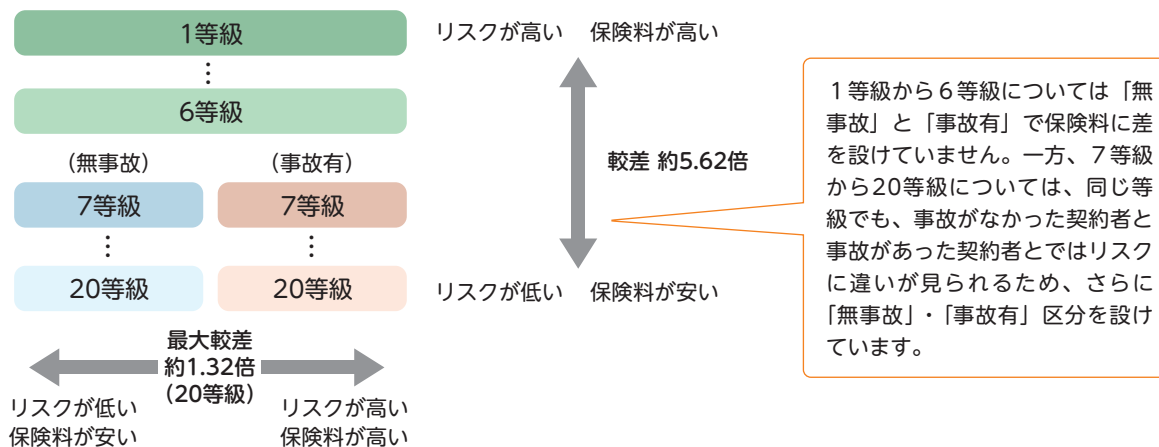
※「令和2年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

- ① 若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。
- ② 年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

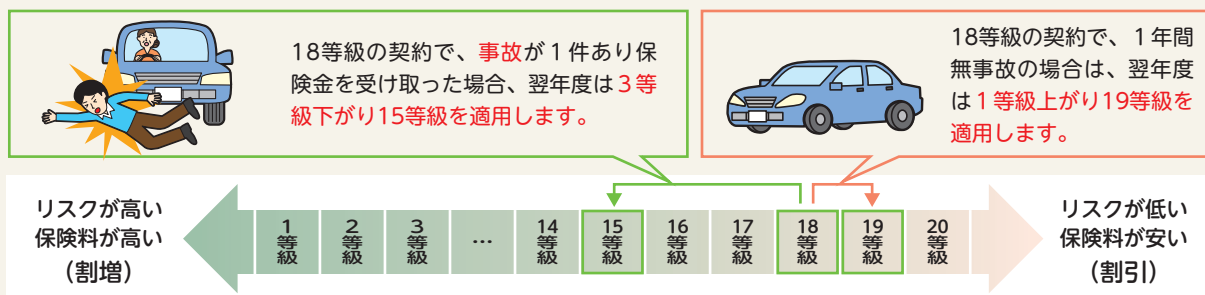
➡ 高齢運転者による交通事故の実態は、**トピックス③**（P78）をご参照ください。年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P130）をご参照ください。

## ⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

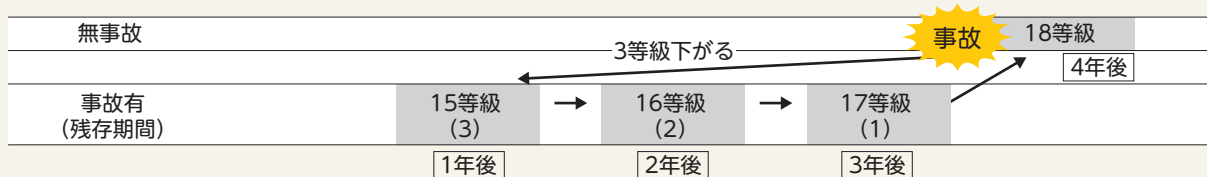


### ●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



### ●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

### 新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

### 3等級下がらない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など  
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②人身傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など  
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

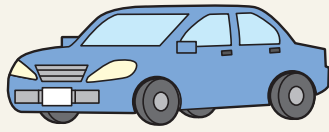
### 「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

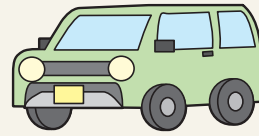
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

## ⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

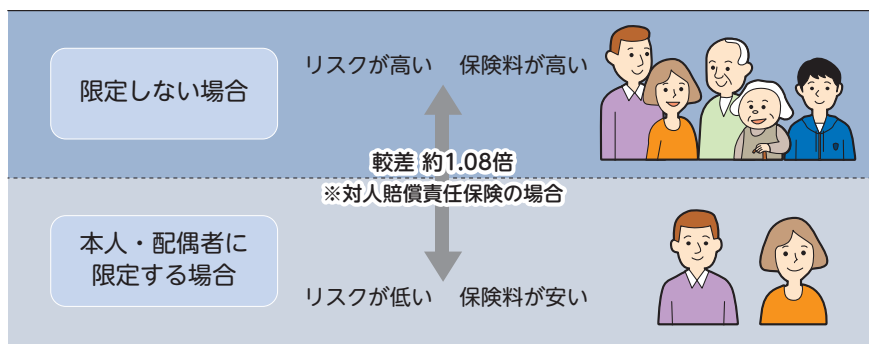


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。  
※運転者限定は補償内容ごとに設定しています。



- 運転者の限定区分**
- ・限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償  
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
  - ・本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償  
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

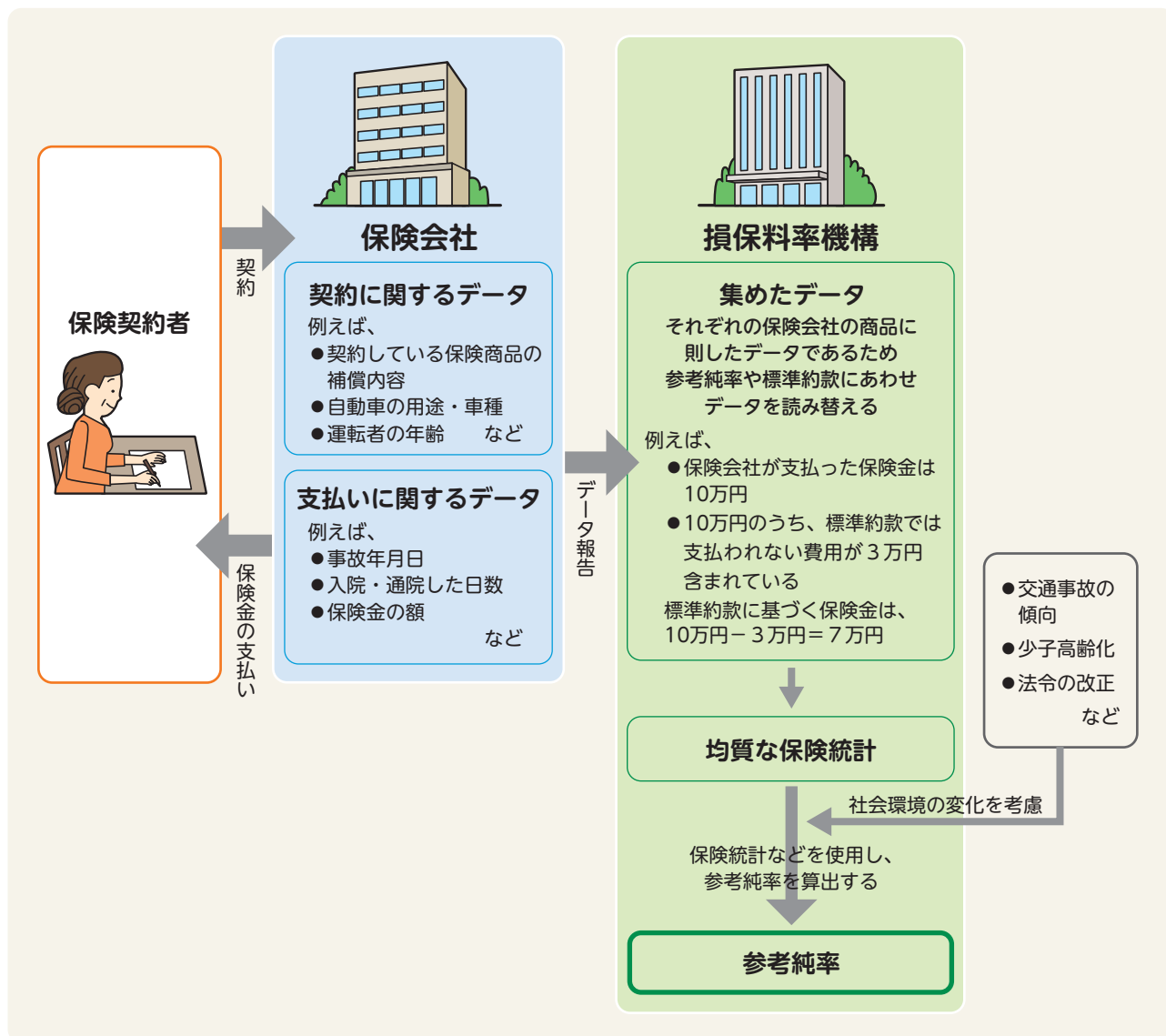
## 2 自動車保険の参考純率の算出

### (1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

#### ■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo

#### 社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。



## (2) 自動車保険参考純率の算出方法

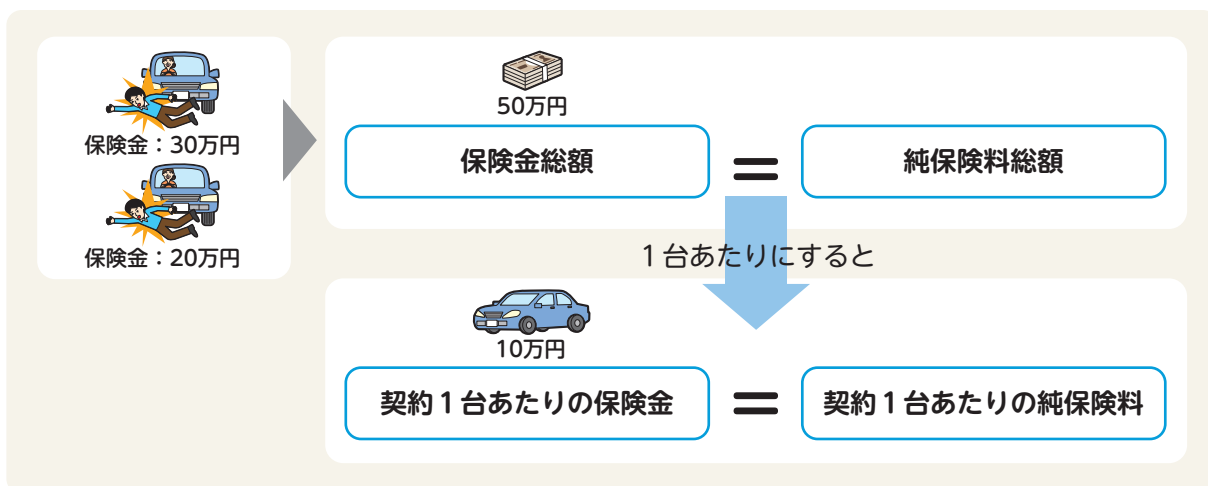
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則 (2-1(2) 保険料率の3つの原則 (P55) 参照) に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

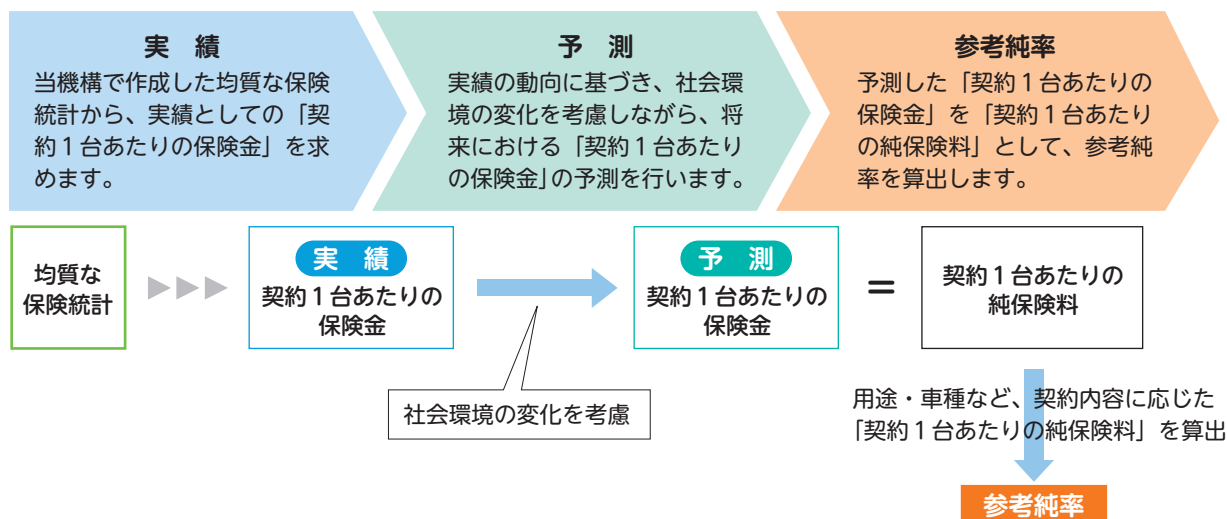
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

### ■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



### ■ 純保険料率算出の流れ



#### 契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

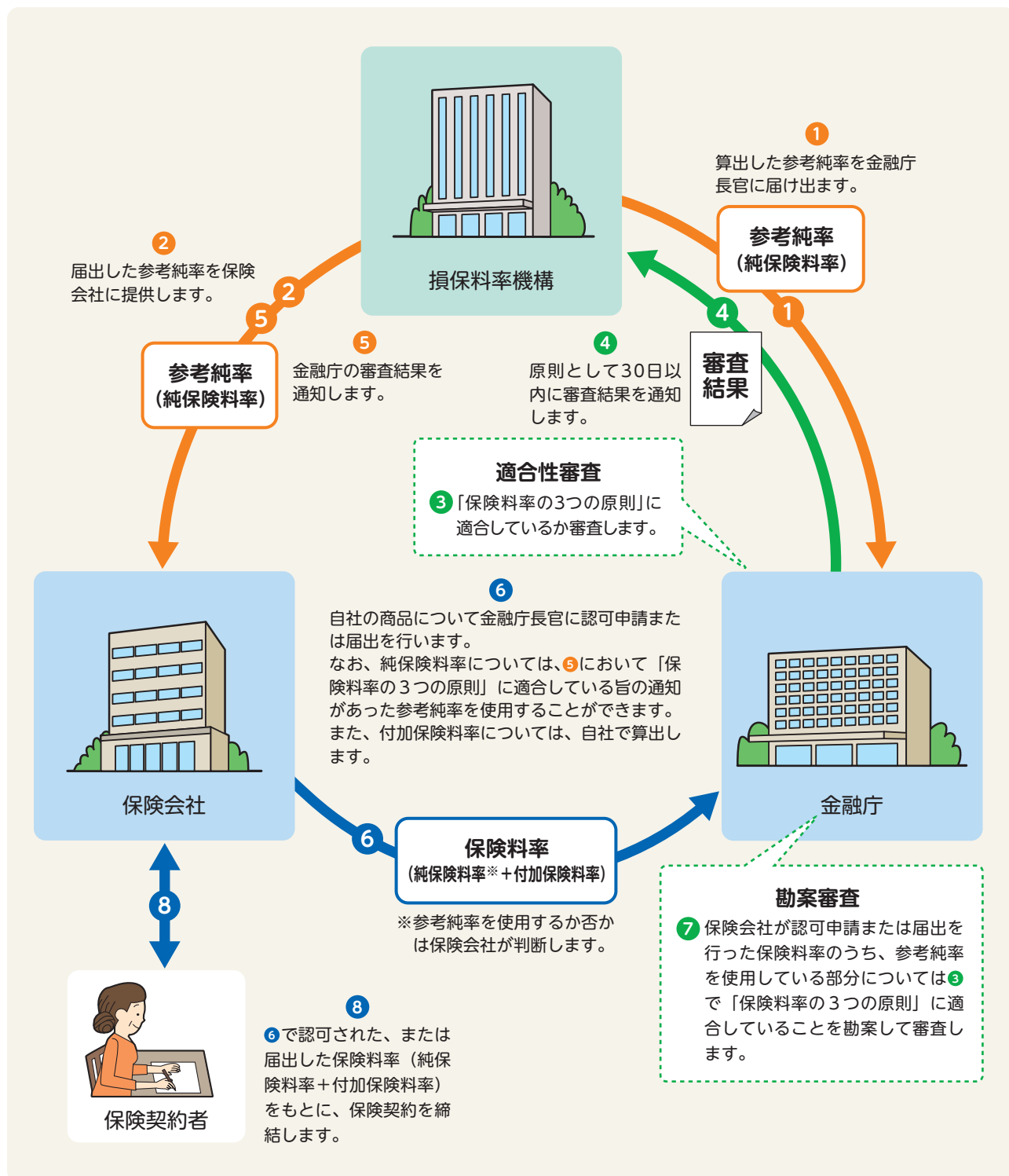
事故率 (事故が起きる確率)
保険金単価 (1事故あたりの保険金)

### 3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 自動車保険参考純率

#### ■ 自動車保険参考純率の算出後の流れ

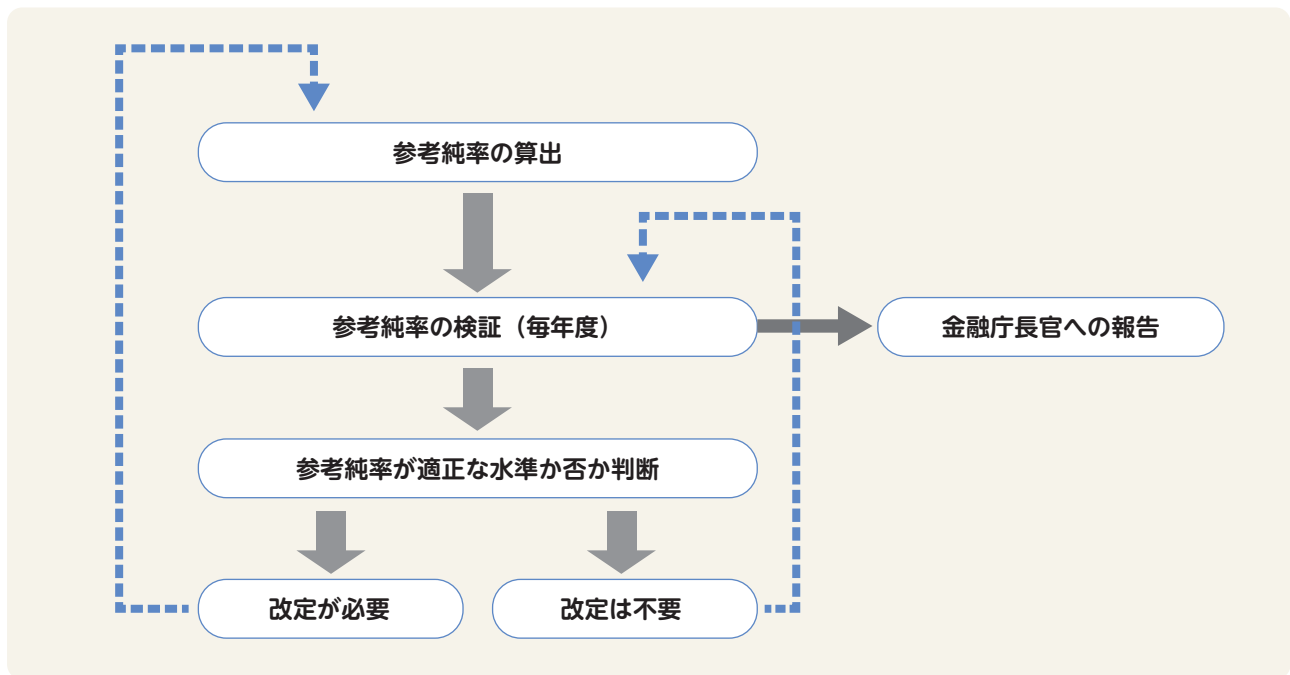


## 4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 自動車保険参考純率

### ■ 自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



# 3 自動車保険の現況

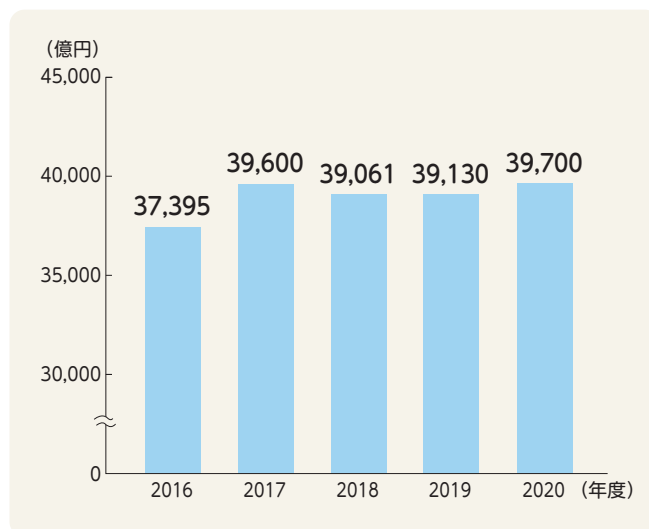
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

## 1 保険料（収入）の状況

### (1) 保険料の推移

2020年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,700億円となっており、前年度に比べ570億円（1.5%）の増加となりました。

図34 保険料の推移



#### 保険料

図34、35の「保険料」には、2-1(1) 自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

#### 集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

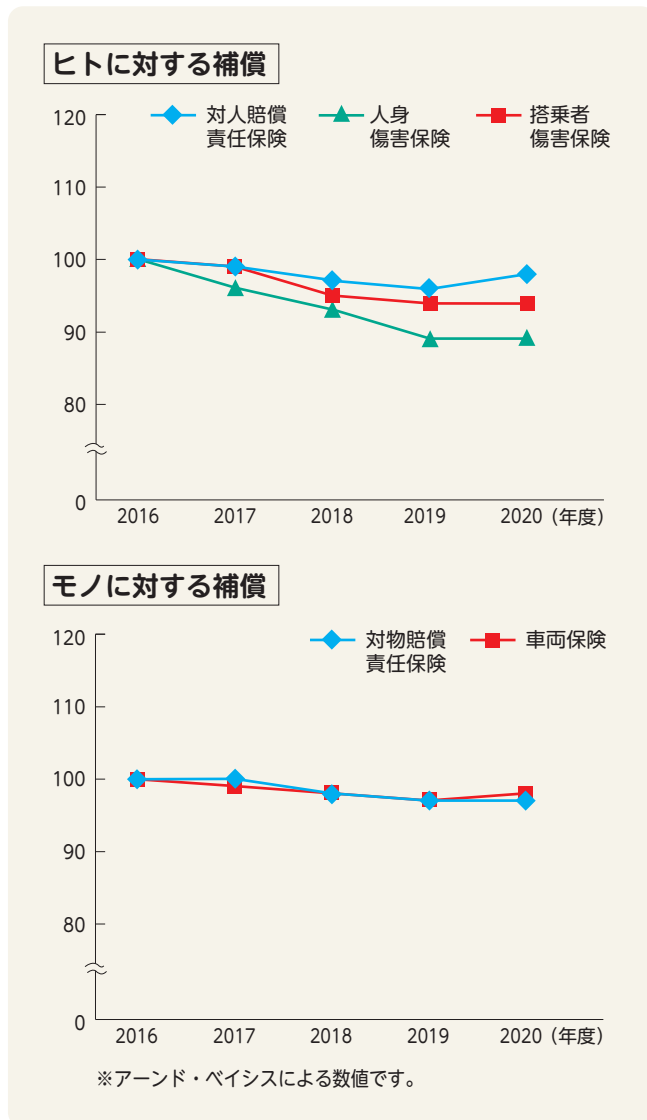
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベース（3-1(2) 契約1台あたりの保険料の推移（P70）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベース（3-2(2) 契約1台あたりの保険金の推移（P74）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

## (2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変動したりすること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図35のとおり、概ね減少傾向で推移しています。

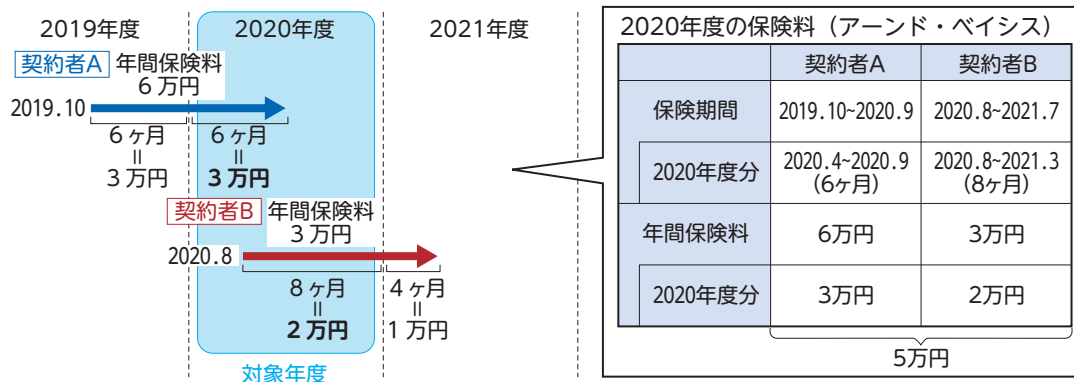
図35 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）  
（2016年度を100とした場合）



### アールド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期に関わらず、対象年度における保険期間の割合に対応した保険料のことです。

(例) 契約者が2人（A・B）だとした場合の2020年度の保険料（アールド・ベシス）





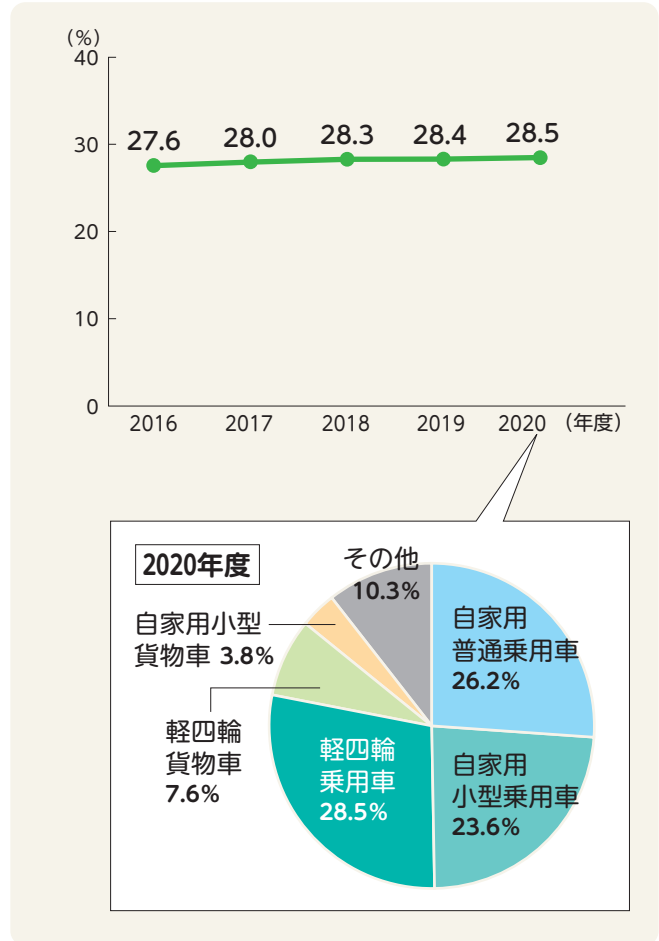
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

#### 軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、図36のとおり、軽四輪乗用車が増加し、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車を超える構成割合となっています。

図36 全車種に対する軽四輪乗用車の構成割合の推移（対人賠償責任保険）

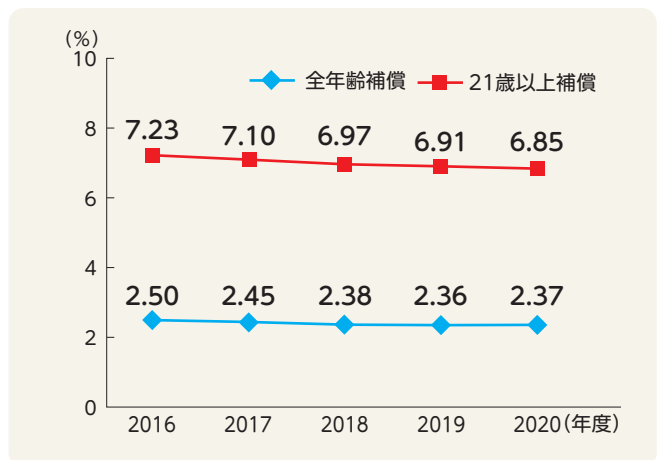


#### 若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑤（P62）参照）。

近年、若年運転者の減少に伴い、全年齢補償（運転者の年齢を問わず補償）および21歳以上補償（21歳以上の方が運転中の事故を補償）の契約の割合は図37のとおり、概ね減少傾向で推移しています。

図37 全年齢補償契約および21歳以上補償契約の割合の推移（対人賠償責任保険）

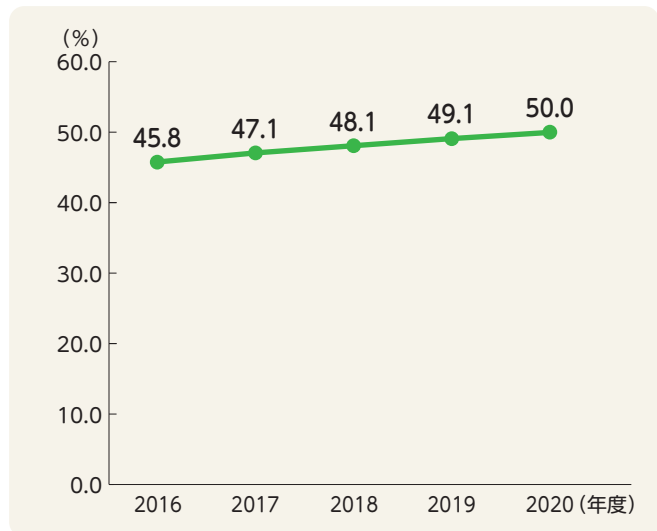


## ノンフリート等級別料率制度における 20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P63）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図38のとおり、増加傾向で推移しており、2020年度には約5割に達しています。

図38 ノンフリート等級別料率制度における  
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）



## 債権法改正による影響

図35において、対人賠償責任保険の保険料が2020年度に増加に転じていますが、これは2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）により保険金の増加が見込まれることを受けて、各社が保険料の引き上げを行ったことが要因となっています。（法定利率の引下げの影響については **トピックス** ⑤（P82）参照）

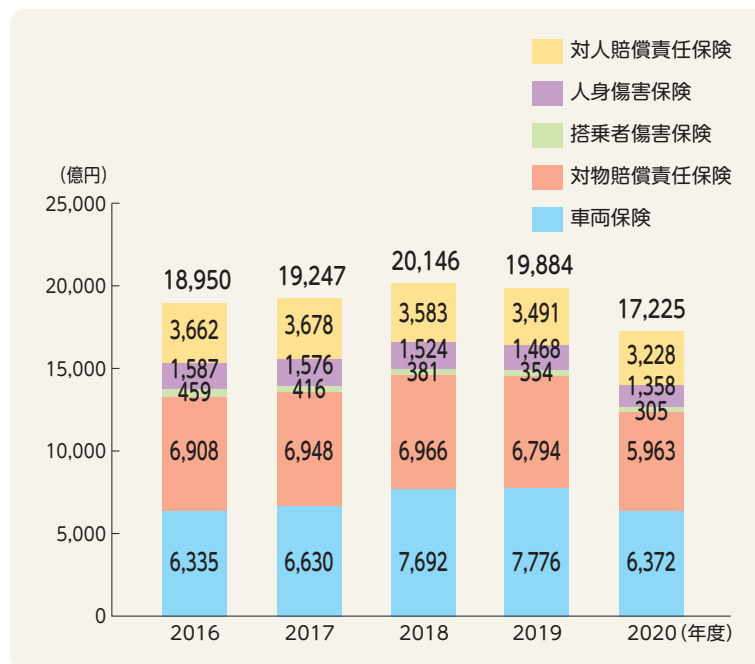


## 2 保険金（支払い）の状況

### (1) 保険金の推移

2020年度の自動車保険の保険金は、図39のとおり1兆7,225億円となっており、前年度に比べ2,659億円（13.4%）の減少となりました。これは、先進安全技術の普及拡大が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした外出自粛の影響を受け、交通事故が大きく減少したことが要因となっています。

図39 保険金の推移



#### 保険金

図39～図42の「保険金」には、付帯費用を含みません。

#### 付帯費用とは

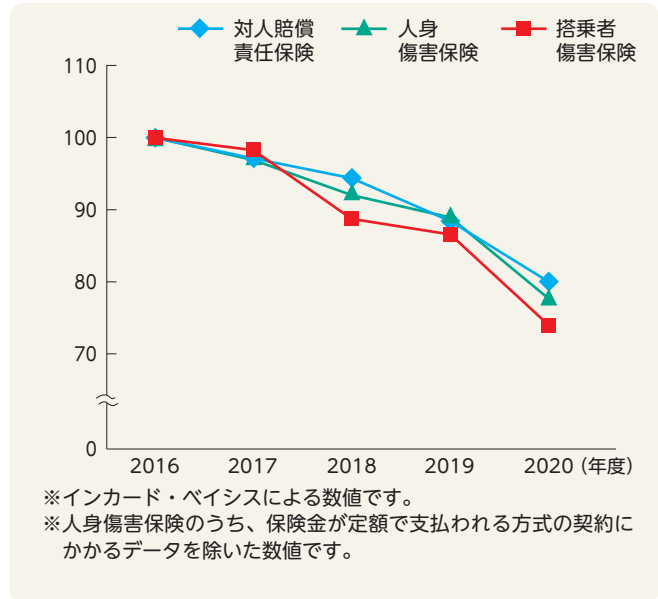
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

## (2) 契約1台あたりの保険金の推移

### ① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図40のとおり減少傾向で推移しており、その要因としては衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいること（トピックス4）（2）（P81）参照）が挙げられます。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（2016年度を100とした場合）



### 交通事故死傷者数の減少と契約1台あたりの保険金の推移の関係

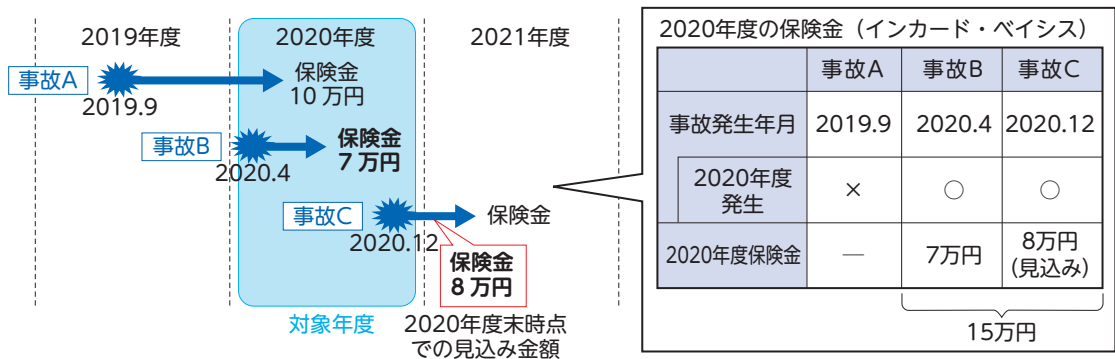
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いています（P23図6参照）。対人賠償責任保険・人身傷害保険の契約1台あたりの保険金についても減少傾向で推移しているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれており、このような支払いの占める割合が増加していることによるものと考えられます。

#### インカード・ベイシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2020年度の保険金（インカード・ベイシス）



## ② 対物賠償責任保険・車両保険

図41のとおり、対物賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は、減少傾向となっています。

車両保険の契約1台あたりの保険金は、自然災害の影響等により年度ごとの変動が大きくなっています。特に、2018年度および2019年度は、大規模な台風による影響で他の年度よりも高くなっています。

対物賠償責任保険および車両保険のいずれも、契約1台あたりの保険金が減少する要因としては、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいること（トピックス④（2）（P81）参照）が挙げられます。

図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています（図43 支払い1件あたりの修理費の推移（P76）参照）。また、車両保険の2018年度および2019年度については、図41と同様に自然災害の影響等も増加の要因となっています。

図41 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）  
（2016年度を100とした場合）

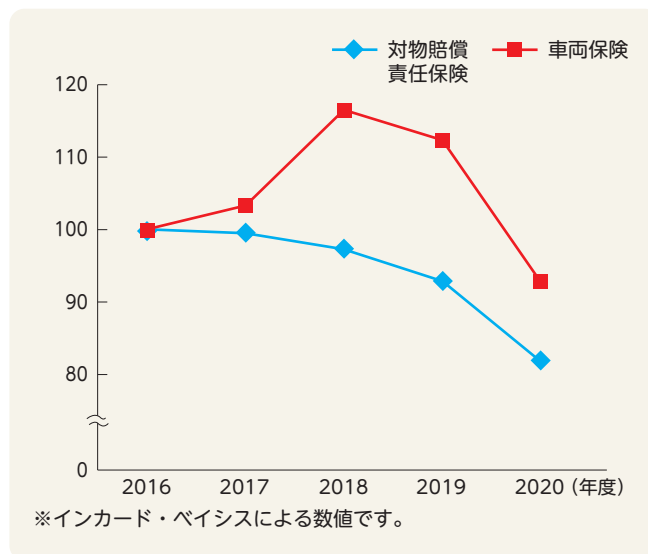
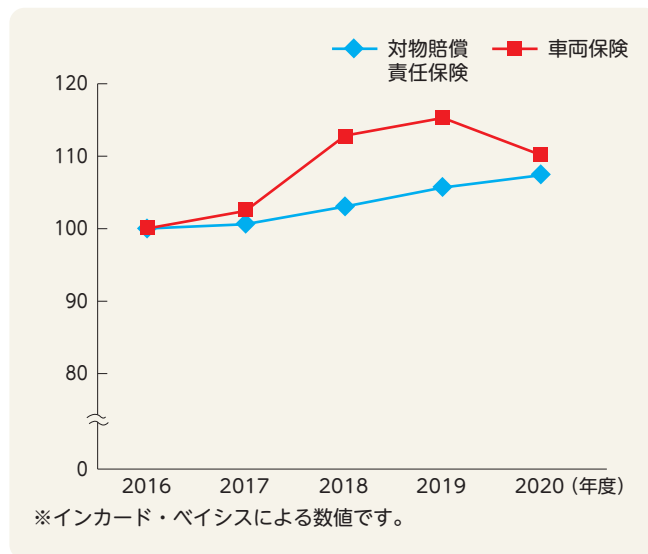


図42 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）  
（2016年度を100とした場合）

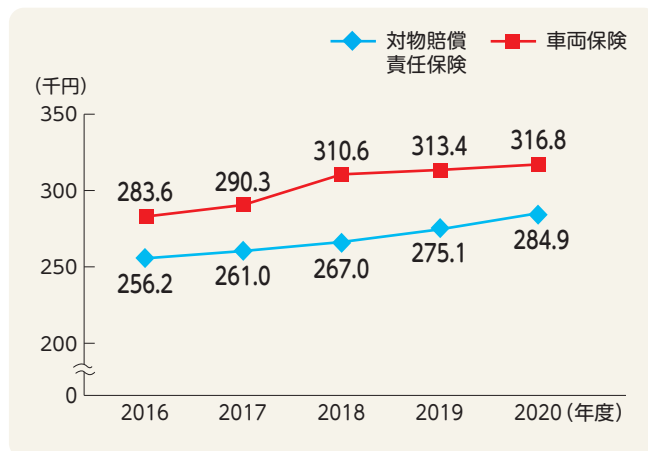




## 支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費等）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図43のとおり概ね増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及（トピックス④）（2）（P81）参照）等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます。

図43 支払い1件あたりの修理費の推移





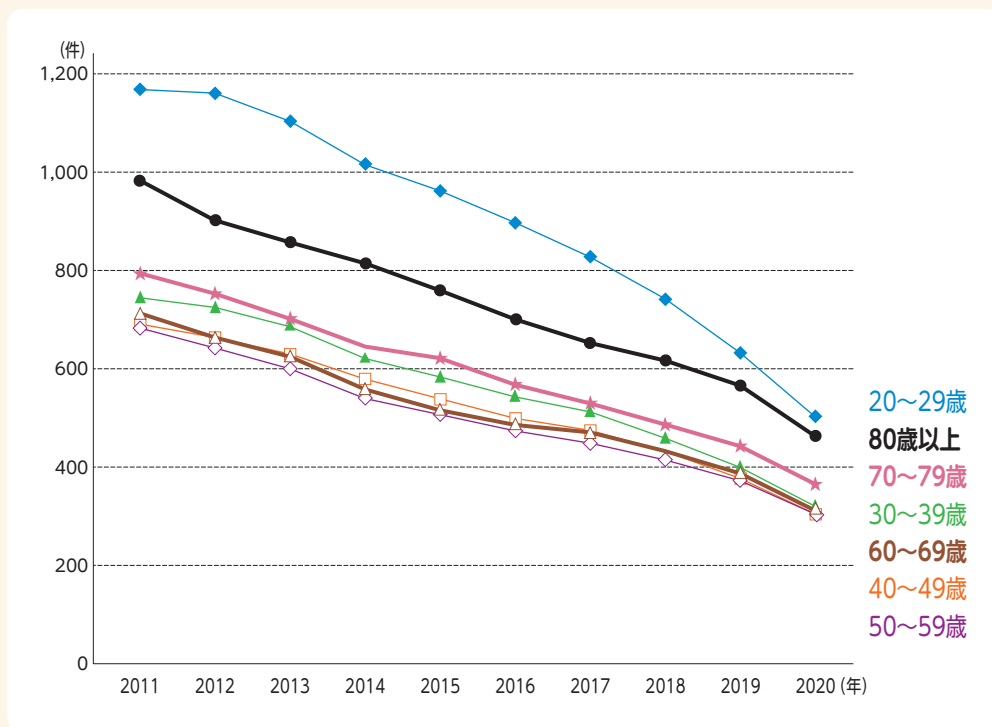
トピックス ③

高齢運転者による交通事故の実態

近年、高齢運転者による重大事故が相次いで報道され、注目を集めています。高齢運転者による交通事故の実態を見ていくと、交通事故の件数の多寡ではなく、他の年齢層と比較したときの重大事故（死亡事故）が多いことによる、運転リスクの高さがうかがえます。

高齢運転者による重大事故について、報道で大きく取り上げられたこともあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けます。しかし実際には、60歳以上の運転者の交通事故件数は増加している訳ではありません。高齢人口の増加の影響を除くため、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数でも、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層と同様に減少傾向にあります。

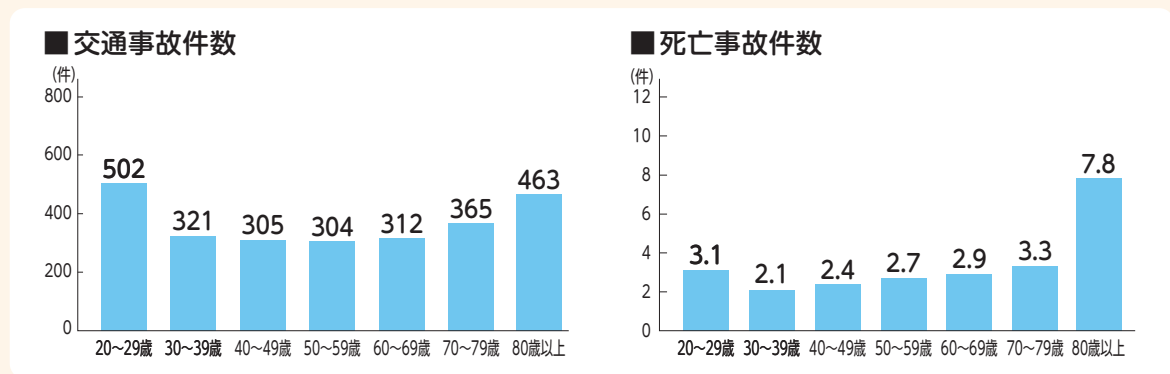
図44 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移



※1 「令和2年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。  
 ※2 原付以上運転者とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいいます。  
 ※3 第1当事者とは、事故当事者のうち最も過失が重い者（過失が同程度の場合には人身損傷程度〔ケガ〕が軽い者）をいいます。

高齢運転者の交通事故の特徴は重大事故（死亡事故）の多さです。そのため、件数自体は減少しているものの、高齢運転者による交通事故が社会に大きなインパクトを与えています。図45のとおり、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

図45 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

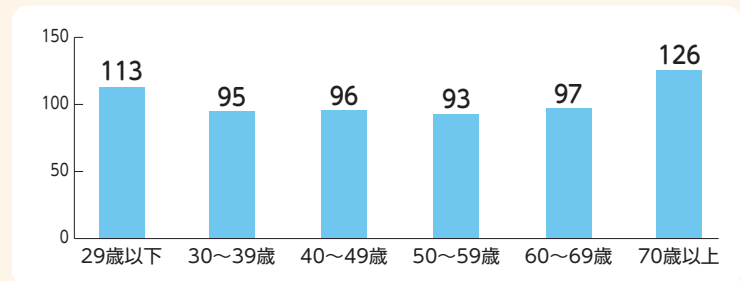


※「令和2年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

※「令和2年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

また、保険実績において、若年層が運転しない「26歳以上補償」の保険契約を対象に、記名被保険者の年齢層別のリスク較差をみると、図46のとおり、記名被保険者が「60~69歳」からリスク実態は増加に転じ、「70歳以上」ではさらに高くなっています（運転者の年齢による料率区分の詳細や記名被保険者については2-1(4)自動車保険の料率区分⑤(P62)参照)。

図46 保険実績におけるリスク較差（「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）



※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（2018~2020年度の累計値）。なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している。

ひとくちに高齢運転者といっても、その年齢は幅広く、健康状態やライフスタイル等における個人差があります。また、公共交通機関等の利便性が十分に確保されていない地域に暮らす高齢者にとって、日常生活上、自動車は欠かすことのできない移動手段であることも考慮する必要があります。

政府では、特に高齢運転者の事故低減に有効と考えられる衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発をはじめ、さまざまな高齢運転者対策に取り組んでいます。

当機構ウェブサイトでは、このトピックに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。

「高齢運転者による交通事故の実態」  
[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/senior\\_driver.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html)

「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」  
[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/misstepping.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html)

「高齢運転者の事故が多いのはいつ？」  
[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/senior\\_driver\\_202009.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202009.html)



トピックス 4

サポートカー限定免許（2022年5月13日創設）について

2022年5月13日からサポートカー限定免許の制度が始まります。  
 このサポートカー限定免許で運転できる「サポートカー」と、政府が2021年11月まで申請を受け付けていたサポカー補助金の対象自動車とは要件が異なるため、注意が必要です。

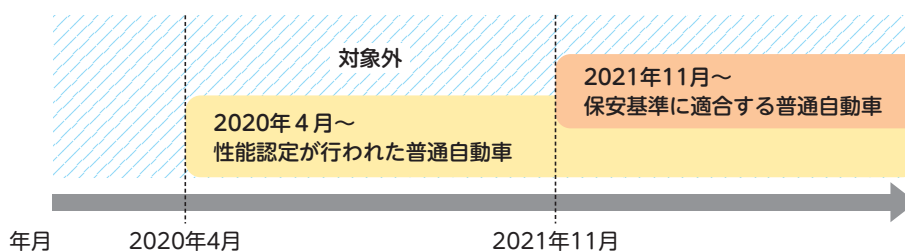
(1) サポートカー限定免許の創設

2022年5月13日から普通自動車免許で運転できる自動車をサポートカーに限定する条件付免許（以下、サポートカー限定免許）の制度が始まります。サポートカー限定免許で運転できる自動車は、「衝突被害軽減ブレーキ」および「ペダル踏み間違い急発進抑制装置（マニュアル車は除く）」の性能に関し、性能認定（2020年4月以降）が行われた普通自動車、または、乗車定員が10人未満の自動車で「衝突被害軽減ブレーキ」が保安基準（2021年11月以降）に適合するものです。

サポートカー限定免許は、運転能力の低下を自覚した高齢者のほか、高齢者以外でも安全性能の高い自動車のための運転を希望する場合に、ご本人の自主的な申請により、既存の免許から変更（または新規取得）することが可能です。これにより、免許返納以外の新たな選択肢となることが期待されています。

サポートカー限定免許で運転できる自動車は、下図のとおり、先進安全技術について、性能認定や新たな保安基準に適合する普通自動車に限られます。また、性能認定が行われた普通自動車であっても、後付け装置は対象外とされています（具体的に、どの自動車がサポートカー限定免許の対象となるかについては、警察庁から公表される予定のため、詳細については警察庁のウェブサイト等をご覧ください）。

■サポートカー限定免許で運転できる自動車のイメージ図



2020年4月～ 性能認定(ただし後付け装置を除く)

- ・衝突被害軽減ブレーキ  
車両（歩行者）を検知して停止・減速する性能について試験を行い、所定の要件を満たすこと
- ・ペダル踏み間違い急発進抑制装置  
急な踏み込みをした時に急発進を抑制すること（3割以上の速度低減）

2021年11月～ 保安基準

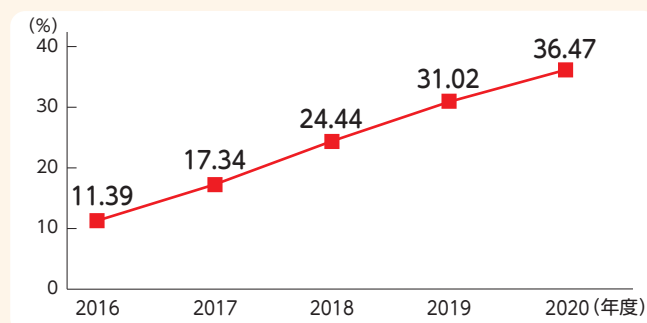
- ・車両（歩行者）を検知して停止する性能について試験を行い、所定の要件を満たすこと
- ・エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること

## (2) 自動車保険に対する今後の影響

サポートカーには事故の減少や事故時の被害軽減といった効果が期待されています。政府からの要請を受け、自動車メーカー各社はサポートカーの開発・販売に力を入れています。さらに、前述のとおり、2021年11月以降に発売される国産の新型車に対しては新たな保安基準に適合する必要があるため、今後、サポートカー限定免許で運転できる自動車は増えていくことが見込まれます。

自動車保険が付保されている自動車のうち、衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合は図47のとおり増加傾向にあり、今後、事故の一層の減少や事故時の被害軽減につながることを期待されます。一方でセンサー等の比較的高価な部品が増加していることから、修理費は増加することが考えられます。

図47 衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合  
(対人賠償責任保険)



※自動車保険が付保されている自家用普通・小型乗用車および軽四輪乗用車における割合

トピックス ⑤

## 法定利率の引下げによる影響

2017年6月2日に公布された民法の改正法（2020年4月1日施行）により「法定利率」が見直されました。

「法定利率」の変更は、自動車保険のうち対人賠償責任保険等の純保険料に影響を及ぼします。

2020年4月1日から施行された民法の改正法で、1896年の民法制定以来初の、債権関係の規定に関する抜本的な見直しが行われました。

この改正法の中で「法定利率」を変動させる規定が新設され、改正前は「年5%」と定められていた固定利率が、改正後は3年に一度の見直し※が行われる変動利率に改められるとともに、改正当初の利率が「年3%」に引き下げられました。

※2023年4月1日以降の法定利率は未確定とされていましたが、2022年3月30日の官報にて告示された内容を踏まえると、利率の変更はない（年3%の利率を継続する）ことが確認できています。

### 法定利率とは

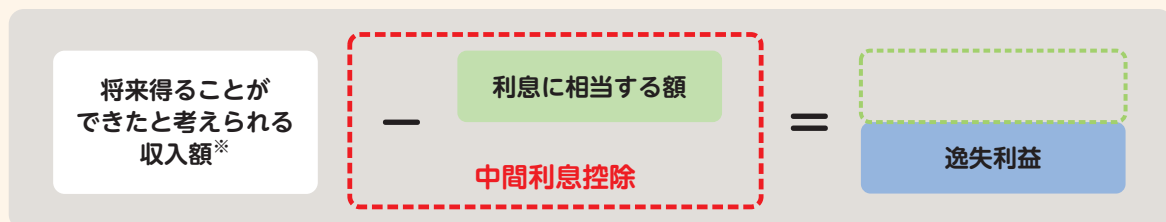
金銭貸借に関する契約などで当事者同士が特に利率を決めなかった場合に適用される利率のことです。

## 純保険料率への影響

自動車保険のうち対人賠償責任保険は、事故によって他人を死傷させた場合に損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険です（第Ⅰ部2②自動車保険の概要（P9）参照）。

この保険で補償する損害賠償額のうち、例えば「逸失利益」は、被害者が将来得ることができたと考えられる収入額に基づき計算されますが、保険金としては一度にまとめて支払われるため、あらかじめ利息に相当する額を差し引いて計算されます。これを「中間利息控除」といいます。

### ■逸失利益の計算方法（例）死亡による損害

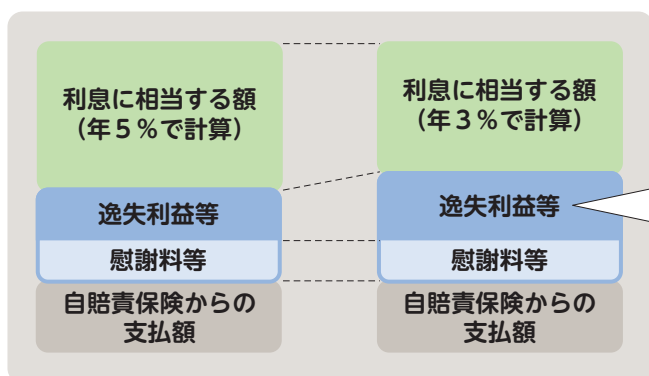


※ 一般的に被害者本人の生活費などは控除されます。

この中間利息控除を行う場合、利息に相当する額を算出する際の利率には「法定利率」が使用されます（今回の民法の改正により明文化されました）。

そのため、「法定利率」が5%から3%に引き下げられたことにより、将来得ることができたと考えられる収入額から差し引かれる「利息に相当する額」が少なくなり、逸失利益の額は増加することが見込まれます。

なお、人身傷害でも同様の計算が行われます。また、「法定利率」の引下げは、逸失利益のほかに、将来の介護料等の増加にも影響を与えます。



(例) 22歳男性会社員が交通事故で死亡した事案における逸失利益

法定利率5%の場合  
→ 約5,670万円

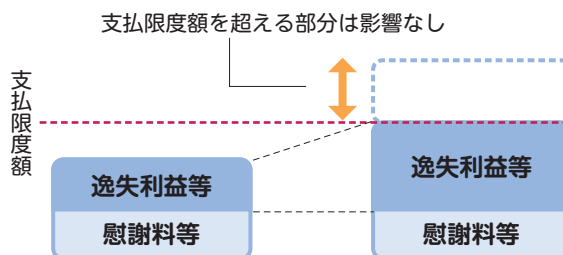
法定利率3%の場合  
→ 約7,820万円

※損害額算定の基礎となる数値等について、稼働可能年数は67歳まで、生活費控除率は50%とし、基礎収入は賃金センサス（令和2年）の大卒男子の全年齢平均を採用

memo

自賠責保険料への影響

自賠責保険については、法定利率の引下げを契機として支払基準（第Ⅱ部4③自賠責保険の支払基準（P32）参照）の改正（2020年4月1日施行）が行われていますが、自賠責保険では損害の内容（死亡、後遺障害（等級別）、傷害）ごとに支払限度額が設けられており（第Ⅱ部1②自賠責保険の補償内容（P10）参照）、例えば死亡による損害においては、支払基準の改正前では全体の4割程度が支払限度額（3,000万円）に達しています（支払基準の改正によって、支払限度額に達する割合は更に増える可能性があります）。このことにより自賠責保険では、支払基準の改正の影響（保険料の引上げ要素）は自動車保険と比べて、軽微なものとなっています。



トピックス 6

新型コロナウイルスによる影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中国・武漢市で初めて感染者が確認されて以降、世界中に拡大しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛は、自賠責保険および自動車保険の保険金の推移にも影響を及ぼしています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で、日本においても、2020年2月以降は市中感染による感染者数が増加し、同年4月には政府により初めての緊急事態宣言が発出されました。新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、人と人との接触機会を削減するために、テレワークや時差出勤の取組み、帰省・旅行など都道府県境をまたいだ移動および大人数での会食の自粛要請や、学校の一時休校などの各種施策が実施されました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会生活に大きな変化をもたらしただけでなく、自賠責保険および自動車保険の保険金の推移にも大きな影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により交通量が減少し、これに伴って交通事故も減少したため、図48、図49のとおり、2020年度の自賠責保険および自動車保険の保険金は2019年度以前と比べて大きく減少しています。

図48 保険金の推移（自賠責保険 受傷形態計）（2016年度を100とした場合）

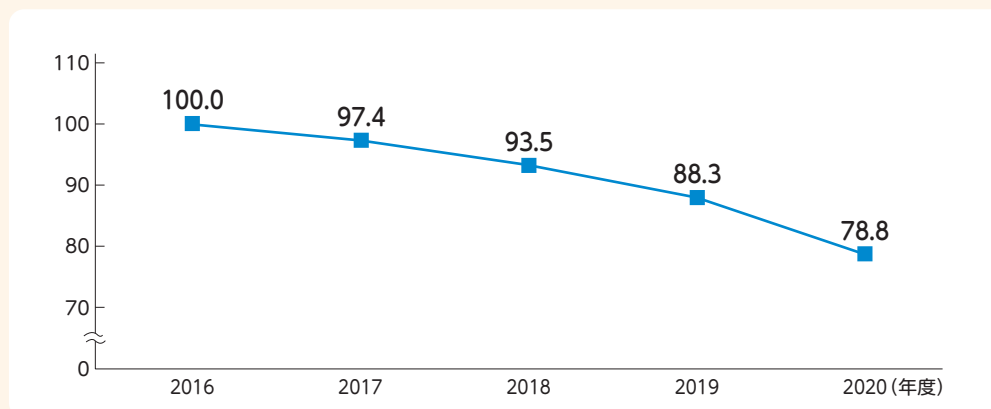
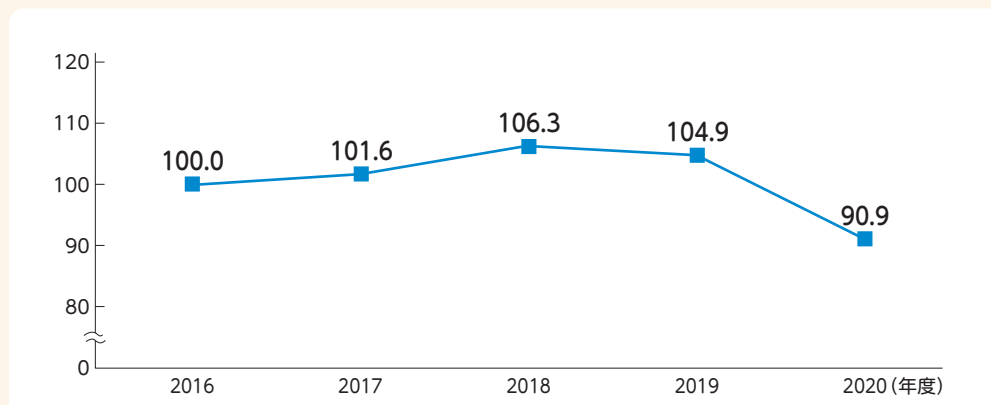


図49 保険金の推移（自動車保険 補償種目計）（2016年度を100とした場合）



交通事故の傾向を示す指標として警察庁公表の交通事故発生件数の推移をみると、図50のとおり減少傾向で推移しており、これは交通事故防止に向けた各種施策や、衝突被害軽減ブレーキ等の自動車の安全技術の普及が主な要因となっています。

このように年々交通事故が減少する中で、2020年度については、より大きく減少しています。月別の推移をみると、図51のとおり、外出自粛が強く打ち出された1回目の緊急事態宣言期間中（2020年4～5月）に大きく減少しており、外出自粛の影響が交通事故発生件数の減少として交通環境にも影響が及んだとみています。

2021年に入り、緊急事態宣言が1月・4月・7月に再び発出されましたが、1回目の緊急事態宣言期間中ほどの交通事故件数の減少は見られないため、交通環境に及ぼす影響は縮小しつつあると考えられます。

図50 交通事故発生件数の年度別推移

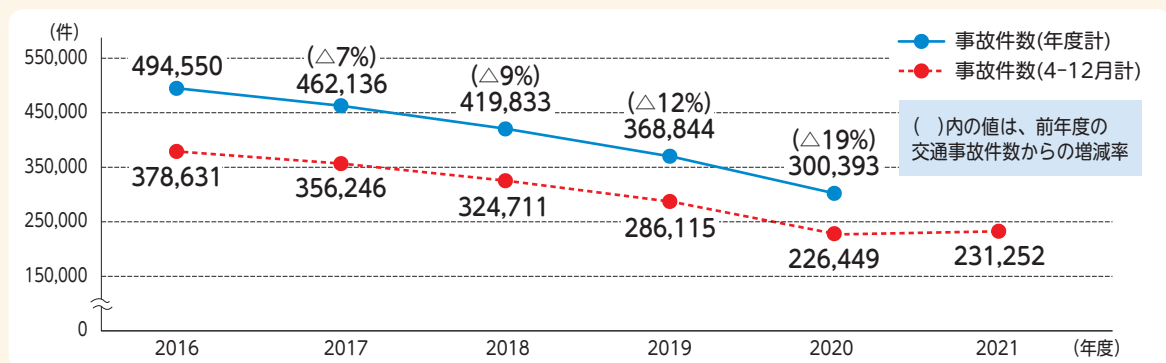
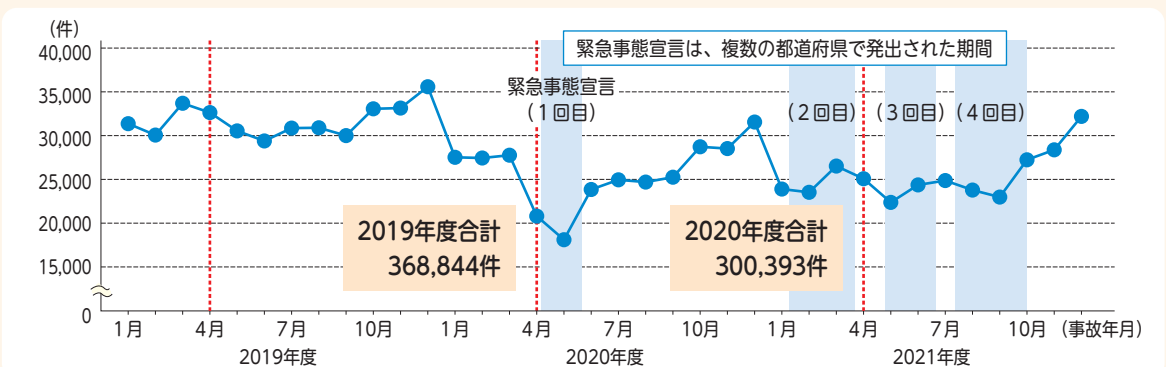


図51 交通事故発生件数の月別推移



※2016年4月～2021年12月分の月別事故件数について、1～11月分は「交通事故統計月報」（警察庁交通局）表1-1の交通事故件数（速報値）、12月分は「交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況」（警察庁交通局）表1-1の12月末の交通事故件数から上記1～11月分の件数を除いた値を使用して作成のうえ、下記のとおり掲載。

図50 事故件数(年度計)：各年度4～3月分の事故件数を集計  
 事故件数(4～12月計)：各年度4～12月分の事故件数を集計  
 図51 2019年1月～2021年12月の月別事故件数

なお、自動車保険においては2021年6月に参考純率の届出（同年9月に再届出）を行い、前述の先進安全技術の普及促進等による交通事故の減少を踏まえて、参考純率の水準を平均3.9%引き下げました。この改定は2022年以降において収支が均衡するように算出しており、コロナ禍からの社会経済活動の回復が見込まれたことから、この交通事故の減少傾向に加えて、それとは別に新型コロナウイルスの影響反映は行っていません。

一方、自賠責保険においては2021年4月に基準料率改定を行い、自動車保険と同様の背景に加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等による滞留資金への影響（2020年度末時点で423億円増）を踏まえて、基準料率を平均6.7%引き下げました（滞留資金については第Ⅱ部2(2)自賠責保険基準料率の算出方法(P15)参照)。



トピックス 7

コネクテッドカー・自動運転車の普及状況

近年の自動車技術の進化により、コネクテッドカーの普及および高度な自動運転車の市場化が進んでいます。これらに向けた当機構の取り組みを紹介します。

近年の自動車技術の進化によりコネクテッドカー（インターネットの通信機能を備えた自動車）が急速に普及しています（図52）。コネクテッドカーは、車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータを取得することが可能であり、事故時に自動的に緊急通報を行うシステムや、走行実績に応じて保険料が変動するテレマティクス保険、盗難時に車両の位置を追跡するシステムなどが実用化されています。

また、自動運転車の普及への取り組みも進んでいます。法制面では、自動運転に関する規定を盛り込む形で改正された道路交通法および道路運送車両法が2020年4月に施行され、公道での自動運転レベル3※の走行が可能となりました。併せて自動運転車の開発も進み、2021年3月には本田技研工業株式会社が自動運転レベル3の乗用車を発売するなど、高度な自動運転レベルのサービスの実現と市場化が進んでいます（図53）。

当機構ではこのような自動車技術の進化と、それに伴う自動車保険の変化に対応すべく、自動車の走行データの収集・分析体制を構築し、今後の参考純率の商品・料率制度体系上の対応案等の検討を進めています。

※自動運転レベルについて

日本を含めた多くの国で自動運転は、レベル0（自動運転なし）、レベル1（運転支援）、レベル2（部分運転自動化）、レベル3（条件付運転自動化）、レベル4（高度運転自動化）、レベル5（完全運転自動化）の複数のレベルに分けて定義されています。なお、レベル2（部分運転自動化）については、レベル1と同様ドライバーが責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援」技術であることに注意が必要です。

図52 コネクテッドカーの新車販売台数（乗用車、商用車）

	2021年見込	2020年比	2035年予測	2020年比
日 本	370万台	108.8%	350万台	102.9%
北 米	1,140万台	120.0%	2,010万台	2.1倍
欧 州	1,160万台	128.9%	2,000万台	2.2倍
中 国	820万台	122.4%	2,700万台	4.0倍
そ の 他	530万台	123.3%	2,420万台	5.6倍
合 計	4,020万台	122.2%	9,480万台	2.9倍

※「コネクテッドカー・V2X・自動運転関連市場の将来展望 2021」（株式会社 富士経済）から作成。



図53 自動運転システムの市場化・サービス実現期待時期

		レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期
自動運転技術 の高度化	自家用車	レベル3	高速道路での自動運転	2020年目途
		レベル4	高速道路での自動運転	2025年目途
	物流サービス用の車 (配送用トラック等)	—	高速道路でのトラックの 後続車有人隊列走行	2021年まで
		—	高速道路でのトラックの 後続車無人隊列走行	2022年度以降
		レベル4	高速道路でのトラックの 自動運転	2025年以降
	移動サービス用の車 (バス・タクシー等)	レベル4	限定地域での 無人自動運転移動サービス	2020年まで
		レベル2以上	高速道路でのバスの 運転支援・自動運転	2022年以降

※「官民 ITS 構想・ロードマップ」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議 2021年度）から作成。



# 第Ⅳ部

## くるまに関する保険関連の統計

### 1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	90
第2表	自賠責保険車種別収支〈2020年度〉	92
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2020年度〉	94
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	96
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2021年3月末〉	97
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	98
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2020年度〉	99
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2020年度〉	100
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2020年度〉	101
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2020年度〉	102
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2020年度〉	103
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2020年度〉	104

### 2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2020年度〉	106
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2020年度〉	110
第15表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2020年度〉	112
第16表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2020年度〉	114
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2020年度〉	116
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2021年3月末〉	118
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2021年3月末〉	120
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	122
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2020年度〉	124
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2020年度〉	126
第23表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2020年度〉	128
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2020年度〉	130
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2020年度〉	132
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2020年度〉	134
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2020年度〉	136

### 3 関連情報

#### I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	138
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2020年度〉	140
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	142
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2021年3月末〉	143

#### II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	144
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2020年〉	145
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	146
第35表	年齢層別死者数の推移	146
第36表	状態別死者数の推移	147
第37表	警察統計の死者数の推移	147
第38表	車種別道路交通法違反取締り件数〈2020年〉	148
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	148
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	149
第41表	年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2019年・2020年〉	150
第42表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	151
第43表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	152

#### III 自動車保有登録関係

第44表	車種別自動車保有車両数の推移	154
第45表	都道府県別自動車保有車両数〈2021年3月末〉	156
第46表	新車登録台数の推移	157
第47表	車種別平均使用年数の推移	157

#### IV 法令関係

第48表	後遺障害等級表	158
------	---------	-----

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死 亡	
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1986	30,282,341 ( 6.2)	1,041,638,176 ( 12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927 ( 1.4)	1,051,432,091 ( 0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988 ( 6.8)	1,138,721,651 ( 8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548 ( 0.4)	1,173,345,534 ( 3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028 ( 4.5)	1,217,597,602 ( 3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 ( 0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 ( 1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 ( 5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 ( 0.5)	1,015,698,547 ( 0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 ( 1.2)	1,046,279,856 ( 3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 ( 1.7)	1,072,702,030 ( 2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 ( 2.2)	988,676,122 ( 2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 ( 0.3)	999,284,341 ( 1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 ( 20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 ( 0.9)	1,212,825,888 ( 0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 ( 1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 ( 0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 ( 7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 ( 0.3)	811,951,189 ( 0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 ( 10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 ( 3.8)	936,324,556 ( 4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 ( 9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 ( 0.9)	1,034,178,479 ( 0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 ( 1.8)	1,047,243,538 ( 2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675 ( 0.2)	975,407,360 (△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818 ( 0.0)	976,001,603 ( 0.1)	3,264	78,847,730
2019	39,044,153 (△0.7)	967,360,228 (△0.9)	3,173	76,685,969
2020	39,404,281 ( 0.9)	811,259,159 (△16.1)	2,930	70,539,221

※1 1986年度以降の（ ）内の数値は、対前年度増減率を示します。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円	%	
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253		1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382		1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619		1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747		1985
856,763	555,814,863	866,649 ( 1.2)	747,875,075 ( 2.3)		1986
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)		1987
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)		1988
883,751	508,980,082	894,388 ( 4.4)	718,141,654 ( 1.6)		1989
895,170	523,568,377	906,227 ( 1.3)	742,913,545 ( 3.4)		1990
921,410	544,820,322	932,970 ( 3.0)	786,147,304 ( 5.8)		1991
949,534	558,438,652	961,154 ( 3.0)	814,911,861 ( 3.7)		1992
973,557	574,800,552	984,620 ( 2.4)	834,070,228 ( 2.4)		1993
975,640	579,166,878	986,343 ( 0.2)	833,412,546 (△0.1)		1994
995,893	589,170,581	1,006,666 ( 2.1)	839,960,540 ( 0.8)		1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 ( 1.7)	841,986,595 ( 0.2)		1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 ( 2.3)	855,267,546 ( 1.6)		1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 ( 0.9)	856,357,294 ( 0.1)		1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 ( 4.4)	877,181,304 ( 2.4)		1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 ( 4.4)	898,801,937 ( 2.5)		2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 ( 2.8)	901,267,030 ( 0.3)		2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 ( 1.6)	923,182,128 ( 2.4)		2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 ( 0.9)	922,948,270 ( 0.0)		2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)		2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)		2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)		2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 ( 2.3)	828,803,036 ( 0.5)		2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)		2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)		2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 ( 1.7)	795,721,580 (△0.5)		2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 ( 1.6)	805,430,966 ( 1.2)		2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)		2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 ( 2.6)	807,477,423 ( 0.9)		2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)		2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 ( 0.2)	794,811,925 (△0.2)		2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)		2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)		2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722 (△3.3)	722,097,513 (△3.8)		2018
1,006,272	604,109,258	1,009,445 (△7.0)	680,795,227 (△5.7)		2019
843,424	536,543,394	846,354 (△16.2)	607,082,615 (△10.8)		2020

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2020年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	209,249	5,500,909	29	708,167	
2	乗用自動車	営業用	219,900	15,454,103	67	1,816,995
3		自家用	17,224,814	375,044,997	1,125	26,648,068
4	普通貨物自動車	営業用	1,029,451	30,214,544	313	8,214,052
5		自家用	1,290,784	28,489,437	117	2,812,769
6	小型貨物自動車	営業用	64,930	1,289,140	11	292,509
7		自家用	2,756,090	43,111,939	183	4,236,403
8	小型二輪および軽自動車	13,796,625	282,166,961	982	23,472,968	
9	特殊および緊急自動車	396,822	3,385,610	24	645,568	
10	商品自動車	61,644	1,015,918	2	61,366	
11	特種用途自動車	372,291	6,236,025	35	706,493	
12	被けん引自動車	210,289	1,078,645	0	0	
13	原動機付自転車	1,771,392	18,270,931	42	923,862	
14	合 計	39,404,281	811,259,159	2,930	70,539,221	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷害および後遺障害		合計		
件数	保険金	件数	保険金	
件	千円	件	千円	
5,748	4,018,266	5,777	4,726,433	1
21,010	13,935,766	21,077	15,752,761	2
404,591	252,416,229	405,716	279,064,297	3
23,962	19,683,954	24,275	27,898,006	4
15,565	11,330,162	15,682	14,142,932	5
1,529	1,072,942	1,540	1,365,452	6
42,710	28,733,864	42,893	32,970,267	7
306,301	190,242,480	307,283	213,715,448	8
1,398	1,334,990	1,422	1,980,558	9
236	168,477	238	229,843	10
4,632	3,315,581	4,667	4,022,074	11
3	358	3	358	12
15,739	10,290,324	15,781	11,214,186	13
843,424	536,543,394	846,354	607,082,615	14



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2020年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	1,736,363	36,094,908	30,941	21,501,227
青 森	480,277	10,092,751	5,781	3,898,657
岩 手	453,659	9,523,850	5,224	3,746,361
宮 城	823,001	17,141,618	15,146	10,496,048
秋 田	304,101	6,421,307	3,515	2,161,706
山 形	406,927	8,515,588	5,871	3,920,025
福 島	723,484	15,128,619	12,275	8,236,866
茨 城	1,255,118	26,128,753	26,909	20,308,869
栃 木	820,892	17,118,158	17,440	13,010,173
群 馬	830,063	17,428,511	20,928	16,065,981
埼 玉	2,084,338	43,106,263	46,460	34,077,553
千 葉	1,836,248	37,988,940	39,974	31,851,297
東 京	2,280,424	47,317,704	53,099	40,032,268
神 奈 川	2,143,841	43,169,744	45,452	34,864,648
新 潟	877,628	18,312,508	12,224	8,014,741
富 山	433,205	9,094,759	7,696	4,487,368
石 川	439,361	9,262,079	8,154	5,094,889
福 井	316,409	6,646,445	6,221	3,334,062
山 梨	319,899	6,664,747	6,607	4,626,269
長 野	849,931	17,831,336	12,996	8,102,484
岐 阜	815,232	17,016,502	17,670	12,403,867
静 岡	1,449,556	29,981,287	32,756	23,399,254
愛 知	2,627,120	55,079,002	57,375	39,299,987
三 重	720,508	15,013,324	15,130	11,207,304

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	489,151	10,242,171	10,476	7,179,809
京 都	730,604	14,952,934	18,100	13,572,595
大 阪	2,096,766	42,529,819	56,791	42,754,101
兵 庫	1,529,701	31,409,055	35,947	27,160,657
奈 良	406,192	8,427,666	9,619	7,106,621
和 歌 山	359,160	7,350,855	8,294	6,062,322
鳥 取	211,986	4,492,381	3,446	1,815,876
島 根	195,479	4,164,016	2,696	1,663,431
岡 山	741,645	15,562,380	19,875	12,385,264
広 島	936,585	19,534,172	20,096	13,843,336
山 口	482,241	10,159,550	9,504	6,522,639
徳 島	297,744	6,189,516	7,770	5,346,470
香 川	374,705	7,811,902	10,505	7,164,740
愛 媛	483,379	9,886,282	11,527	8,867,447
高 知	222,652	4,588,742	3,809	2,774,841
福 岡	1,636,544	34,030,980	46,972	34,620,220
佐 賀	290,636	6,097,159	7,569	5,529,121
長 崎	396,659	8,227,237	8,480	6,114,478
熊 本	660,299	13,664,398	15,358	9,660,117
大 分	400,765	8,382,559	8,231	5,615,302
宮 崎	334,937	7,070,600	7,019	5,046,581
鹿 児 島	489,574	10,144,724	8,869	6,176,083
沖 縄	489,841	5,312,478	8,667	5,223,790
離 島	119,451	948,881	890	734,871
合 計	39,404,281	811,259,159	846,354	607,082,615

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730
2019	4,863	713	5,575
2020	4,853	690	5,542

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。

※2 1970年度は、沖縄県を含みません。

※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。

※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2021年3月末）

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合 計	
	付保台数	台	加入台数	台	付保・加入台数	台
北海道	44,431	台	5,652	台	50,083	台
青森	18,541		6,753		25,294	
岩手	22,295		10,450		32,745	
宮城	57,912		6,950		64,862	
秋田	9,513		5,251		14,764	
山形	16,361		7,437		23,798	
福島	32,864		9,706		42,570	
茨城	71,940		7,082		79,022	
栃木	44,949		8,710		53,659	
群馬	42,351		7,897		50,248	
埼玉	255,042		21,721		276,763	
千叶	213,067		9,852		222,919	
東京都	420,355		10,411		430,766	
神奈川県	515,331		25,723		541,054	
新潟	45,539		13,396		58,935	
富山	12,567		2,661		15,228	
石川	17,555		2,984		20,539	
福井	10,502		2,153		12,655	
山梨	28,675		15,847		44,522	
長野	43,657		19,123		62,780	
岐阜	36,322		6,867		43,189	
静岡県	165,554		27,095		192,649	
愛知	190,345		34,764		225,109	
三重	60,756		14,663		75,419	
滋賀	49,069		12,950		62,019	
京都	231,971		11,087		243,058	
大阪	577,966		15,877		593,843	
兵庫県	299,001		25,844		324,845	
奈良	80,339		25,971		106,310	
和歌山	93,040		32,698		125,738	
鳥取	9,209		2,402		11,611	
島根	10,906		8,395		19,301	
岡山	75,598		17,717		93,315	
広島	172,588		26,302		198,890	
山口	38,463		13,117		51,580	
徳島	34,499		7,099		41,598	
香川	46,240		10,329		56,569	
愛媛	108,179		28,395		136,574	
高知	43,416		16,917		60,333	
福岡	186,476		23,712		210,188	
佐賀	20,167		7,481		27,648	
長崎	64,484		10,758		75,242	
熊本	84,793		14,861		99,654	
大分	38,461		13,254		51,715	
宮崎	25,900		14,308		40,208	
鹿児島	54,580		21,164		75,744	
沖縄	95,050		17,039		112,089	
離島	35,768		28,731		64,499	
合 計	4,852,587		689,556		5,542,143	

※1 自賠責共済は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※2 付保台数および加入台数は、2021年3月末現在の有効契約台数です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	44,115	100	44,883	102	44,447	101	43,595	99	35,107	80
青森	8,094	100	7,836	97	7,876	97	7,338	91	6,178	76
岩手	6,578	100	6,853	104	7,151	109	6,453	98	5,747	87
宮城	25,471	100	25,811	101	26,547	104	24,615	97	22,983	90
秋田	4,841	100	5,383	111	6,466	134	5,450	113	4,702	97
山形	8,957	100	9,037	101	9,322	104	7,952	89	6,709	75
福島	17,616	100	18,012	102	17,915	102	16,116	91	13,693	78
茨城	35,074	100	34,719	99	34,684	99	32,397	92	27,713	79
栃木	25,249	100	25,759	102	24,735	98	23,419	93	19,946	79
群馬	30,684	100	31,853	104	30,889	101	28,616	93	24,517	80
埼玉	57,076	100	57,493	101	56,129	98	51,919	91	43,485	76
千葉	51,032	100	49,998	98	47,826	94	45,355	89	37,387	73
東京都	159,664	100	163,891	103	159,636	100	150,144	94	126,031	79
神奈川県	60,786	100	58,817	97	58,131	96	55,257	91	48,015	79
新潟	17,528	100	17,713	101	16,811	96	15,043	86	12,895	74
富山	10,399	100	10,516	101	10,250	99	9,356	90	7,727	74
石川	12,606	100	12,718	101	12,287	97	11,355	90	9,057	72
福井	8,805	100	8,995	102	9,117	104	7,960	90	6,328	72
山梨	9,694	100	10,135	105	10,285	106	9,342	96	7,898	81
長野	17,896	100	18,294	102	17,950	100	16,500	92	13,942	78
岐阜	24,404	100	24,096	99	23,953	98	22,448	92	18,130	74
静岡	45,168	100	44,495	99	43,517	96	40,916	91	34,827	77
愛知	92,795	100	91,319	98	90,903	98	82,877	89	71,040	77
三重	20,595	100	20,739	101	20,747	101	20,000	97	16,841	82
滋賀	13,436	100	13,701	102	13,258	99	12,119	90	10,025	75
京都	25,778	100	24,878	97	24,030	93	23,525	91	20,252	79
大阪	109,183	100	110,553	101	108,596	99	105,853	97	92,471	85
兵庫	47,733	100	47,694	100	47,524	100	44,732	94	37,149	78
奈良	12,512	100	13,177	105	12,950	104	11,937	95	10,257	82
和歌山	11,997	100	11,868	99	11,973	100	10,965	91	9,574	80
鳥取	4,959	100	5,013	101	4,546	92	4,441	90	3,497	71
島根	4,091	100	3,809	93	4,411	108	4,356	106	4,094	100
岡山	27,735	100	27,020	97	26,786	97	26,075	94	22,413	81
広島	31,632	100	30,136	95	30,271	96	28,659	91	24,267	77
山口	13,068	100	13,073	100	13,502	103	12,608	96	10,705	82
徳島	10,397	100	9,985	96	10,091	97	10,083	97	8,542	82
香川	15,705	100	15,151	96	15,188	97	14,422	92	12,625	80
愛媛	16,579	100	16,314	98	16,036	97	15,746	95	13,758	83
高知	6,256	100	5,788	93	5,680	91	5,896	94	5,081	81
福岡	78,147	100	76,121	97	75,621	97	72,446	93	59,983	77
佐賀	9,179	100	9,376	102	9,496	103	9,547	104	8,391	91
長崎	13,258	100	12,513	94	12,838	97	12,026	91	10,321	78
熊本	20,045	100	21,028	105	20,751	104	19,946	100	16,571	83
大分	11,199	100	11,505	103	11,367	102	11,037	99	9,405	84
宮崎	10,913	100	10,381	95	10,988	101	11,349	104	9,677	89
鹿児島	12,267	100	11,870	97	12,418	101	12,391	101	11,102	91
沖縄	10,673	100	11,307	106	11,947	112	12,172	114	10,679	100
合計	1,311,869	100	1,311,626	100	1,297,842	99	1,226,754	94	1,041,737	79

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2016年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2020年度）

都道府県	総診療費 千円	件数 件	平均診療費		診療 期間 日	診療 実日数 日
			円	指数		
北海道	8,293,359	33,286	249,155	94	71.3	17.1
青森	1,481,141	6,148	240,914	91	57.3	16.5
岩手	1,268,495	5,957	212,942	81	50.7	12.1
宮城	3,931,415	16,418	239,458	91	74.6	18.2
秋田	939,809	4,580	205,199	78	55.7	12.8
山形	1,512,063	6,599	229,135	87	63.0	16.4
福島	2,949,896	14,321	205,984	78	58.0	15.6
茨城	7,209,694	27,608	261,145	99	79.2	21.4
栃木	4,587,623	19,252	238,293	90	72.8	19.3
群馬	6,138,615	22,994	266,966	101	78.7	24.9
埼玉	12,499,297	47,132	265,198	100	77.2	19.8
千葉	11,364,249	41,368	274,711	104	77.3	19.8
東京	15,063,738	55,139	273,196	103	79.5	19.0
神奈川	13,669,138	46,003	297,136	112	83.9	20.9
新潟	2,885,988	12,958	222,719	84	57.1	14.1
富山	1,589,218	8,117	195,789	74	45.3	11.0
石川	1,526,655	8,572	178,098	67	46.1	11.6
福井	1,399,709	6,822	205,176	78	46.5	13.0
山梨	2,074,095	8,130	255,116	97	73.7	22.3
長野	2,813,424	14,476	194,351	74	59.1	13.9
岐阜	4,530,440	18,024	251,356	95	68.2	19.5
静岡	9,877,541	35,612	277,366	105	81.3	22.5
愛知	15,560,277	60,112	258,855	98	73.1	20.2
三重	4,895,319	16,824	290,972	110	79.3	24.4
滋賀	2,821,263	12,218	230,910	87	67.6	18.0
京都	5,190,908	18,512	280,408	106	77.5	20.0
大阪	17,283,533	56,950	303,486	115	80.6	22.4
兵庫	11,904,037	38,316	310,681	118	81.7	24.2
奈良	2,738,693	10,040	272,778	103	72.5	19.4
和歌山	2,599,731	9,284	280,023	106	75.6	21.8
鳥取	726,609	3,768	192,837	73	57.2	14.4
島根	954,316	3,594	265,530	100	50.8	12.0
岡山	5,041,513	21,570	233,728	88	67.4	20.6
広島	5,770,434	21,443	269,106	102	71.8	21.4
山口	2,873,997	10,464	274,656	104	62.8	20.6
徳島	1,812,611	8,309	218,150	83	58.8	16.5
香川	2,859,295	11,607	246,342	93	65.6	21.1
愛媛	4,031,671	12,929	311,832	118	73.2	24.0
高知	1,488,338	4,736	314,261	119	57.7	16.5
福岡	13,832,003	49,953	276,900	105	72.1	23.8
佐賀	2,618,241	9,505	275,459	104	64.6	23.3
長崎	2,551,889	9,294	274,574	104	68.1	21.8
熊本	4,208,781	16,860	249,631	94	59.3	19.1
大分	2,247,641	9,257	242,804	92	61.9	17.8
宮崎	2,560,340	9,399	272,406	103	69.9	25.8
鹿児島	3,112,276	10,940	284,486	108	59.9	18.7
沖縄	2,181,552	10,546	206,861	78	58.1	12.1
合計	239,470,868	905,946	264,332	100	72.4	20.1

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の医療機関に通院した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2020年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
頭 顔 部	111,569 (71.8)	13,346 (8.6)	11,635 (7.5)	1,036 (0.7)	4,292 (2.8)	18 (0.0)	13,393 (8.6)	155,289 (100.0)
頸 部	551,333 (96.6)	0 (0.0)	1,629 (0.3)	0 (0.0)	1,153 (0.2)	24 (0.0)	16,754 (2.9)	570,893 (100.0)
腰 背 部	337,266 (93.5)	8,133 (2.3)	0 (0.0)	88 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15,304 (4.2)	360,791 (100.0)
胸 部	88,352 (83.9)	7,607 (7.2)	2,903 (2.8)	543 (0.5)	2,547 (2.4)	5 (0.0)	3,404 (3.2)	105,361 (100.0)
腹 部	22,381 (60.8)	7,455 (20.3)	48 (0.1)	644 (1.8)	0 (0.0)	2 (0.0)	6,262 (17.0)	36,792 (100.0)
上 肢	275,030 (71.9)	81,355 (21.3)	1,879 (0.5)	32 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	24,214 (6.3)	382,510 (100.0)
下 肢	266,925 (77.8)	60,627 (17.7)	2,693 (0.8)	49 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12,762 (3.7)	343,056 (100.0)
全 身	17,711 (67.4)	0 (0.0)	103 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (0.1)	8,429 (32.1)	26,280 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	40,428 (100.0)	40,428 (100.0)
合 計	1,670,567 (82.6)	178,523 (8.8)	20,890 (1.0)	2,392 (0.1)	7,992 (0.4)	86 (0.0)	140,950 (7.0)	2,021,400 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに、該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています。）。
- ※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
- ※6 ( ) 内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示します。



第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2020年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両 件	車 両 相 互							車両単独 件	その他 件	合 計 件
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	31,296 (3.5)	1,939 (0.2)	4,904 (0.5)	19,930 (2.2)	2,109 (0.2)	20,441 (2.3)	6,640 (0.7)	55,963 (6.2)	4,467 (0.5)	657 (0.1)	92,383 (10.2)
頸 部	17,103 (1.9)	6,785 (0.7)	17,537 (1.9)	87,966 (9.7)	19,914 (2.2)	235,165 (26.0)	56,336 (6.2)	423,703 (46.8)	7,221 (0.8)	2,998 (0.3)	451,025 (49.8)
腰 背 部	17,053 (1.9)	1,111 (0.1)	3,152 (0.3)	13,223 (1.5)	2,933 (0.3)	21,376 (2.4)	7,747 (0.9)	49,542 (5.5)	1,793 (0.2)	432 (0.0)	68,820 (7.6)
胸 部	8,052 (0.9)	2,211 (0.2)	3,865 (0.4)	13,634 (1.5)	907 (0.1)	3,780 (0.4)	3,928 (0.4)	28,325 (3.1)	2,071 (0.2)	383 (0.0)	38,831 (4.3)
腹 部	4,040 (0.4)	311 (0.0)	774 (0.1)	2,080 (0.2)	200 (0.0)	761 (0.1)	757 (0.1)	4,883 (0.5)	393 (0.0)	99 (0.0)	9,415 (1.0)
上 肢	44,853 (5.0)	2,112 (0.2)	7,875 (0.9)	24,774 (2.7)	5,267 (0.6)	18,653 (2.1)	14,279 (1.6)	72,960 (8.1)	2,754 (0.3)	1,033 (0.1)	121,600 (13.4)
下 肢	44,599 (4.9)	1,523 (0.2)	5,364 (0.6)	13,944 (1.5)	2,723 (0.3)	8,250 (0.9)	8,147 (0.9)	39,951 (4.4)	1,991 (0.2)	620 (0.1)	87,161 (9.6)
全 身	1,266 (0.1)	220 (0.0)	586 (0.1)	2,478 (0.3)	404 (0.0)	3,392 (0.4)	1,226 (0.1)	8,306 (0.9)	309 (0.0)	62 (0.0)	9,943 (1.1)
そ の 他	2,140 (0.2)	501 (0.1)	1,120 (0.1)	6,156 (0.7)	1,151 (0.1)	10,810 (1.2)	3,213 (0.4)	22,951 (2.5)	1,103 (0.1)	150 (0.0)	26,344 (2.9)
合 計	170,402 (18.8)	16,713 (1.8)	45,177 (5.0)	184,185 (20.3)	35,608 (3.9)	322,628 (35.6)	102,273 (11.3)	706,584 (78.0)	22,102 (2.4)	6,434 (0.7)	905,522 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
- ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※4 ( ) 内は構成比 (%) を示します。

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2020年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	274,454 (39.1)	26,194 (22.7)	1,685 (15.6)	248 (19.2)	870 (14.1)	15 (20.0)	27,770 (67.9)	331,236 (37.8)
31～60日	89,375 (12.7)	14,933 (13.0)	1,313 (12.1)	186 (14.4)	852 (13.8)	10 (13.3)	2,977 (7.3)	109,646 (12.5)
61～90日	78,069 (11.1)	14,313 (12.4)	1,111 (10.3)	134 (10.4)	714 (11.6)	9 (12.0)	2,270 (5.6)	96,620 (11.0)
91～120日	84,795 (12.1)	15,930 (13.8)	1,063 (9.8)	124 (9.6)	622 (10.1)	5 (6.7)	2,358 (5.8)	104,897 (12.0)
121～150日	56,582 (8.1)	11,396 (9.9)	816 (7.5)	89 (6.9)	494 (8.0)	8 (10.7)	1,615 (3.9)	71,000 (8.1)
151～180日	43,190 (6.2)	9,026 (7.8)	681 (6.3)	98 (7.6)	417 (6.8)	5 (6.7)	1,235 (3.0)	54,652 (6.2)
181～360日	69,961 (10.0)	19,548 (17.0)	2,905 (26.9)	309 (23.9)	1,580 (25.7)	19 (25.3)	2,252 (5.5)	96,574 (11.0)
361日以上	4,853 (0.7)	3,898 (3.4)	1,235 (11.4)	104 (8.0)	610 (9.9)	4 (5.3)	420 (1.0)	11,124 (1.3)
計	701,279 (100.0)	115,238 (100.0)	10,809 (100.0)	1,292 (100.0)	6,159 (100.0)	75 (100.0)	40,897 (100.0)	875,749 (100.0)
不明	19,940	6,335	1,354	158	826	10	1,150	29,773
合計	721,219	121,573	12,163	1,450	6,985	85	42,047	905,522

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
- ※3 ( )内は診療期間別の構成比(%)を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2020年度）

都道府県	総施術費 千円	件数 件	平均施術費		施術 期間 日	施術 実日数 日
			円	指数		
北海道	2,725,416	8,773	310,660	112	104.1	51.1
青森	137,926	616	223,906	81	84.8	39.0
岩手	171,307	693	247,196	89	95.8	42.1
宮城	1,192,118	3,770	316,212	114	115.3	52.5
秋田	113,225	499	226,904	82	94.9	39.9
山形	221,807	941	235,714	85	93.7	41.7
福島	802,777	3,033	264,681	95	91.8	45.7
茨城	1,940,647	6,645	292,046	105	110.2	53.4
栃木	1,567,275	5,220	300,244	108	109.0	51.9
群馬	1,967,761	6,461	304,560	110	106.5	53.4
埼玉	3,752,885	12,452	301,388	109	109.4	53.2
千葉	3,082,712	10,461	294,686	106	108.0	53.4
東京都	3,901,656	12,910	302,220	109	110.0	51.7
神奈川県	2,567,816	8,797	291,897	105	112.2	51.0
新潟	398,701	1,724	231,265	83	94.5	39.2
富山	544,935	2,089	260,859	94	88.6	45.1
石川	427,076	1,924	221,973	80	80.9	39.9
福井	259,690	1,235	210,276	76	83.8	37.4
山梨	325,917	1,425	228,714	82	100.7	43.6
長野	904,585	3,496	258,748	93	102.5	48.1
岐阜	996,135	3,562	279,656	101	101.6	45.8
静岡県	2,012,411	7,074	284,480	103	105.2	49.5
愛知県	2,621,177	10,008	261,908	94	103.2	44.4
三重	497,554	1,876	265,221	96	104.9	44.0
滋賀	549,841	2,165	253,968	92	103.2	43.2
京都	1,044,679	3,773	276,883	100	106.3	47.3
大阪	2,932,835	10,468	280,171	101	104.0	47.8
兵庫県	1,599,526	6,022	265,614	96	106.6	47.0
奈良	385,424	1,544	249,627	90	99.9	42.7
和歌山	582,968	2,103	277,208	100	103.0	48.5
鳥取	72,514	289	250,914	90	97.6	42.2
島根	30,516	146	209,015	75	108.1	40.0
岡山	737,513	3,210	229,755	83	93.8	40.5
広島	702,584	2,946	238,488	86	95.2	42.9
山口	256,385	1,067	240,286	87	91.2	41.1
徳島	624,185	2,386	261,603	94	100.1	47.4
香川	583,482	2,364	246,820	89	96.6	44.7
愛媛	326,795	1,417	230,625	83	100.9	41.1
高知	110,397	554	199,272	72	82.0	36.1
福岡	3,638,616	13,165	276,386	100	98.2	49.0
佐賀	568,939	2,064	275,649	99	92.1	47.2
長崎	444,520	1,850	240,281	87	94.9	42.7
熊本	757,421	3,164	239,387	86	88.3	41.2
大分	564,549	2,133	264,674	95	103.0	49.1
宮崎	350,200	1,292	271,053	98	96.3	47.0
鹿児島	377,159	1,576	239,314	86	87.7	43.1
沖縄	385,948	1,683	229,322	83	93.7	40.9
合計	50,760,508	183,065	277,281	100	103.2	48.4

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2020年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	11	4	15	滋賀	1	4	5
青森	2	1	3	京都	14	9	23
岩手	1	1	2	大阪	32	33	65
宮城	1	0	1	兵庫	33	15	48
秋田	0	0	0	奈良	3	3	6
山形	1	0	1	和歌山	4	3	7
福島	1	0	1	鳥取	0	1	1
茨城	10	3	13	島根	0	0	0
栃木	3	0	3	岡山	5	0	5
群馬	10	2	12	広島	11	0	11
埼玉	50	3	53	山口	0	0	0
千葉	23	14	37	徳島	0	0	0
東京	34	13	47	香川	1	3	4
神奈川	54	17	71	愛媛	1	1	2
新潟	0	0	0	高知	1	2	3
富山	1	0	1	福岡	26	8	34
石川	1	0	1	佐賀	0	1	1
福井	4	1	5	長崎	0	0	0
山梨	3	2	5	熊本	3	2	5
長野	2	3	5	大分	0	0	0
岐阜	1	1	2	宮崎	0	2	2
静岡	8	1	9	鹿児島	0	4	4
愛知	14	9	23	沖縄	1	1	2
三重	2	3	5	合計	373	170	543

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2020年度〉 その1

用途・車種		補償種目合計				
		契 約		支 払		
		台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	17,102,722	1,273,117,759	1,308,171	531,407,120
		小型	15,362,182	886,484,388	1,077,553	371,513,519
3	営業用乗用車		182,821	19,379,332	20,884	11,613,718
4	軽四輪自動車	乗用車	18,559,059	940,838,826	1,168,611	400,322,076
5		貨物車	4,976,851	213,748,523	256,485	95,698,501
6	自家用貨物車	普通	1,123,765	92,854,500	88,336	42,887,637
7		小型	2,452,367	163,011,656	200,909	74,698,770
8	営業用貨物車	普通	922,953	128,104,709	97,105	67,789,601
9		小型	58,419	4,240,178	4,536	1,963,118
10	バス	自家用	81,153	4,419,019	5,976	1,978,303
11		営業用	111,194	8,324,348	8,360	5,614,091
12	二輪車		1,940,654	55,963,069	44,700	25,453,756
13	原動機付自転車		1,005,222	17,992,976	34,950	10,999,687
14	ダンプカー		456,159	41,858,763	34,006	22,026,956
15	特殊用途自動車		311,883	13,614,409	16,040	6,735,547
16	工作車		620,565	22,692,050	19,654	12,531,535
17	小 計		65,267,969	3,886,644,505	4,386,276	1,683,233,935
18	レンタカー		1,101,655	47,339,600	61,073	23,566,335
19	合 計		66,369,624	3,933,984,105	4,447,349	1,706,800,270
20	運転者賠償		22,343	452,942	634	233,283
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,866,663	53,571	10,392,539
22	その他		1,506,423	12,682,806	13,325	5,071,056
23	総 合 計		67,898,390	3,969,986,516	4,514,879	1,722,497,148

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
17,080,100	75,137	72,520,812	17,074,590	436,808	143,348,731	1
15,342,052	74,210	73,705,012	15,334,707	426,042	129,349,371	2
169,495	7,498	7,687,537	177,731	10,419	3,055,121	3
18,542,483	81,813	75,072,372	18,532,931	471,102	142,785,594	4
4,972,427	23,272	24,358,199	4,958,022	125,386	40,845,813	5
1,121,242	5,806	7,026,058	1,118,461	53,536	23,104,291	6
2,450,800	15,625	16,977,910	2,446,758	83,944	30,317,387	7
884,005	9,217	16,639,702	895,870	69,467	36,900,890	8
56,500	598	579,373	57,521	2,716	993,046	9
80,977	327	262,733	80,230	2,025	648,542	10
110,217	1,678	2,849,569	109,029	3,858	1,281,756	11
1,917,276	5,954	6,352,599	1,928,431	15,189	4,262,843	12
1,000,351	4,539	3,275,734	997,409	17,198	3,195,932	13
453,967	2,859	4,270,293	452,820	21,381	11,443,190	14
309,439	967	1,131,443	308,986	7,951	2,843,698	15
600,395	852	2,277,810	577,978	15,300	7,125,335	16
65,091,726	310,352	314,987,156	65,051,474	1,762,322	581,501,540	17
1,097,317	5,619	5,515,323	1,097,326	33,149	10,899,451	18
66,189,043	315,971	320,502,479	66,148,800	1,795,471	592,400,991	19
22,319	119	74,240	22,037	398	131,803	20
0	879	890,043	0	5,423	1,819,374	21
1,500,133	1,261	1,345,199	1,455,840	5,769	1,903,036	22
67,711,495	318,230	322,811,961	67,626,677	1,807,061	596,255,204	23



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2020年度〉 その2

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
		台	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	6,011,751	54,929	7,083,973
2		小型	5,102,948	47,538	6,468,507
3	営業用乗用車		22,494	627	147,023
4	軽四輪自動車	乗用車	5,615,767	61,361	8,018,011
5		貨物車	1,434,033	9,475	1,538,885
6	自家用貨物車	普通	353,194	1,386	274,241
7		小型	760,594	5,570	930,351
8	営業用貨物車	普通	140,007	516	166,685
9		小型	11,076	56	11,579
10	バス	自家用	38,114	459	42,484
11		営業用	27,410	250	41,952
12	二輪車		1,094,835	13,914	3,493,840
13	原動機付自転車		459,868	8,361	1,709,420
14	ダンプカー		155,268	648	142,609
15	特殊用途自動車		90,947	361	63,511
16	工作車		177,954	86	24,373
17	小計		21,496,260	205,537	30,157,444
18	レンタカー		313,755	825	230,082
19	合計		21,810,015	206,362	30,387,526
20	運転者賠償		13,545	95	15,584
21	販売用・修理工場等受託車		0	131	28,935
22	その他		227,141	215	50,031
23	総合計		22,050,701	206,803	30,482,076

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 身 傷 害			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金		件 数	保 険 金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,860,282	67,522	29,572,359	12,839,322	673,775	278,881,245	1
15,029,889	61,731	28,917,020	10,091,939	468,032	133,073,609	2
47,456	351	150,632	22,385	1,989	573,405	3
18,215,606	91,588	41,863,921	11,409,389	462,747	132,582,178	4
4,528,856	14,986	10,742,342	1,744,998	83,366	18,213,262	5
988,215	2,063	2,100,451	511,664	25,545	10,382,596	6
2,208,179	7,324	4,468,148	1,267,223	88,446	22,004,974	7
397,661	720	1,374,729	281,906	17,185	12,707,595	8
33,443	94	49,270	16,823	1,072	329,850	9
68,980	157	56,475	51,507	3,008	968,069	10
45,780	57	10,781	45,448	2,517	1,430,033	11
694,342	8,338	10,490,763	81,236	1,305	853,711	12
256,488	3,251	2,599,909	26,892	1,601	218,692	13
402,913	966	1,430,585	164,313	8,152	4,740,279	14
224,901	422	223,203	143,944	6,339	2,473,692	15
368,581	140	430,990	122,490	3,276	2,673,027	16
60,371,572	259,710	134,481,578	38,821,479	1,848,355	622,106,217	17
794,610	1,626	1,213,379	484,914	19,854	5,708,100	18
61,166,182	261,336	135,694,957	39,306,393	1,868,209	627,814,317	19
5,560	22	11,656	0	0	0	20
0	1	17	0	47,137	7,654,170	21
161,444	164	66,880	657,685	5,916	1,705,910	22
61,333,186	261,523	135,773,510	39,964,078	1,921,262	637,174,397	23

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2020年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	17,080,100	436	5,337,762
2		小型	15,342,052	430	5,703,469
3	営業用乗用車		169,495	39	494,580
4	軽四輪自動車	乗用車	18,542,483	522	5,910,028
5		貨物車	4,972,427	186	2,015,912
6	自家用貨物車	普通	1,121,242	69	949,523
7		小型	2,450,800	129	1,916,995
8	営業用貨物車	普通	884,005	201	3,339,407
9		小型	56,500	6	23,796
10	バス	自家用	80,977	3	14,129
11		営業用	110,217	22	840,711
12	二輪車		1,917,276	92	1,411,438
13	原動機付自転車		1,000,351	27	256,342
14	ダンプカー		453,967	41	939,310
15	特殊用途自動車		309,439	10	165,202
16	工作車		600,395	27	573,623
17	小計		65,091,726	2,240	29,892,227
18	レンタカー		1,097,317	27	409,230
19	合計		66,189,043	2,267	30,301,457

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
74,698	67,182,345	75,137	72,520,811	1
73,777	67,999,939	74,210	73,705,012	2
7,459	7,192,960	7,498	7,687,540	3
81,290	69,162,315	81,813	75,072,371	4
23,085	22,342,287	23,272	24,358,203	5
5,737	6,076,537	5,806	7,026,060	6
15,496	15,060,915	15,625	16,977,910	7
9,016	13,300,296	9,217	16,639,703	8
592	555,577	598	579,373	9
324	248,604	327	262,733	10
1,656	2,008,857	1,678	2,849,568	11
5,862	4,941,161	5,954	6,352,599	12
4,512	3,019,388	4,539	3,275,730	13
2,818	3,330,984	2,859	4,270,294	14
957	966,241	967	1,131,443	15
825	1,704,186	852	2,277,809	16
308,104	285,092,592	310,352	314,987,159	17
5,592	5,106,096	5,619	5,515,326	18
313,696	290,198,688	315,971	320,502,485	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2020年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	6,011,751	18	122,040
2		小型	5,102,948	33	304,369
3	営業用乗用車		22,494	1	10,010
4	軽四輪自動車	乗用車	5,615,767	55	415,543
5		貨物車	1,434,033	14	103,475
6	自家用貨物車	普通	353,194	5	35,000
7		小型	760,594	9	80,315
8	営業用貨物車	普通	140,007	5	38,030
9		小型	11,076	0	0
10	バス	自家用	38,114	0	0
11		営業用	27,410	0	0
12	二輪車		1,094,835	105	433,023
13	原動機付自転車		459,868	34	110,575
14	ダンプカー		155,268	2	15,170
15	特殊用途自動車		90,947	2	10,060
16	工作車		177,954	1	1,000
17	小計		21,496,260	284	1,678,610
18	レンタカー		313,755	5	40,033
19	合計		21,810,015	289	1,718,643

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
54,911	6,961,933	54,929	7,083,973	1
47,505	6,164,139	47,538	6,468,508	2
626	137,013	627	147,023	3
61,306	7,602,467	61,361	8,018,010	4
9,461	1,435,410	9,475	1,538,885	5
1,381	239,241	1,386	274,241	6
5,561	850,038	5,570	930,353	7
511	128,655	516	166,685	8
56	11,578	56	11,578	9
459	42,484	459	42,484	10
250	41,952	250	41,952	11
13,809	3,060,818	13,914	3,493,841	12
8,327	1,598,847	8,361	1,709,422	13
646	127,439	648	142,609	14
359	53,451	361	63,511	15
85	23,373	86	24,373	16
205,253	28,478,838	205,537	30,157,448	17
820	190,051	825	230,084	18
206,073	28,668,889	206,362	30,387,532	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表 (2020年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,860,282	215	4,089,253
2		小型	15,029,889	272	4,974,180
3	営業用乗用車		47,456	2	7,198
4	軽四輪自動車	乗用車	18,215,606	383	7,046,210
5		貨物車	4,528,856	132	2,868,929
6	自家用貨物車	普通	988,215	18	601,619
7		小型	2,208,179	34	796,130
8	営業用貨物車	普通	397,661	19	639,037
9		小型	33,443	0	0
10	バス	自家用	68,980	0	0
11		営業用	45,780	0	0
12	二輪車		694,342	81	2,334,793
13	原動機付自転車		256,488	17	200,236
14	ダンプカー		402,913	14	447,754
15	特殊用途自動車		224,901	2	35,243
16	工作車		368,581	6	211,021
17	小計		60,371,572	1,195	24,251,603
18	レンタカー		794,610	18	355,127
19	合計		61,166,182	1,213	24,606,730

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。



支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
67,307	25,483,108	67,522	29,572,361	1
61,459	23,942,845	61,731	28,917,025	2
349	143,436	351	150,634	3
91,205	34,817,712	91,588	41,863,922	4
14,854	7,873,409	14,986	10,742,338	5
2,045	1,498,833	2,063	2,100,452	6
7,290	3,672,019	7,324	4,468,149	7
701	735,692	720	1,374,729	8
94	49,270	94	49,270	9
157	56,474	157	56,474	10
57	10,782	57	10,782	11
8,257	8,155,970	8,338	10,490,763	12
3,234	2,399,676	3,251	2,599,912	13
952	982,831	966	1,430,585	14
420	187,959	422	223,202	15
134	219,969	140	430,990	16
258,515	110,229,985	259,710	134,481,588	17
1,608	858,252	1,626	1,213,379	18
260,123	111,088,237	261,336	135,694,967	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2020年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	2,947,543	183,863,507	207,418	78,499,104
青 森	774,142	43,327,120	44,774	15,476,807
岩 手	723,160	39,439,469	41,224	14,238,620
宮 城	1,362,505	80,655,100	87,783	31,810,849
秋 田	536,254	29,212,954	31,209	10,345,649
山 形	657,808	37,048,955	41,303	13,922,447
福 島	1,212,161	72,294,193	77,637	26,701,928
茨 城	2,089,313	122,810,792	132,591	51,707,464
栃 木	1,364,563	78,522,654	84,389	32,274,945
群 馬	1,399,927	82,243,958	96,010	36,011,709
埼 玉	3,517,141	210,679,716	224,473	90,685,358
千 葉	3,138,555	194,758,994	222,880	94,359,825
東 京	3,812,539	245,907,844	258,904	113,518,648
神 奈 川	3,526,676	211,686,700	235,531	94,636,184
新 潟	1,403,136	71,719,095	82,750	26,125,095
富 山	707,085	39,347,806	45,958	14,627,506
石 川	728,370	39,506,466	44,490	14,408,291
福 井	533,226	30,045,620	34,982	12,118,208
山 梨	536,317	29,690,090	31,407	11,846,366
長 野	1,378,976	72,757,313	77,520	25,452,388
岐 阜	1,423,863	91,237,373	107,039	40,827,533
静 岡	2,388,436	136,819,856	159,157	57,651,997
愛 知	4,641,514	300,965,276	338,656	131,144,783
三 重	1,272,504	76,082,015	89,128	35,924,511

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	848,772	48,023,411	53,784	20,880,689
京 都	1,189,107	71,836,757	81,289	32,664,704
大 阪	3,418,407	225,510,757	253,171	109,318,049
兵 庫	2,581,418	155,368,192	176,700	73,963,852
奈 良	709,612	41,505,262	47,746	19,228,910
和 歌 山	618,203	33,267,339	38,625	15,091,892
鳥 取	337,349	19,781,851	22,366	7,038,713
島 根	349,536	19,057,123	20,516	6,437,503
岡 山	1,244,578	71,887,683	88,664	33,148,294
広 島	1,589,034	91,920,346	102,841	39,353,206
山 口	838,170	48,142,610	55,818	19,680,155
徳 島	486,893	26,141,946	32,583	11,615,631
香 川	651,711	35,872,449	43,545	16,140,583
愛 媛	811,227	43,491,862	49,960	18,056,096
高 知	373,043	20,112,351	19,609	6,787,067
福 岡	2,870,510	175,830,469	218,253	80,616,475
佐 賀	505,533	29,397,257	34,191	13,081,797
長 崎	709,202	37,871,292	41,364	14,546,019
熊 本	1,032,429	61,037,778	72,439	28,015,353
大 分	669,968	37,599,392	41,351	14,544,004
宮 崎	621,680	34,373,822	36,114	11,836,197
鹿 児 島	903,724	48,085,579	49,455	16,344,346
沖 縄	690,630	30,564,841	42,470	12,027,990
合 計	66,369,624	3,933,984,067	4,447,349	1,706,800,360

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2021年3月末)

	用途・車種	2021年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	19,918,231 (19,555,497)	16,527,071 (16,186,759)	83.0 (82.8)	16,523,132 (16,181,803)	83.0 (82.7)
2	自家用小型乗用車	19,052,461 (19,504,253)	15,026,066 (15,377,296)	78.9 (78.8)	15,022,934 (15,372,844)	78.9 (78.8)
3	軽四輪乗用車	22,735,611 (22,528,178)	17,649,732 (17,467,562)	77.6 (77.5)	17,642,896 (17,459,943)	77.6 (77.5)
4	軽四輪貨物車	8,443,713 (8,439,281)	4,697,268 (4,663,797)	55.6 (55.3)	4,691,376 (4,657,033)	55.6 (55.2)
5	自家用小型貨物車	3,420,039 (3,420,834)	2,743,301 (2,736,467)	80.2 (80.0)	2,741,419 (2,734,254)	80.2 (79.9)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,519,493 (1,501,729)	1,356,580 (1,341,175)	89.3 (89.3)	1,357,398 (1,341,744)	89.3 (89.3)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,099,535 (1,092,426)	803,206 (792,352)	73.0 (72.5)	810,890 (798,655)	73.7 (73.1)
8	営業用小型貨物車	72,764 (73,227)	50,461 (50,717)	69.3 (69.3)	51,157 (51,512)	70.3 (70.3)
9	営業用乗用車	210,809 (220,658)	147,652 (161,075)	70.0 (73.0)	156,132 (171,015)	74.1 (77.5)
10	営業用バス	110,183 (114,801)	93,117 (101,810)	84.5 (88.7)	92,231 (101,252)	83.7 (88.2)
11	自家用バス	112,143 (116,250)	80,551 (85,767)	71.8 (73.8)	80,056 (85,397)	71.4 (73.5)
12	二輪車	3,762,277 (3,676,909)	1,686,991 (1,609,233)	44.8 (43.8)	1,718,436 (1,637,294)	45.7 (44.5)
13	特種・特殊車	1,620,493 (1,605,739)	807,723 (792,983)	49.8 (49.4)	886,404 (866,496)	54.7 (54.0)
14	合計	82,077,752 (81,849,782)	61,669,767 (61,366,993)	75.1 (75.0)	61,774,509 (61,459,242)	75.3 (75.1)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和3年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2021年3月末現在の有効契約台数です。

※3 ( )内数値は、2020年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
5,936,935 (5,917,564)	29.8 (30.3)	16,317,100 (15,955,780)	81.9 (81.6)	12,515,443 (12,190,155)	62.8 (62.3)	1
5,069,475 (5,267,350)	26.6 (27.0)	14,714,227 (15,029,111)	77.2 (77.1)	9,979,389 (10,119,224)	52.4 (51.9)	2
5,492,220 (5,548,961)	24.2 (24.6)	17,335,754 (17,119,338)	76.2 (76.0)	11,006,466 (10,806,092)	48.4 (48.0)	3
1,421,836 (1,476,085)	16.8 (17.5)	4,261,813 (4,172,416)	50.5 (49.4)	1,674,013 (1,628,050)	19.8 (19.3)	4
910,073 (934,229)	26.6 (27.3)	2,442,322 (2,414,929)	71.4 (70.6)	1,365,056 (1,339,900)	39.9 (39.2)	5
473,257 (478,893)	31.1 (31.9)	1,158,051 (1,136,501)	76.2 (75.7)	611,920 (589,586)	40.3 (39.3)	6
135,505 (138,264)	12.3 (12.7)	367,700 (359,483)	33.4 (32.9)	253,745 (247,188)	23.1 (22.6)	7
10,166 (10,556)	14.0 (14.4)	30,208 (30,329)	41.5 (41.4)	15,015 (15,034)	20.6 (20.5)	8
21,169 (23,476)	10.0 (10.6)	43,454 (45,652)	20.6 (20.7)	22,269 (23,681)	10.6 (10.7)	9
22,213 (26,103)	20.2 (22.7)	36,861 (42,113)	33.5 (36.7)	36,530 (43,793)	33.2 (38.1)	10
37,113 (40,598)	33.1 (34.9)	68,871 (72,846)	61.4 (62.7)	51,861 (54,865)	46.2 (47.2)	11
992,422 (967,965)	26.4 (26.3)	582,584 (527,860)	15.5 (14.4)	68,668 (59,153)	1.8 (1.6)	12
304,927 (303,469)	18.8 (18.9)	570,724 (553,178)	35.2 (34.5)	284,613 (268,512)	17.6 (16.7)	13
20,827,311 (21,133,513)	25.4 (25.8)	57,929,669 (57,459,536)	70.6 (70.2)	37,884,988 (37,385,233)	46.2 (45.7)	14

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2021年3月末)

	都道府県	2021年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
1	北海道	3,780,781	2,705,011	71.5	2,725,399	72.1
2	青森	1,003,353	719,361	71.7	723,038	72.1
3	岩手	1,030,341	678,814	65.9	681,147	66.1
4	宮城	1,706,936	1,282,941	75.2	1,283,775	75.2
5	秋田	806,363	500,582	62.1	502,759	62.3
6	山形	931,496	622,022	66.8	623,990	67.0
7	福島	1,656,294	1,133,074	68.4	1,135,043	68.5
8	茨城	2,629,527	1,961,437	74.6	1,962,107	74.6
9	栃木	1,740,658	1,271,718	73.1	1,272,706	73.1
10	群馬	1,805,410	1,316,152	72.9	1,317,221	73.0
11	埼玉	4,162,440	3,301,533	79.3	3,303,583	79.4
12	千葉	3,686,414	2,937,025	79.7	2,938,890	79.7
13	東京	4,408,196	3,466,423	78.6	3,482,444	79.0
14	神奈川	4,032,723	3,246,884	80.5	3,254,356	80.7
15	新潟	1,839,402	1,305,604	71.0	1,311,638	71.3
16	富山	901,347	664,549	73.7	665,459	73.8
17	石川	917,004	678,501	74.0	678,713	74.0
18	福井	671,579	497,763	74.1	497,913	74.1
19	山梨	764,245	498,014	65.2	498,421	65.2
20	長野	1,910,431	1,293,200	67.7	1,296,140	67.8
21	岐阜	1,688,217	1,329,692	78.8	1,330,115	78.8
22	静岡	2,904,876	2,222,441	76.5	2,223,590	76.5
23	愛知	5,313,538	4,374,449	82.3	4,380,076	82.4
24	三重	1,526,418	1,186,963	77.8	1,187,478	77.8
25	滋賀	1,048,878	795,103	75.8	795,480	75.8
26	京都	1,341,472	1,078,415	80.4	1,080,478	80.5
27	大阪	3,800,515	3,145,919	82.8	3,153,843	83.0
28	兵庫	3,043,551	2,410,804	79.2	2,414,375	79.3
29	奈良	836,445	664,971	79.5	664,763	79.5
30	和歌山	757,151	567,996	75.0	567,886	75.0
31	鳥取	467,730	317,719	67.9	317,663	67.9
32	島根	554,872	328,029	59.1	328,176	59.1
33	岡山	1,552,668	1,174,872	75.7	1,175,849	75.7
34	広島	1,914,664	1,481,108	77.4	1,483,663	77.5
35	山口	1,072,072	783,184	73.1	783,932	73.1
36	徳島	620,227	459,451	74.1	459,081	74.0
37	香川	793,250	608,878	76.8	609,367	76.8
38	愛媛	1,026,718	743,117	72.4	742,877	72.4
39	高知	563,703	345,244	61.2	344,684	61.1
40	福岡	3,424,727	2,665,176	77.8	2,670,049	78.0
41	佐賀	684,646	467,766	68.3	467,845	68.3
42	長崎	956,888	652,156	68.2	652,142	68.2
43	熊本	1,396,046	962,711	69.0	963,275	69.0
44	大分	926,540	630,868	68.1	631,029	68.1
45	宮崎	951,096	583,928	61.4	584,011	61.4
46	鹿児島	1,357,360	846,366	62.4	845,431	62.3
47	沖縄	1,168,544	632,092	54.1	632,813	54.2
48	合計	82,077,752	61,669,767	75.1	61,774,509	75.3

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和3年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2021年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
911,060	24.1	2,574,733	68.1	1,836,100	48.6	1
230,672	23.0	683,907	68.2	439,817	43.8	2
197,816	19.2	644,171	62.5	407,461	39.5	3
503,133	29.5	1,208,826	70.8	768,819	45.0	4
134,809	16.7	477,945	59.3	320,953	39.8	5
182,089	19.5	592,848	63.6	411,202	44.1	6
375,482	22.7	1,080,025	65.2	696,808	42.1	7
668,638	25.4	1,870,931	71.2	1,118,119	42.5	8
419,885	24.1	1,209,385	69.5	718,762	41.3	9
495,299	27.4	1,249,942	69.2	786,770	43.6	10
1,133,421	27.2	3,091,900	74.3	1,893,751	45.5	11
1,111,750	30.2	2,770,739	75.2	1,822,204	49.4	12
1,274,047	28.9	3,140,518	71.2	2,028,363	46.0	13
1,163,712	28.9	3,000,158	74.4	1,902,696	47.2	14
386,047	21.0	1,229,959	66.9	734,971	40.0	15
194,154	21.5	628,687	69.7	425,805	47.2	16
216,289	23.6	639,997	69.8	392,604	42.8	17
129,955	19.4	474,729	70.7	311,954	46.5	18
174,537	22.8	471,471	61.7	250,925	32.8	19
378,757	19.8	1,228,968	64.3	753,084	39.4	20
413,160	24.5	1,274,688	75.5	988,382	58.5	21
794,752	27.4	2,093,316	72.1	1,365,149	47.0	22
1,494,686	28.1	4,151,365	78.1	3,137,446	59.0	23
334,644	21.9	1,130,264	74.0	777,721	51.0	24
231,067	22.0	754,375	71.9	491,260	46.8	25
358,358	26.7	998,611	74.4	645,212	48.1	26
1,128,012	29.7	2,908,003	76.5	1,942,087	51.1	27
897,083	29.5	2,255,878	74.1	1,433,835	47.1	28
213,313	25.5	632,227	75.6	391,809	46.8	29
164,697	21.8	533,181	70.4	292,082	38.6	30
84,744	18.1	303,273	64.8	222,783	47.6	31
87,790	15.8	308,166	55.5	209,522	37.8	32
387,022	24.9	1,102,227	71.0	713,786	46.0	33
461,010	24.1	1,374,768	71.8	869,331	45.4	34
245,700	22.9	736,474	68.7	517,196	48.2	35
151,816	24.5	435,155	70.2	265,772	42.9	36
171,610	21.6	572,203	72.1	353,386	44.5	37
210,365	20.5	697,499	67.9	417,366	40.7	38
96,152	17.1	321,801	57.1	185,388	32.9	39
900,341	26.3	2,495,323	72.9	1,718,216	50.2	40
176,784	25.8	440,933	64.4	286,187	41.8	41
212,672	22.2	609,121	63.7	378,202	39.5	42
321,345	23.0	912,915	65.4	642,660	46.0	43
189,491	20.5	592,218	63.9	382,287	41.3	44
202,323	21.3	548,680	57.7	356,004	37.4	45
281,418	20.7	793,357	58.4	484,728	35.7	46
326,354	27.9	598,977	51.3	337,618	28.9	47
20,827,311	25.4	57,929,669	70.6	37,884,988	46.2	48



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2017 年 度			2018 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
1	北海道	2,166,123	2,795,084	77.5	2,175,399	2,798,784	77.7
2	青森	547,581	727,238	75.3	549,990	727,919	75.6
3	岩手	510,955	738,278	69.2	514,654	740,262	69.5
4	宮城	1,012,071	1,288,920	78.5	1,018,786	1,293,981	78.7
5	秋田	390,447	592,602	65.9	392,309	590,838	66.4
6	山形	492,860	693,924	71.0	495,819	694,586	71.4
7	福島	881,807	1,221,306	72.2	885,508	1,222,253	72.4
8	茨城	1,559,680	1,969,832	79.2	1,566,331	1,978,570	79.2
9	栃木	1,030,432	1,331,994	77.4	1,036,385	1,336,666	77.5
10	群馬	1,058,402	1,374,627	77.0	1,064,420	1,378,111	77.2
11	埼玉	2,631,110	3,195,684	82.3	2,647,822	3,207,139	82.6
12	千葉	2,341,709	2,799,321	83.7	2,354,285	2,810,982	83.8
13	東京都	2,646,340	3,114,847	85.0	2,646,419	3,109,360	85.1
14	神奈川県	2,594,717	3,057,740	84.9	2,595,596	3,052,935	85.0
15	新潟	1,029,260	1,389,213	74.1	1,035,248	1,390,825	74.4
16	富山	540,176	709,106	76.2	542,503	709,511	76.5
17	石川	547,946	719,275	76.2	552,861	723,414	76.4
18	福井	394,407	510,681	77.2	397,356	512,275	77.6
19	山梨	387,024	554,058	69.9	390,326	556,198	70.2
20	長野	988,884	1,371,993	72.1	997,730	1,376,677	72.5
21	岐阜	1,064,700	1,295,740	82.2	1,070,404	1,300,676	82.3
22	静岡県	1,769,327	2,211,729	80.0	1,773,548	2,219,815	79.9
23	愛知県	3,562,101	4,164,113	85.5	3,591,140	4,187,217	85.8
24	三重	943,373	1,154,780	81.7	949,450	1,159,857	81.9
25	滋賀	639,338	798,044	80.1	645,688	804,039	80.3
26	京都	846,360	998,525	84.8	848,104	999,354	84.9
27	大阪	2,435,957	2,762,671	88.2	2,444,522	2,771,986	88.2
28	兵庫	1,946,896	2,308,937	84.3	1,951,576	2,310,726	84.5
29	奈良	551,806	651,362	84.7	551,806	651,945	84.6
30	和歌山	437,526	538,977	81.2	439,189	541,654	81.1
31	鳥取	248,904	344,496	72.3	250,561	345,589	72.5
32	島根	252,394	407,724	61.9	255,334	409,283	62.4
33	岡山	921,255	1,155,068	79.8	927,223	1,159,785	79.9
34	広島	1,169,455	1,450,880	80.6	1,176,101	1,456,189	80.8
35	山口	624,738	820,636	76.1	627,101	821,252	76.4
36	徳島	359,759	455,435	79.0	361,294	456,577	79.1
37	香川	474,874	586,966	80.9	478,200	589,786	81.1
38	愛媛	569,756	739,883	77.0	573,579	742,337	77.3
39	高知	260,954	395,707	65.9	263,201	396,524	66.4
40	福岡	2,113,701	2,583,028	81.8	2,133,410	2,599,485	82.1
41	佐賀	364,586	503,108	72.5	367,931	505,500	72.8
42	長崎	507,834	694,651	73.1	511,406	697,236	73.3
43	熊本	748,976	1,030,192	72.7	757,432	1,035,384	73.2
44	大分	489,941	689,920	71.0	494,308	692,667	71.4
45	宮崎	443,402	673,661	65.8	448,090	675,613	66.3
46	鹿児島	630,055	948,128	66.5	635,460	951,648	66.8
47	沖縄	477,523	837,471	57.0	488,198	852,989	57.2
48	合計	48,680,883	61,357,555	79.3	48,950,950	61,546,399	79.5

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2019 年度			2020 年度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,174,315	2,793,175	77.8	2,175,686	2,790,570	78.0	1
551,949	726,363	76.0	553,624	726,173	76.2	2
518,088	739,417	70.1	521,378	740,633	70.4	3
1,022,448	1,294,892	79.0	1,028,140	1,298,016	79.2	4
393,124	588,323	66.8	393,895	587,615	67.0	5
496,964	692,486	71.8	497,313	692,454	71.8	6
886,645	1,220,499	72.6	890,015	1,221,871	72.8	7
1,570,135	1,985,913	79.1	1,573,838	1,991,325	79.0	8
1,038,261	1,339,330	77.5	1,038,916	1,341,476	77.4	9
1,066,225	1,380,545	77.2	1,067,461	1,381,273	77.3	10
2,651,888	3,211,342	82.6	2,665,213	3,222,381	82.7	11
2,359,960	2,817,289	83.8	2,373,054	2,829,395	83.9	12
2,638,507	3,097,427	85.2	2,637,379	3,095,706	85.2	13
2,587,362	3,042,483	85.0	2,600,201	3,053,136	85.2	14
1,037,670	1,389,800	74.7	1,038,722	1,389,360	74.8	15
543,669	709,457	76.6	544,127	709,910	76.6	16
555,755	725,209	76.6	556,931	725,814	76.7	17
399,212	512,838	77.8	400,443	513,589	78.0	18
392,171	557,522	70.3	393,649	559,548	70.4	19
1,002,249	1,376,863	72.8	1,007,336	1,379,433	73.0	20
1,072,092	1,300,241	82.5	1,074,261	1,300,420	82.6	21
1,773,376	2,223,370	79.8	1,777,777	2,229,339	79.7	22
3,604,308	4,198,200	85.9	3,617,201	4,205,433	86.0	23
952,209	1,161,753	82.0	954,701	1,163,728	82.0	24
649,061	806,964	80.4	653,182	811,185	80.5	25
846,280	997,720	84.8	847,264	997,681	84.9	26
2,440,056	2,771,497	88.0	2,449,384	2,779,775	88.1	27
1,950,802	2,310,218	84.4	1,955,952	2,315,306	84.5	28
550,615	651,369	84.5	551,049	652,099	84.5	29
439,327	542,368	81.0	440,362	543,495	81.0	30
251,661	345,881	72.8	252,670	346,510	72.9	31
256,222	408,902	62.7	256,915	409,161	62.8	32
930,906	1,161,567	80.1	934,499	1,164,738	80.2	33
1,178,743	1,458,798	80.8	1,182,586	1,461,808	80.9	34
627,048	820,092	76.5	626,642	819,391	76.5	35
361,831	456,688	79.2	363,063	457,539	79.4	36
480,225	591,410	81.2	481,768	592,346	81.3	37
575,835	745,122	77.3	577,396	746,273	77.4	38
264,603	396,644	66.7	265,782	396,952	67.0	39
2,141,602	2,607,863	82.1	2,155,331	2,618,466	82.3	40
370,231	507,789	72.9	372,979	509,574	73.2	41
513,056	697,640	73.5	514,861	699,605	73.6	42
761,509	1,035,714	73.5	766,340	1,038,457	73.8	43
496,611	693,093	71.7	499,440	694,289	71.9	44
450,849	676,266	66.7	453,469	677,942	66.9	45
639,869	953,506	67.1	644,201	955,504	67.4	46
493,776	866,080	57.0	494,464	869,609	56.9	47
49,031,617	61,587,928	79.6	49,202,869	61,706,303	79.7	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2020年度〉

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	14,582	0.1	2,662	0.0	5,186	0.0
2		小型	17,196	0.1	3,336	0.0	10,104	0.1
3	営業用乗用車		369	0.2	152	0.1	22,861	13.5
4	軽四輪自動車	乗用車	8,511	0.0	5,515	0.0	6,813	0.0
5		貨物車	12,300	0.2	5,835	0.1	9,889	0.2
6	自家用貨物車	普通	3,665	0.3	1,166	0.1	1,886	0.2
7		小型	12,386	0.5	2,391	0.1	5,010	0.2
8	営業用貨物車	普通	2,297	0.3	1,402	0.2	2,690	0.3
9		小型	101	0.2	82	0.1	94	0.2
10	バス	自家用	1,216	1.5	77	0.1	171	0.2
11		営業用	1,034	0.9	43	0.0	825	0.7
12	二輪車		13,113	0.7	1,685	0.1	1,114	0.1
13	原動機付自転車		9,593	1.0	4,804	0.5	3,456	0.3
14	ダンプカー		843	0.2	496	0.1	956	0.2
15	特種用途自動車		28,399	9.2	1,007	0.3	1,581	0.5
16	工作車		7,801	1.3	7,567	1.3	7,734	1.3
17	小計		133,406	0.2	38,220	0.1	80,370	0.1
18	レンタカー		1,358	0.1	378	0.0	3,708	0.3
19	合計		134,764	0.2	38,598	0.1	84,078	0.1

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
63	0.0	17,057,607	99.9	17,080,100	100.0	1
159	0.0	15,311,257	99.8	15,342,052	100.0	2
241	0.1	145,872	86.1	169,495	100.0	3
79	0.0	18,521,565	99.9	18,542,483	100.0	4
74	0.0	4,944,329	99.4	4,972,427	100.0	5
20	0.0	1,114,505	99.4	1,121,242	100.0	6
34	0.0	2,430,979	99.2	2,450,800	100.0	7
471	0.1	877,145	99.2	884,005	100.0	8
86	0.2	56,137	99.4	56,500	100.0	9
5	0.0	79,508	98.2	80,977	100.0	10
0	0.0	108,315	98.3	110,217	100.0	11
35	0.0	1,901,329	99.2	1,917,276	100.0	12
36	0.0	982,462	98.2	1,000,351	100.0	13
11	0.0	451,661	99.5	453,967	100.0	14
4	0.0	278,448	90.0	309,439	100.0	15
485	0.1	576,808	96.1	600,395	100.0	16
1,803	0.0	64,837,927	99.6	65,091,726	100.0	17
4	0.0	1,091,869	99.5	1,097,317	100.0	18
1,807	0.0	65,929,796	99.6	66,189,043	100.0	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2020年度)

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	57,040	0.3	113,832	0.7	59,582	0.3
2		小型	98,651	0.6	154,646	1.0	63,214	0.4
3	営業用乗用車		64,079	36.1	15,197	8.6	2,726	1.5
4	軽四輪自動車	乗用車	101,383	0.5	178,300	1.0	59,405	0.3
5		貨物車	154,134	3.1	115,527	2.3	23,220	0.5
6	自家用貨物車	普通	18,879	1.7	36,262	3.2	9,657	0.9
7		小型	58,099	2.4	59,795	2.4	14,950	0.6
8	営業用貨物車	普通	52,290	5.8	41,792	4.7	23,760	2.7
9		小型	4,764	8.3	3,564	6.2	1,201	2.1
10	バス	自家用	2,296	2.9	1,829	2.3	366	0.5
11		営業用	21,787	20.0	6,181	5.7	1,156	1.1
12	二輪車		54,160	2.8	35,612	1.8	7,781	0.4
13	原動機付自転車		185,124	18.6	33,130	3.3	10,137	1.0
14	ダンプカー		6,252	1.4	10,774	2.4	3,556	0.8
15	特種用途自動車		43,794	14.2	11,957	3.9	1,564	0.5
16	工作車		68,442	11.8	58,232	10.1	16,423	2.8
17	小計		991,174	1.5	876,630	1.3	298,698	0.5
18	レンタカー		77,944	7.1	109,423	10.0	90,178	8.2
19	合計		1,069,118	1.6	986,053	1.5	388,876	0.6

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
34,592	0.2	16,809,544	98.4	17,074,590	100.0	1
39,840	0.3	14,978,356	97.7	15,334,707	100.0	2
1,933	1.1	93,796	52.8	177,731	100.0	3
31,368	0.2	18,162,475	98.0	18,532,931	100.0	4
16,356	0.3	4,648,785	93.8	4,958,022	100.0	5
18,478	1.7	1,035,185	92.6	1,118,461	100.0	6
13,863	0.6	2,300,051	94.0	2,446,758	100.0	7
50,310	5.6	727,718	81.2	895,870	100.0	8
1,923	3.3	46,069	80.1	57,521	100.0	9
278	0.3	75,461	94.1	80,230	100.0	10
1,704	1.6	78,201	71.7	109,029	100.0	11
3,430	0.2	1,827,448	94.8	1,928,431	100.0	12
2,946	0.3	766,072	76.8	997,409	100.0	13
3,172	0.7	429,066	94.8	452,820	100.0	14
1,578	0.5	250,093	80.9	308,986	100.0	15
82,590	14.3	352,291	61.0	577,978	100.0	16
304,361	0.5	62,580,611	96.2	65,051,474	100.0	17
56,964	5.2	762,817	69.5	1,097,326	100.0	18
361,325	0.5	63,343,428	95.8	66,148,800	100.0	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表 (2020年度)

	保険金額 用途・車種		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	7,148,635	42.4	6,262,531	37.1	1,758,960	10.4
2		小型	7,246,223	48.2	5,342,421	35.5	1,289,435	8.6
3	営業用乗用車		26,278	55.4	11,221	23.6	2,540	5.4
4	軽四輪自動車	乗用車	9,843,030	54.0	6,047,811	33.2	1,148,792	6.3
5		貨物車	2,670,181	59.0	1,323,056	29.2	233,758	5.2
6	自家用貨物車	普通	465,789	47.1	342,169	34.6	71,761	7.3
7		小型	1,091,844	49.4	746,397	33.8	153,540	7.0
8	営業用貨物車	普通	234,827	59.1	107,745	27.1	16,149	4.1
9		小型	20,002	59.8	8,889	26.6	1,427	4.3
10	バス	自家用	25,446	36.9	24,712	35.8	17,633	25.6
11		営業用	19,255	42.1	13,121	28.7	12,190	26.6
12	二輪車		529,155	76.2	115,606	16.6	20,114	2.9
13	原動機付自転車		189,176	73.8	43,842	17.1	7,429	2.9
14	ダンプカー		185,070	45.9	146,078	36.3	29,463	7.3
15	特種用途自動車		100,750	44.8	79,503	35.4	17,625	7.8
16	工作車		174,230	47.3	116,708	31.7	22,687	6.2
17	小計		29,969,891	49.6	20,731,810	34.3	4,803,503	8.0
18	レンタカー		678,306	85.4	93,215	11.7	6,743	0.8
19	合計		30,648,197	50.1	20,825,025	34.0	4,810,246	7.9

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
1,690,156	10.0	16,860,282	100.0	1
1,151,810	7.7	15,029,889	100.0	2
7,417	15.6	47,456	100.0	3
1,175,973	6.5	18,215,606	100.0	4
301,861	6.7	4,528,856	100.0	5
108,496	11.0	988,215	100.0	6
216,398	9.8	2,208,179	100.0	7
38,940	9.8	397,661	100.0	8
3,125	9.3	33,443	100.0	9
1,189	1.7	68,980	100.0	10
1,214	2.7	45,780	100.0	11
29,467	4.2	694,342	100.0	12
16,041	6.3	256,488	100.0	13
42,302	10.5	402,913	100.0	14
27,023	12.0	224,901	100.0	15
54,956	14.9	368,581	100.0	16
4,866,368	8.1	60,371,572	100.0	17
16,346	2.1	794,610	100.0	18
4,882,714	8.0	61,166,182	100.0	19



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2020年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	525,416	1.8	524,995	1.7
	21歳以上補償	1,806,016	6.0	1,805,804	6.0
	26歳以上補償	6,041,329	20.1	6,040,010	20.1
	30歳以上補償	3,135,994	10.4	3,134,460	10.4
	その他	18,511,283	61.7	18,508,156	61.7
	合計	30,020,038	100.0	30,013,425	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	568,934	3.2	568,717	3.2
	21歳以上補償	1,415,260	8.1	1,415,004	8.1
	26歳以上補償	3,166,999	18.1	3,165,439	18.1
	30歳以上補償	1,443,526	8.2	1,442,664	8.2
	その他	10,937,494	62.4	10,934,552	62.4
	合計	17,532,213	100.0	17,526,376	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	79,181	4.2	79,569	4.2
	21歳以上補償	165,687	8.8	166,806	8.8
	26歳以上補償	1,304,561	69.4	1,317,412	69.5
	30歳以上補償	288,019	15.3	287,830	15.2
	その他	42,905	2.3	42,686	2.3
	合計	1,880,353	100.0	1,894,303	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	34,393	5.7	34,448	5.7
	21歳以上補償	530,248	88.0	531,566	88.0
	その他	38,132	6.3	38,129	6.3
	合計	602,773	100.0	604,143	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,207,924	2.4	1,207,729	2.4
	21歳以上補償	3,917,211	7.8	3,919,180	7.8
	26歳以上補償	10,512,889	21.0	10,522,861	21.0
	30歳以上補償	4,867,539	9.7	4,864,954	9.7
	その他	29,529,814	59.0	29,523,523	59.0
	合計	50,035,377	100.0	50,038,247	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

※3 「原動機付自転車」以外の「その他」には35歳以上補償等を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
170,553	1.6	520,127	1.7	324,543	1.5	526,130	1.8
566,733	5.4	1,791,966	6.0	1,232,728	5.7	1,807,935	6.0
2,121,126	20.3	5,954,757	20.0	4,399,861	20.5	6,070,219	20.2
1,911,038	18.3	3,061,992	10.3	1,953,290	9.1	3,140,342	10.4
5,699,429	54.4	18,455,880	62.0	13,594,264	63.2	18,514,923	61.6
10,468,879	100.0	29,784,722	100.0	21,504,686	100.0	30,059,549	100.0
158,745	3.0	563,705	3.2	323,275	3.0	569,509	3.2
396,600	7.4	1,404,068	8.1	892,057	8.1	1,416,427	8.1
988,761	18.4	3,108,060	17.9	2,006,999	18.3	3,177,295	18.1
770,949	14.4	1,400,925	8.1	750,091	6.9	1,445,097	8.2
3,055,616	56.9	10,895,600	62.7	6,976,174	63.7	10,939,251	62.3
5,370,671	100.0	17,372,358	100.0	10,948,596	100.0	17,547,579	100.0
31,473	2.9	42,033	6.3	1,969	2.6	79,707	4.2
78,659	7.3	74,000	11.0	4,659	6.1	167,247	8.8
690,635	63.7	493,690	73.4	54,437	71.4	1,324,917	69.6
264,656	24.4	36,759	5.5	11,557	15.2	288,271	15.1
18,679	1.7	25,908	3.9	3,628	4.8	43,034	2.3
1,084,102	100.0	672,390	100.0	76,250	100.0	1,903,176	100.0
17,755	4.8	11,632	8.3	1,731	25.2	34,641	5.7
318,757	85.5	128,874	91.4	5,146	74.8	534,134	88.0
36,324	9.7	430	0.3	2	0.0	38,133	6.3
372,836	100.0	140,936	100.0	6,879	100.0	606,908	100.0
378,526	2.2	1,137,497	2.4	651,518	2.0	1,209,987	2.4
1,360,749	7.9	3,398,908	7.1	2,134,590	6.6	3,925,743	7.8
3,800,522	22.0	9,556,507	19.9	6,461,297	19.9	10,572,431	21.1
2,946,643	17.0	4,499,676	9.4	2,714,938	8.3	4,873,710	9.7
8,810,048	50.9	29,377,818	61.2	20,574,068	63.2	29,535,341	58.9
17,296,488	100.0	47,970,406	100.0	32,536,411	100.0	50,117,212	100.0

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2020年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	240,869	76.2	178,136,513
	「自動車」対「人」	55,628	17.6	120,720,469
	「自動車」対「物」	9,821	3.1	13,009,366
	自動車単独	8,175	2.6	6,974,420
	合計	315,971	100.0	320,502,485
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,496,004	83.3	481,021,407
	「自動車」対「人」	42,040	2.3	3,170,136
	「自動車」対「物」	231,942	12.9	97,347,767
	自動車単独	18,652	1.0	8,367,591
	合計	1,795,471	100.0	592,401,001
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	167,731	81.3	22,788,330
	「自動車」対「人」	4,570	2.2	816,096
	「自動車」対「物」	21,617	10.5	3,935,214
	自動車単独	11,978	5.8	2,721,720
	合計	206,362	100.0	30,387,497
人身傷害	「自動車」対「自動車」	174,849	66.9	64,414,736
	「自動車」対「人」	11,016	4.2	12,935,342
	「自動車」対「物」	46,337	17.7	33,005,417
	自動車単独	26,694	10.2	23,054,347
	合計	261,336	100.0	135,694,961
車両	「自動車」対「自動車」	766,618	41.0	251,175,680
	「自動車」対「人」	20,176	1.1	5,320,893
	「自動車」対「物」	528,295	28.3	210,903,256
	自動車単独	541,461	29.0	154,311,801
	合計	1,868,209	100.0	627,814,320

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2020年度〉

	事故形態		他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
			支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
都道府県			件	%	千円	件	%	千円
1	北海道		74,437	75.8	27,873,937	51	0.1	25,485
2	青森		16,614	77.8	5,389,422	10	0.0	1,054
3	岩手		14,823	71.2	4,698,167	21	0.1	11,392
4	宮城		29,570	80.3	9,953,822	104	0.3	69,070
5	秋田		12,063	77.9	3,686,653	19	0.1	12,297
6	山形		15,679	78.5	4,908,215	73	0.4	84,633
7	福島		26,185	74.6	8,846,026	155	0.4	203,301
8	茨城		40,443	80.3	14,947,787	118	0.2	70,525
9	栃木		24,831	77.4	9,363,773	75	0.2	28,578
10	群馬		29,014	81.0	10,721,553	27	0.1	24,420
11	埼玉		70,558	80.6	25,962,675	221	0.3	190,699
12	千葉県		74,572	79.0	28,426,929	3,000	3.2	2,020,978
13	東京都		91,525	80.1	38,478,847	168	0.1	111,317
14	神奈川県		76,336	78.7	28,350,687	231	0.2	140,754
15	新潟		27,770	71.2	8,211,401	46	0.1	13,668
16	富山		16,320	76.2	5,227,617	7	0.0	4,366
17	石川		14,634	75.7	4,480,826	8	0.0	3,504
18	福井		12,323	77.2	4,004,491	18	0.1	3,431
19	山梨		9,345	82.6	3,211,735	13	0.1	7,318
20	長野		27,583	81.4	8,171,719	40	0.1	41,703
21	岐阜		39,655	79.2	15,153,042	36	0.1	23,398
22	静岡県		51,421	82.0	17,312,659	75	0.1	50,871
23	愛知県		125,062	80.2	46,064,344	253	0.2	206,127
24	三重		31,063	78.5	12,207,150	63	0.2	74,629
25	滋賀		17,645	78.1	6,443,923	27	0.1	13,938
26	京都		26,232	81.8	9,403,794	46	0.1	19,379
27	大阪		81,622	78.9	32,086,618	535	0.5	352,737
28	兵庫県		56,097	78.8	22,471,482	123	0.2	76,511
29	奈良		15,640	81.5	5,821,571	16	0.1	20,551
30	和歌山		11,106	81.3	3,896,630	71	0.5	27,066
31	鳥取		8,472	75.5	2,536,236	21	0.2	6,485
32	島根		7,496	72.5	2,188,911	19	0.2	4,500
33	岡山		27,802	81.6	10,137,471	38	0.1	22,176
34	広島		33,579	79.6	11,654,095	61	0.1	22,000
35	山口		19,302	73.1	6,205,854	478	1.8	180,154
36	徳島		9,842	82.3	3,238,958	26	0.2	11,827
37	香川		12,994	87.4	4,479,264	10	0.1	5,126
38	愛媛		15,010	82.6	4,520,315	44	0.2	14,996
39	高知		6,625	86.6	1,861,485	18	0.2	3,840
40	福岡		67,386	76.2	22,244,612	2,198	2.5	1,562,984
41	佐賀		10,325	81.9	3,529,426	405	3.2	170,254
42	長崎		12,223	77.1	3,459,400	1,479	9.3	635,333
43	熊本		22,476	71.6	6,816,231	2,392	7.6	2,518,992
44	大分		13,163	79.7	4,118,319	243	1.5	155,452
45	宮崎		10,999	78.4	2,923,892	184	1.3	64,608
46	鹿児島		15,400	76.7	4,267,004	799	4.0	391,451
47	沖縄		14,018	84.4	3,075,681	441	2.7	208,152
48	合計		1,470,931	78.7	524,464,135	14,506	0.8	9,912,030

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。

※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
68	0.1	20,480	23,677	24.1	5,101,165	98,233	100.0	33,021,067	1
5	0.0	425	4,714	22.1	1,037,486	21,343	100.0	6,428,387	2
4	0.0	7,133	5,963	28.7	1,182,485	20,811	100.0	5,899,177	3
15	0.0	17,717	7,147	19.4	1,530,764	36,836	100.0	11,571,373	4
2	0.0	35	3,411	22.0	681,049	15,495	100.0	4,380,034	5
2	0.0	3,614	4,221	21.1	918,018	19,975	100.0	5,914,480	6
26	0.1	21,505	8,731	24.9	1,670,192	35,097	100.0	10,741,024	7
380	0.8	759,594	9,420	18.7	2,091,001	50,361	100.0	17,868,907	8
75	0.2	216,999	7,109	22.2	1,425,679	32,090	100.0	11,035,029	9
56	0.2	181,097	6,724	18.8	1,353,546	35,821	100.0	12,280,616	10
273	0.3	869,519	16,440	18.8	3,681,070	87,492	100.0	30,703,963	11
455	0.5	1,133,312	16,324	17.3	4,183,165	94,351	100.0	35,764,384	12
148	0.1	263,959	22,468	19.7	5,450,531	114,309	100.0	44,304,654	13
260	0.3	232,052	20,175	20.8	4,434,294	97,002	100.0	33,157,787	14
22	0.1	11,000	11,170	28.6	1,877,943	39,008	100.0	10,114,012	15
10	0.0	2,138	5,087	23.7	949,421	21,424	100.0	6,183,542	16
9	0.0	1,914	4,678	24.2	809,694	19,329	100.0	5,295,938	17
5	0.0	6,510	3,615	22.6	688,802	15,961	100.0	4,703,234	18
21	0.2	2,796	1,929	17.1	433,768	11,308	100.0	3,655,617	19
26	0.1	15,553	6,235	18.4	1,135,376	33,884	100.0	9,364,351	20
142	0.3	341,493	10,260	20.5	1,939,334	50,093	100.0	17,457,267	21
55	0.1	87,606	11,187	17.8	2,290,415	62,738	100.0	19,741,551	22
548	0.4	2,044,032	30,144	19.3	6,105,419	156,007	100.0	54,419,922	23
95	0.2	46,706	8,369	21.1	1,705,030	39,590	100.0	14,033,515	24
56	0.2	73,302	4,867	21.5	937,181	22,595	100.0	7,468,344	25
130	0.4	221,276	5,654	17.6	1,120,305	32,062	100.0	10,764,754	26
706	0.7	1,575,468	20,619	19.9	4,640,120	103,482	100.0	38,654,943	27
177	0.2	316,545	14,795	20.8	3,135,209	71,192	100.0	25,999,747	28
22	0.1	17,853	3,506	18.3	722,030	19,184	100.0	6,582,005	29
18	0.1	28,532	2,470	18.1	502,841	13,665	100.0	4,455,069	30
3	0.0	305	2,728	24.3	463,102	11,224	100.0	3,006,128	31
0	0.0	0	2,821	27.3	440,600	10,336	100.0	2,634,011	32
30	0.1	14,092	6,187	18.2	1,171,820	34,057	100.0	11,345,559	33
21	0.0	8,405	8,531	20.2	1,585,095	42,192	100.0	13,269,595	34
6	0.0	6,992	6,632	25.1	1,233,222	26,418	100.0	7,626,222	35
7	0.1	7,885	2,084	17.4	378,336	11,959	100.0	3,637,006	36
5	0.0	9,755	1,865	12.5	395,879	14,874	100.0	4,890,024	37
8	0.0	9,423	3,119	17.2	555,044	18,181	100.0	5,099,778	38
1	0.0	7,900	1,010	13.2	192,483	7,654	100.0	2,065,708	39
39	0.0	17,874	18,821	21.3	6,231,879	88,444	100.0	30,057,349	40
1	0.0	268	1,879	14.9	481,419	12,610	100.0	4,181,367	41
2	0.0	-915	2,154	13.6	601,839	15,858	100.0	4,695,657	42
10	0.0	2,755	6,493	20.7	3,700,096	31,371	100.0	13,038,074	43
13	0.1	5,635	3,106	18.8	832,486	16,525	100.0	5,111,892	44
0	0.0	0	2,845	20.3	559,405	14,028	100.0	3,547,905	45
11	0.1	5,591	3,858	19.2	1,080,376	20,068	100.0	5,744,422	46
3	0.0	664	2,156	13.0	440,188	16,618	100.0	3,724,685	47
3,982	0.2	8,628,487	378,790	20.3	84,809,748	1,868,209	100.0	627,814,400	48

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2020年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
		円	構成比
対物賠償	部品費	145,114	43.1
	工賃	61,683	18.3
	塗装費	52,292	15.5
	間接損害	51,897	15.4
	その他	25,803	7.7
	合計	336,788	100.0
車両	部品費	166,168	52.5
	工賃	66,766	21.1
	塗装費	54,648	17.2
	その他	29,223	9.2
	合計	316,806	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。





# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 3 関連情報

### I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死	亡
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1986	3,225,300 ( 2.8)	83,883,351 ( 11.6)	630	10,211,859
1987	3,241,266 ( 0.5)	82,938,910 (△ 1.1)	648	11,653,097
1988	3,392,378 ( 4.7)	89,177,706 ( 7.5)	651	11,204,359
1989	3,189,136 (△ 6.0)	85,634,404 (△ 4.0)	672	11,694,403
1990	3,325,675 ( 4.3)	90,287,051 ( 5.4)	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 ( 0.8)	81,887,921 ( 1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 ( 3.0)	73,139,184 ( 3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 ( 1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 ( 1.5)	75,702,484 ( 2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 ( 0.4)	72,201,803 ( 2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 ( 3.1)	73,822,215 ( 2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 ( 2.7)	75,241,838 ( 1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 ( 0.2)	76,321,869 ( 1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 ( 0.0)	94,797,163 ( 24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 ( 1.8)	96,557,242 ( 1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 ( 1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 ( 9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 ( 0.2)	69,607,048 ( 0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 ( 12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 ( 2.7)	80,465,865 ( 3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 ( 10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 ( 0.7)	89,347,693 ( 0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 ( 0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 ( 0.6)	90,143,244 ( 1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477 (△ 0.8)	83,753,746 (△ 0.6)	278	5,969,405
2019	3,616,628 (△ 0.9)	82,967,278 (△ 0.9)	261	5,756,045
2020	3,695,021 ( 2.2)	71,207,037 (△14.2)	258	5,638,430

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1986年度以降の( )内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金		
件	千円	件 %	千円 %		
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527		1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106		1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134		1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172		1985
48,260	27,651,120	48,890 ( 3.1)	37,862,979 ( 0.9)		1986
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 ( 5.0)		1987
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)		1988
44,486	26,313,634	45,158 ( 0.1)	38,008,037 (△ 0.8)		1989
44,677	26,438,530	45,350 ( 0.4)	38,473,773 ( 1.2)		1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)		1991
45,059	25,689,138	45,796 ( 1.6)	40,095,183 ( 5.9)		1992
46,885	27,013,599	47,570 ( 3.9)	40,858,426 ( 1.9)		1993
47,262	27,302,519	47,943 ( 0.8)	41,485,674 ( 1.5)		1994
47,268	25,646,983	47,932 ( 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)		1995
47,722	25,711,403	48,357 ( 0.9)	38,363,878 (△ 2.4)		1996
48,948	26,737,861	49,575 ( 2.5)	39,334,061 ( 2.5)		1997
49,983	27,103,897	50,608 ( 2.1)	40,172,988 ( 2.1)		1998
52,088	30,583,727	52,649 ( 4.0)	43,275,767 ( 7.7)		1999
55,561	32,842,902	56,067 ( 6.5)	45,129,402 ( 4.3)		2000
58,883	33,499,565	59,365 ( 5.9)	44,529,413 (△ 1.3)		2001
60,692	34,559,342	61,263 ( 3.2)	47,642,288 ( 7.0)		2002
63,464	36,517,854	64,014 ( 4.5)	49,341,513 ( 3.6)		2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)		2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 ( 0.1)		2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)		2006
62,737	36,568,051	63,182 ( 0.3)	46,695,192 (△ 1.7)		2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 ( 0.8)		2008
63,599	36,711,124	64,006 ( 2.4)	45,918,371 (△ 2.4)		2009
66,727	38,452,475	67,130 ( 4.9)	47,767,716 ( 4.0)		2010
69,117	38,291,020	69,466 ( 3.5)	46,568,101 (△ 2.5)		2011
69,716	38,690,169	70,032 ( 0.8)	46,185,198 (△ 0.8)		2012
71,218	39,545,411	71,602 ( 2.2)	48,075,366 ( 4.1)		2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 ( 0.8)		2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)		2015
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)		2016
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)		2017
64,112	36,282,620	64,390 (△ 4.6)	42,252,026 (△ 6.2)		2018
60,160	35,346,645	60,421 (△ 6.2)	41,102,690 (△ 2.7)		2019
51,795	31,666,861	52,053 (△13.8)	37,305,291 (△ 9.2)		2020

※4 1997年度は、JA共済およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※5 1998～2000年度は、JA共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※6 2001年度以降は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈2020年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	207,986	4,130,006	1,935	1,335,993
青森	50,329	982,089	407	307,963
岩手	92,121	1,835,146	817	654,002
宮城	82,243	1,646,517	1,066	788,346
秋田	111,889	2,282,080	1,103	842,029
山形	78,521	1,558,069	909	678,239
福島	130,239	2,604,497	1,773	1,052,210
茨城	51,060	1,004,987	806	546,023
栃木	63,867	1,263,851	995	741,186
群馬	87,191	1,741,657	1,577	1,165,797
埼玉	101,416	1,996,878	1,692	1,212,565
千葉	52,674	1,024,263	840	582,811
東京都	36,570	720,959	581	531,149
神奈川県	68,934	1,315,419	1,109	1,176,298
新潟	62,942	1,250,049	639	523,016
富山	32,670	670,889	440	297,687
石川	36,545	753,438	504	297,073
福井	30,016	619,094	444	227,428
山梨	67,933	1,324,878	1,004	660,762
長野	118,815	2,359,208	1,307	870,115
岐阜	59,917	1,204,419	850	582,092
静岡県	108,806	2,155,207	1,741	1,341,901
愛知	169,338	3,369,877	2,621	1,712,298
三重	74,394	1,485,672	1,305	889,911

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。  
 ※2 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋賀	51,167	1,011,411	781	518,975
京都	29,628	577,166	393	296,065
大阪	27,655	537,172	519	442,843
兵庫	103,491	2,028,176	1,569	1,153,108
奈良	41,514	754,732	717	507,124
和歌山	55,986	1,051,523	855	727,879
鳥取	24,690	500,488	276	117,455
島根	84,992	1,760,270	917	456,806
岡山	72,974	1,429,129	1,291	899,831
広島	84,427	1,680,856	1,147	924,787
山口	75,174	1,497,428	1,073	735,284
徳島	30,177	595,489	496	419,221
香川	34,461	673,699	734	506,578
愛媛	75,985	1,464,240	1,157	947,338
高知	78,023	1,563,372	927	682,130
福岡	114,105	2,253,701	2,422	1,712,483
佐賀	62,345	1,246,502	1,313	1,022,139
長崎	56,932	1,125,628	807	674,208
熊本	80,448	1,561,402	1,194	838,809
大分	73,695	1,466,196	982	744,695
宮崎	138,142	2,759,744	2,252	1,685,840
鹿児島	137,480	2,707,965	1,787	1,065,802
沖縄	104,423	1,040,934	1,500	769,298
離島	80,691	620,666	479	439,700
合 計	3,695,021	71,207,037	52,053	37,305,291

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
2016年度	対人賠償	11,241,189	86,523,498	48,164	45,882,624
	対物賠償	11,203,581	178,775,466	342,386	104,246,799
	搭乗者傷害	9,226,528	24,834,012	55,247	9,201,864
	人身傷害	8,379,033	44,539,925	46,759	23,262,728
	車 両	5,681,537	159,906,454	289,649	83,138,070
	合 計	11,241,189	494,579,355	782,205	265,732,085
2017年度	対人賠償	11,221,814	85,880,748	46,151	46,561,687
	対物賠償	11,186,678	176,678,057	332,018	102,577,544
	搭乗者傷害	9,114,957	24,112,058	68,066	11,123,760
	人身傷害	8,545,875	44,326,651	31,887	20,502,262
	車 両	5,723,514	160,522,805	282,018	82,596,794
	合 計	11,221,814	491,520,319	760,140	263,362,047
2018年度	対人賠償	11,194,366	80,793,946	43,380	45,639,233
	対物賠償	11,159,896	179,931,393	318,131	99,748,068
	搭乗者傷害	9,007,445	19,244,897	67,083	11,772,138
	人身傷害	8,727,381	37,532,169	30,432	20,348,771
	車 両	5,788,846	157,835,163	281,792	87,338,045
	合 計	11,194,366	475,337,568	740,818	264,846,256
2019年度	対人賠償	11,175,294	79,550,412	39,138	43,617,588
	対物賠償	11,143,470	176,080,736	299,178	96,242,257
	搭乗者傷害	8,891,302	18,975,739	61,918	11,377,487
	人身傷害	8,897,956	37,440,735	28,870	20,132,502
	車 両	5,868,945	158,791,976	266,776	86,162,925
	合 計	11,175,294	470,839,598	695,880	257,532,760
2020年度	対人賠償	11,194,296	79,535,582	32,616	39,345,206
	対物賠償	11,163,083	174,315,451	257,007	84,862,576
	搭乗者傷害	8,826,086	18,807,289	53,239	10,052,652
	人身傷害	9,067,314	37,609,302	26,725	18,610,665
	車 両	5,941,951	160,158,112	231,132	73,664,374
	合 計	11,194,296	470,425,736	600,719	226,535,473

※1 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※2 搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2021年3月末〉

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,780,781	552,022	14.6	2,705,011	71.5	3,257,033	86.1
青森	1,003,353	182,320	18.2	719,361	71.7	901,681	89.9
岩手	1,030,341	236,129	22.9	678,814	65.9	914,943	88.8
宮城	1,706,936	255,378	15.0	1,282,941	75.2	1,538,319	90.1
秋田	806,363	219,914	27.3	500,582	62.1	720,496	89.4
山形	931,496	222,172	23.9	622,022	66.8	844,194	90.6
福島	1,656,294	327,700	19.8	1,133,074	68.4	1,460,774	88.2
茨城	2,629,527	263,410	10.0	1,961,437	74.6	2,224,847	84.6
栃木	1,740,658	264,630	15.2	1,271,718	73.1	1,536,348	88.3
群馬	1,805,410	293,057	16.2	1,316,152	72.9	1,609,209	89.1
埼玉	4,162,440	367,032	8.8	3,301,533	79.3	3,668,565	88.1
千葉	3,686,414	222,019	6.0	2,937,025	79.7	3,159,044	85.7
東京都	4,408,196	287,722	6.5	3,466,423	78.6	3,754,145	85.2
神奈川県	4,032,723	256,457	6.4	3,246,884	80.5	3,503,341	86.9
新潟	1,839,402	373,488	20.3	1,305,604	71.0	1,679,092	91.3
富山	901,347	170,254	18.9	664,549	73.7	834,803	92.6
石川	917,004	161,092	17.6	678,501	74.0	839,593	91.6
福井	671,579	116,162	17.3	497,763	74.1	613,925	91.4
山梨	764,245	148,523	19.4	498,014	65.2	646,537	84.6
長野	1,910,431	406,294	21.3	1,293,200	67.7	1,699,494	89.0
岐阜	1,688,217	204,754	12.1	1,329,692	78.8	1,534,446	90.9
静岡県	2,904,876	357,702	12.3	2,222,441	76.5	2,580,143	88.8
愛知県	5,313,538	484,433	9.1	4,374,449	82.3	4,858,882	91.4
三重	1,526,418	177,471	11.6	1,186,963	77.8	1,364,434	89.4
滋賀	1,048,878	147,471	14.1	795,103	75.8	942,574	89.9
京都	1,341,472	119,057	8.9	1,078,415	80.4	1,197,472	89.3
大阪	3,800,515	200,415	5.3	3,145,919	82.8	3,346,334	88.0
兵庫県	3,043,551	297,087	9.8	2,410,804	79.2	2,707,891	89.0
奈良	836,445	81,694	9.8	664,971	79.5	746,665	89.3
和歌山	757,151	109,516	14.5	567,996	75.0	677,512	89.5
鳥取	467,730	101,572	21.7	317,719	67.9	419,291	89.6
島根	554,872	181,959	32.8	328,029	59.1	509,988	91.9
岡山	1,552,668	220,086	14.2	1,174,872	75.7	1,394,958	89.8
広島	1,914,664	252,127	13.2	1,481,108	77.4	1,733,235	90.5
山口	1,072,072	187,940	17.5	783,184	73.1	971,124	90.6
徳島	620,227	104,160	16.8	459,451	74.1	563,611	90.9
香川	793,250	120,098	15.1	608,878	76.8	728,976	91.9
愛媛	1,026,718	191,136	18.6	743,117	72.4	934,253	91.0
高知	563,703	148,469	26.3	345,244	61.2	493,713	87.6
福岡	3,424,727	324,040	9.5	2,665,176	77.8	2,989,216	87.3
佐賀	684,646	150,030	21.9	467,766	68.3	617,796	90.2
長崎	956,888	186,995	19.5	652,156	68.2	839,151	87.7
熊本	1,396,046	273,175	19.6	962,711	69.0	1,235,886	88.5
大分	926,540	167,307	18.1	630,868	68.1	798,175	86.1
宮崎	951,096	221,436	23.3	583,928	61.4	805,364	84.7
鹿児島	1,357,360	277,047	20.4	846,366	62.4	1,123,413	82.8
沖縄	1,168,544	291,379	24.9	632,092	54.1	923,471	79.0
合計	82,077,752	10,926,430	13.3	61,669,767	75.1	72,596,197	88.4

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（令和3年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。

※3 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値から作成

※4 自動車共済・自動車保険台数は、2021年3月末の有効契約台数です。

※5 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数			死 者 数		負 傷 者 数	
	件 数		1日当たり 平均件数	人 数	1日当たり 平均人数	人 数	1日当たり 平均人数
	交 通 事 故 件 数	死 亡 事 故 件 数					
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※ <sup>4</sup> 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1986	579,190	8,877	1,586.8	9,317	25.5	712,330	1,951.6
1987	590,723	8,981	1,618.4	9,347	25.6	722,179	1,978.6
※ <sup>4</sup> 1988	614,481	9,865	1,678.9	10,344	28.3	752,845	2,057.0
1989	661,363	10,570	1,812.0	11,086	30.4	814,832	2,232.4
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※ <sup>4</sup> 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※ <sup>4</sup> 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※ <sup>4</sup> 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※ <sup>4</sup> 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※ <sup>4</sup> 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※ <sup>4</sup> 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※ <sup>4</sup> 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7
2019	381,237	3,133	1,044.5	3,215	8.8	461,775	1,265.1
※ <sup>4</sup> 2020	309,178	2,784	844.7	2,839	7.8	369,476	1,009.5

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※4 ※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2020年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	7,898	△ 17.7	144	△ 5.3	2.7	0.4	9,043	△ 18.1	172.2	22.0
青森	2,436	△ 12.7	28	△ 24.3	2.2	0.2	2,939	△ 13.0	235.9	26.2
岩手	1,658	△ 15.8	46	2.2	3.7	0.4	1,953	△ 17.9	159.2	16.7
宮城	4,487	△ 20.9	44	△ 32.3	1.9	0.2	5,483	△ 21.0	237.8	29.3
秋田	1,377	△ 9.0	37	△ 7.5	3.8	0.4	1,655	△ 9.6	171.3	18.6
山形	3,328	△ 22.5	30	△ 6.3	2.8	0.3	3,975	△ 22.6	368.7	38.3
福島	3,266	△ 16.7	57	△ 6.6	3.1	0.3	3,857	△ 17.6	208.9	21.4
東京	25,642	△ 15.8	155	16.5	1.1	0.3	28,888	△ 16.9	207.5	58.3
茨城	6,049	△ 18.8	84	△ 21.5	2.9	0.3	7,455	△ 20.5	260.7	26.4
栃木	3,939	△ 13.5	60	△ 26.8	3.1	0.3	4,665	△ 17.0	241.2	24.7
群馬	9,266	△ 21.7	45	△ 26.2	2.3	0.2	11,624	△ 21.7	598.6	59.6
埼玉	17,115	△ 19.9	121	△ 6.2	1.6	0.3	20,443	△ 20.5	278.1	44.7
千葉	12,873	△ 21.9	128	△ 25.6	2.0	0.3	15,415	△ 22.6	246.3	38.1
神奈川	20,630	△ 11.4	140	6.1	1.5	0.3	23,904	△ 12.7	259.9	51.2
新潟	3,076	△ 11.7	64	△ 31.2	2.9	0.3	3,547	△ 13.2	159.6	17.5
山梨	2,146	△ 28.5	21	△ 16.0	2.6	0.2	2,650	△ 30.1	326.8	31.2
長野	4,802	△ 23.5	46	△ 29.2	2.2	0.2	5,756	△ 23.9	280.9	27.5
静岡	20,667	△ 17.7	108	6.9	3.0	0.3	26,360	△ 18.9	723.4	82.5
富山	1,992	△ 15.3	26	△ 23.5	2.5	0.3	2,309	△ 14.4	221.2	24.3
石川	2,025	△ 15.9	40	29.0	3.5	0.4	2,325	△ 17.6	204.3	24.2
福井	868	△ 25.7	41	32.3	5.3	0.6	940	△ 29.5	122.4	13.2
岐阜	3,052	△ 25.5	43	△ 48.8	2.2	0.2	3,851	△ 26.2	193.8	21.5
愛知	24,879	△ 19.3	154	△ 1.3	2.0	0.3	29,559	△ 20.1	391.4	52.1
三重	2,966	△ 18.7	73	△ 2.7	4.1	0.4	3,732	△ 20.4	209.5	22.3
滋賀	2,893	△ 20.7	49	△ 14.0	3.5	0.4	3,555	△ 22.6	251.4	30.6
京都	4,118	△ 20.5	49	△ 10.9	1.9	0.3	4,699	△ 22.6	181.9	28.5
大阪	25,543	△ 17.4	124	△ 4.6	1.4	0.3	29,888	△ 18.5	339.3	66.5
兵庫	17,352	△ 24.2	110	△ 20.3	2.0	0.3	20,489	△ 25.5	374.8	58.4
奈良	2,790	△ 16.2	25	△ 26.5	1.9	0.3	3,441	△ 17.0	258.7	35.4
和歌山	1,585	△ 14.7	18	△ 45.5	1.9	0.2	1,851	△ 16.2	200.1	20.2
鳥取	628	△ 22.0	17	△ 45.2	3.1	0.3	749	△ 21.7	134.7	14.8
島根	737	△ 20.5	18	△ 28.0	2.7	0.3	832	△ 21.4	123.4	13.8
岡山	4,288	△ 8.6	62	△ 17.3	3.3	0.4	4,840	△ 8.9	256.1	27.9
広島	4,779	△ 23.6	71	△ 5.3	2.5	0.3	5,648	△ 26.1	201.4	25.7
山口	2,641	△ 17.7	42	△ 6.7	3.1	0.4	3,161	△ 19.4	232.8	27.0
徳島	2,165	△ 13.9	20	△ 51.2	2.7	0.3	2,567	△ 15.2	352.6	37.7
香川	3,722	△ 18.0	59	25.5	6.2	0.7	4,514	△ 18.3	472.2	50.0
愛媛	2,404	△ 14.5	48	14.3	3.6	0.4	2,671	△ 15.7	199.5	22.1
高知	1,263	△ 18.8	34	3.0	4.9	0.5	1,382	△ 18.7	198.0	20.9
福岡	21,495	△ 20.2	91	△ 7.1	1.8	0.2	27,575	△ 21.4	540.3	73.6
佐賀	3,758	△ 25.4	33	△ 2.9	4.0	0.4	4,839	△ 27.9	593.7	63.8
長崎	2,987	△ 24.6	34	3.0	2.6	0.3	3,731	△ 26.9	281.2	34.1
熊本	3,152	△ 23.2	46	△ 33.3	2.6	0.3	3,987	△ 21.7	228.1	25.2
大分	2,437	△ 19.8	43	4.9	3.8	0.4	3,020	△ 19.8	266.1	29.3
宮崎	5,126	△ 22.6	36	△ 7.7	3.4	0.3	5,741	△ 22.8	535.0	54.7
鹿児島	4,070	△ 14.7	53	△ 13.1	3.3	0.3	4,678	△ 15.4	292.0	30.5
沖縄	2,808	△ 31.1	22	△ 38.9	1.5	0.2	3,290	△ 32.3	226.4	25.1
合計	309,178	△ 18.9	2,839	△ 11.7	2.3	0.3	369,476	△ 20.0	292.8	40.5

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2016	51,552 件	10.3 %	433,789 件	86.9 %	13,781 件	2.8 %	79 件	0.0 %	499,201 件	100.0 %
2017	50,756	10.7	408,812	86.6	12,528	2.7	69	0.0	472,165	100.0
2018	48,618	11.3	370,614	86.1	11,286	2.6	83	0.0	430,601	100.0
2019	44,907	11.8	325,313	85.3	10,941	2.9	76	0.0	381,237	100.0
2020	37,811	12.2	261,209	84.5	10,099	3.3	59	0.0	309,178	100.0

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上				合 計
							65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計		
2016	74 (1.9)	146 (3.7)	301 (7.7)	274 (7.0)	360 (9.2)	388 (9.9)	223 (5.7)	371 (9.5)	367 (9.4)	1,400 (35.9)	2,138 (54.8)	3,904 (100.0)
2017	67 (1.8)	98 (2.7)	297 (8.0)	209 (5.7)	383 (10.4)	394 (10.7)	226 (6.1)	337 (9.1)	364 (9.9)	1,319 (35.7)	2,020 (54.7)	3,694 (100.0)
2018	79 (2.2)	121 (3.4)	255 (7.2)	211 (6.0)	317 (9.0)	368 (10.4)	215 (6.1)	314 (8.9)	362 (10.2)	1,290 (36.5)	1,966 (55.7)	3,532 (100.0)
2019	52 (1.6)	111 (3.5)	250 (7.8)	181 (5.6)	281 (8.7)	371 (11.5)	187 (5.8)	267 (8.3)	323 (10.0)	1,192 (37.1)	1,782 (55.4)	3,215 (100.0)
2020	39 (1.4)	110 (3.9)	218 (7.7)	173 (6.1)	231 (8.1)	317 (11.2)	155 (5.5)	233 (8.2)	291 (10.3)	1,072 (37.8)	1,596 (56.2)	2,839 (100.0)

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 ( ) 内は構成比 (%) を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2016	1,338	34.3	684	17.5	509	13.0	1,361	34.9	12	0.3	3,904	100.0
2017	1,221	33.1	632	17.1	479	13.0	1,348	36.5	14	0.4	3,694	100.0
2018	1,197	33.9	613	17.4	453	12.8	1,258	35.6	11	0.3	3,532	100.0
2019	1,083	33.7	510	15.9	433	13.5	1,176	36.6	13	0.4	3,215	100.0
2020	882	31.1	526	18.5	419	14.8	1,002	35.3	10	0.4	2,839	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2016		3,904	4,698	1.20
2017		3,694	4,431	1.20
2018		3,532	4,166	1.18
2019		3,215	3,920	1.22
2020		2,839	3,416	1.20

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締り件数〈2020年〉

車両の種類 区分		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計
取締り総件数		件	件	件	件	件	件	件	件
主な違反行為	無免許運転	83	181	633	13,990	1,827	2,510	1	19,225
	酒酔い運転	2	3	3	458	6	23	0	495
	酒気帯び運転	67	32	116	20,140	454	1,154	0	21,963
	最高速度	3,613	6,428	14,580	1,052,071	36,065	49,663	0	1,162,420
	通行禁止	2,381	2,997	16,086	664,823	25,507	39,156	0	750,950
	駐停車	388	578	4,180	175,380	3,695	6,896	10	191,127
	整備不良車運転	814	237	142	9,987	4,809	8,355	0	24,344
	積載運転	1,792	1,676	3,549	6,026	121	227	0	13,391
	信号無視	15,894	11,077	15,862	535,378	14,422	42,852	0	635,485
	一時停止	2,244	4,221	16,863	1,447,103	34,763	99,778	0	1,604,972
携帯電話使用等	4,207	5,956	15,754	281,739	259	1,143	0	309,058	

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
2016	6,209,964	2.6	5,621,218	2.6	488,861	7.9
2017	6,342,147	2.1	5,736,086	2.0	481,473	7.6
2018	6,605,213	4.1	5,960,295	3.9	459,977	7.0
2019	6,639,767	0.5	5,978,008	0.3	432,492	6.5
2020	5,933,277	-10.6	5,293,830	-11.4	366,255	6.2

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許		男		女	
	保有者数	保有率	人	保有率	人	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1986	54,079,827	57.4	35,036,361	76.6	19,043,466	39.3
1987	55,724,173	58.4	35,752,664	77.1	19,971,509	40.7
1988	57,423,924	59.4	36,483,593	77.6	20,940,331	42.1
1989	59,159,342	60.4	37,244,077	78.2	21,915,265	43.5
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7
2019	82,158,428	74.8	44,778,696	84.4	37,379,732	65.8
2020	81,989,887	74.6	44,596,553	84.1	37,393,334	65.8

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「国勢調査」または「人口推計」（各年10月1日現在人口（補間補正を行っていないもの））によります。2020年は前年の人口によります。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 年齢別・男女別免許保有者の前年比較 (2019年・2020年)

区分 年齢別	2019年			2020年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16歳	12,998	4,355	17,353	11,870	4,166	16,036	-8.7	-4.3	-7.6
17歳	31,219	10,010	41,229	28,765	9,563	38,328	-7.9	-4.5	-7.0
18歳	116,053	75,420	191,473	111,212	74,728	185,940	-4.2	-0.9	-2.9
19歳	348,044	266,951	614,995	343,688	270,137	613,825	-1.3	1.2	-0.2
16～19歳	508,314	356,736	865,050	495,535	358,594	854,129	-2.5	0.5	-1.3
20～24歳	2,531,713	2,140,939	4,672,652	2,527,309	2,134,820	4,662,129	-0.2	-0.3	-0.2
25～29歳	2,867,111	2,530,227	5,397,338	2,848,585	2,510,651	5,359,236	-0.6	-0.8	-0.7
30～34歳	3,239,191	2,908,120	6,147,311	3,142,940	2,810,572	5,953,512	-3.0	-3.4	-3.2
35～39歳	3,695,692	3,389,708	7,085,400	3,621,999	3,315,530	6,937,529	-2.0	-2.2	-2.1
40～44歳	4,256,783	3,927,731	8,184,514	4,107,245	3,787,235	7,894,480	-3.5	-3.6	-3.5
45～49歳	4,818,948	4,454,490	9,273,438	4,798,360	4,436,206	9,234,566	-0.4	-0.4	-0.4
50～54歳	4,177,627	3,850,087	8,027,714	4,239,290	3,914,268	8,153,558	1.5	1.7	1.6
55～59歳	3,711,229	3,373,090	7,084,319	3,825,399	3,493,856	7,319,255	3.1	3.6	3.3
60～64歳	3,490,170	3,078,885	6,569,055	3,459,808	3,083,565	6,543,373	-0.9	0.2	-0.4
65～69歳	3,793,321	3,105,198	6,898,519	3,618,049	3,010,281	6,628,330	-4.6	-3.1	-3.9
70～74歳	3,598,414	2,528,031	6,126,445	3,824,786	2,720,318	6,545,104	6.3	7.6	6.8
75歳以上	4,090,183	1,736,490	5,826,673	4,087,248	1,817,438	5,904,686	-0.1	4.7	1.3
計	44,778,696	37,379,732	82,158,428	44,596,553	37,393,334	81,989,887	-0.4	0.0	-0.2

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 各年12月末現在の数値

第42表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総損害額	態様	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害者		出典
						性別年齢	職業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼開業科医	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公務員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コンサルタント	自保ジャーナル 2008号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専門学校教諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大学生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大学生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティーチングアシスタント	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会社員	交民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会社員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小学生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開業医	交民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中学生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中学生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美容室長	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高校生	交民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会社員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 1610号
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	2006/4/5	2000/7/31	男 17歳	高校生	自保ジャーナル 1639号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第43表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	出典
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成2年(ホ)第1098号 平成3年(ホ)第3591号 平成4年(ホ)第3621号 平成4年(ホ)第293号 平成4年(ホ)第695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。





# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792
2019	19,555,497	59,413	19,504,253	161,245	22,528,178	61,808,586	1,486,117	926,279	3,420,834	73,227	181,759
2020	19,918,231	57,083	19,052,461	153,726	22,735,611	61,917,112	1,502,123	931,236	3,420,039	72,764	185,669

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）

※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	6,984,757	2,056,749	2018
8,278,918	14,367,134	116,250	114,801	1,253,805	160,363	351,934	1,704,542	1,972,367	81,849,782	6,766,681	2,052,040	2019
8,284,012	14,395,843	112,143	110,183	1,266,360	159,701	354,133	1,748,026	2,014,251	82,077,752	-	-	2020

※4 特種(殊)用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第45表 都道府県別自動車保有車両数（2021年3月末）

都道府県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,780,781	2,801,447	663,715	13,226
青森	1,003,353	728,543	212,733	3,662
岩手	1,030,341	742,741	224,568	3,360
宮城	1,706,936	1,302,206	295,165	4,775
秋田	806,363	588,796	170,222	2,166
山形	931,496	693,746	184,491	2,439
福島	1,656,294	1,224,207	327,680	4,921
茨城	2,629,527	1,994,030	483,351	6,723
栃木	1,740,658	1,343,346	287,877	4,343
群馬	1,805,410	1,382,774	317,444	3,749
埼玉	4,162,440	3,228,010	632,000	10,088
千葉	3,686,414	2,835,754	609,767	11,651
東京都	4,408,196	3,141,251	670,405	16,058
神奈川県	4,032,723	3,064,648	562,295	11,647
山梨県	764,245	560,419	153,350	2,058
新潟県	1,839,402	1,392,172	335,956	5,634
富山県	901,347	710,794	145,788	1,919
石川県	917,004	727,678	145,048	2,594
長野県	1,910,431	1,381,883	416,814	5,068
福島県	671,579	514,567	122,620	1,843
岐阜県	1,688,217	1,302,249	295,110	4,203
静岡県	2,904,876	2,233,889	483,001	5,873
愛知県	5,313,538	4,213,496	778,526	10,113
三重県	1,526,418	1,164,887	275,422	3,267
滋賀県	1,048,878	812,307	176,053	2,576
京都府	1,341,472	1,005,565	236,075	4,634
大阪府	3,800,515	2,797,158	665,124	10,592
奈良県	836,445	653,091	133,685	2,115
和歌山県	757,151	544,820	161,061	1,623
兵庫県	3,043,551	2,322,642	488,676	7,794
鳥取県	467,730	347,143	98,811	1,149
島根県	554,872	410,224	117,764	1,654
岡山県	1,552,668	1,167,838	295,875	2,972
広島県	1,914,664	1,468,061	322,103	4,995
山口県	1,072,072	821,645	193,964	2,384
徳島県	620,227	458,565	128,892	1,511
香川県	793,250	593,835	152,232	1,697
愛媛県	1,026,718	748,406	217,026	2,144
高知県	563,703	398,191	129,344	1,297
福岡県	3,424,727	2,629,303	572,975	10,038
佐賀県	684,646	510,678	134,999	1,954
長崎県	956,888	702,394	184,101	4,201
熊本県	1,396,046	1,041,865	281,907	3,545
大分県	926,540	696,418	182,137	2,244
宮崎県	951,096	679,839	209,249	1,970
鹿児島県	1,357,360	959,051	311,010	4,237
沖縄県	1,168,544	874,540	209,432	3,620
合 計	82,077,752	61,917,112	14,395,843	222,326

※1 「自動車保有車両数・月報（令和3年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	車種					合 計
	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	
	台	台	台	台	台	台
2016	1,491,022 (9.1)	1,304,292 (△2.0)	136,776 (△1.0)	237,493 (△2.4)	95,434 (5.2)	3,265,017 (3.0)
2017	1,548,534 (3.9)	1,389,258 (6.5)	138,364 (1.2)	238,193 (0.3)	97,920 (2.6)	3,412,269 (4.5)
2018	1,581,328 (2.1)	1,308,639 (△5.8)	147,028 (6.3)	239,530 (0.6)	92,439 (△5.6)	3,368,964 (△1.3)
2019	1,585,030 (0.2)	1,231,589 (△5.9)	151,429 (3.0)	248,355 (3.7)	91,545 (△1.0)	3,307,948 (△1.8)
2020	1,369,300 (△13.6)	1,103,309 (△10.4)	133,286 (△12.0)	210,886 (△15.1)	85,663 (△6.4)	2,902,444 (△12.3)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行)から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 ( )内は、対前年増減率(%)です。

第47表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2016	12.97	12.87	12.91	16.71	13.36	14.37	20.19	15.19	17.39
2017	13.24	13.23	13.24	17.15	13.65	14.72	20.65	15.95	17.69
2018	13.17	13.31	13.26	17.58	14.07	15.17	20.79	16.49	18.36
2019	13.53	13.50	13.51	17.71	14.22	15.31	20.77	16.46	18.31
2020	13.87	13.87	13.87	17.99	14.65	15.73	19.99	17.26	18.38

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## Ⅳ 法令関係

第48表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生の事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの</li> </ol>	1,296万円
第7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾丸を失ったもの</li> </ol>	1,051万円
第8級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> <li>8 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	819万円

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円



等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。  
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。  
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。  
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
  - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
  - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。



---

2021年度（2020年度統計）

# 自動車保険の概況

2022年4月発行

---

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>

---